



# 平成 28 年度事業活動報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本看護系大学協議会

## 平成 28 年度の日本看護系大学協議会事業活動報告書の作成にあたって

本会は平成 27 年度に発足から 40 周年を迎え、平成 28 年 1 月に関係者の方々、本会へご功労のあった方々、ならびに会員校とともに 40 周年記念事業を執り行うことができました。本会の前身である「看護系六大学協議会」は、名が示すとおり発足時わずか 6 大学からスタートしたと記録されています。41 年後の平成 29 年 4 月には 257 校、267 課程、わずか 30 年の間に 大学の数は 25 倍に、入学定員は前年より 1,000 人近く増えおよそ 22,500 人となります。発足当初からの多くの方々のご尽力、ご貢献に改めて感謝申し上げます。

今年度は新理事体制となり、重要事業を引き継ぐとともに、新たな事業にも取り組みました。

看護学教育の質保証の要となる看護学分野別評価の事業を推進するため、「日本看護学教育認証評価機構(仮称)」設立をめざし、本会の外郭委員会として機構設立準備委員会を立ち上げ活動を開始しました。文部科学省のモデルコアカリキュラム策定への協力、本会委員会でコアコンピテンシーに基づくコアカリキュラムの策定等を通して、評価基準、評価体制の整備を急いでいるところです。

また看護を取り巻く社会の動き、特に地域包括ケアへの対応が求められており、本会では、文部科学省「平成 27 年度～29 年度大学における医療人材育成の在り方に関する調査研究」の委託事業を受け、本年度は、地域包括ケアの時代に向けた新たな看護学実習の在り方について提言するために、看護学士課程教育における先駆的な取り組みの実態を明らかにすることを目的に調査を行いました。地域包括ケア時代に向けた新たな臨地実習の在り方として、1) ディプロマポリシー/卒業時到達目標・コアコンピテンシーに地域の看護ケアを反映した実習構成、2) 新たなヘルスケアニーズや変化する保健医療システムに対応した実習、3) 地域志向性を持った地域在宅完結型実習の構築、4) IPE (Interprofessional Education: 専門職連携教育)、IPW (Interprofessional Work: 専門職連携実践) の推進、5) 臨床実習における指導者との協働・教員の教育力向上など、新たな取り組みが開始されていました。後期高齢者人口がピークとなる 2025 年まで 10 年を切り、地域包括ケアは構想段階から改革の段階に入っています。看護がどのような役割を担い、そのためにどのような人材を育成するか、早急に方向性を示す必要があると考えます。今回の調査結果をもとに、今後は地域包括ケアの時代に向け、実習基準策定への反映、新たな取り組みの普及、実習教育を含む看護学教育の在り方について、方向性を示していくことができればと思っています。

また、常設の委員会においても積極的に活動を展開してまいりました。詳細は報告書をご覧ください、ここではトピックスのみ紹介させていただきます。

「高等教育行政対策委員会」では、「Academic Administration」の観点から質保証に取り組むこととして、研修会を開催しました。「看護学教育質向上委員会」では看護教員の資質向上の観点から、教育の指導的立場にある教員のセミナー企画、教材開発などに取り組み、平成 29 年度にセミナーを開催する予定です。「看護学教育評価検討委員会」では、コアコンピテンシーに基づく JANPU コアカリキュラム(仮称)の作成に取り組み、分野別評価における評価基準としての活用を検討しています。「高度実践看護師教育課程認定委員会」では新たな専門看護分野の特定、専門看護師、ナースプラクティショナーの教育課程の認定を実施してきました。「広報・出版委員会」では、ホームページの拡充の一環として、スマートフォン版の検討、英語版作成等に取り組みました。「国際交流推進委員会」では、国際活動の窓口としての活動、第 20 回 EAFONS での活動等を行うとともに、委員会主催のセミナーを開催しました。「データベース委員会」は看護系大学の教育等に関する実態調査を継続して行い、「災害支援対策

委員会」は大学の備えに関するアンケート調査を企画しました。また災害支援に係る JANPU 会員のブロック単位のネットワークを組織化することについて検討しました。「養護教諭養成教育検討委員会」は養護教諭養成カリキュラムの検討を継続しました。

近年の会員校の増加に伴い、事業規模、予算規模は拡大してまいりました。本会では平成 28 年度に会費値上げと常任理事の設置を承認していただき、組織体制の基盤強化を図り、本会から看護学教育に関する政策を速やかに積極的に発信していく役割を確実に果たしていかなければならないと考えます。会員の皆様、また会員間のコミュニケーションを密にしていくことが必須であり、地域ごとに構成されているブロック単位を組織化し、活動を活性化することも検討していきたいと思っています。

看護基礎教育を学士課程で行うことは、長年にわたり看護界が待望してきたところであり、今後ともより一層の、看護学士教育の量的質的拡大に尽力してまいります。また社会からは看護学教育の質保証に重大な関心がよせられており、日本看護系大学協議会はこのような状況をふまえ、「看護学士教育の質保証—量と質の共栄—」という観点から、看護学教育の発展に取り組んでいきたいと思っています。会員の皆様の積極的な参加と声が本会を発展させることにつながると考えます。今後ともご協力、ご支援のほどお願いし、報告のあいさつにかえさせていただきます。

一般社団法人 日本看護系大学協議会  
代表理事 上泉 和子  
(青森県立保健大学)

#### 平成 28 年度役員

理事 (副代表理事) 岡谷 恵子 (東京医科大学)	理事 宮崎美砂子 (千葉大学)
理事 井上 智子 (国立看護大学校)	理事 萱間 真美 (聖路加国際大学)
理事 内布 敦子 (兵庫県立大学)	理事 中野 綾美 (高知県立大学)
理事 小松 浩子 (慶應義塾大学)	理事 山本 則子 (東京大学)
理事 荒木田美香子 (国際医療福祉大学)	理事 鈴木志津枝 (神戸市看護大学)
監事 高田 早苗 (日本赤十字看護大学)	監事 村嶋 幸代 (大分県立看護科学大学)

## 目次

### 平成28年度事業活動内容

平成28年度 定時社員総会、臨時社員総会報告	1
平成28年度 理事会報告	21
<b>&lt;常設委員会&gt;</b>	
1. 高等教育行政対策委員会	33
分掌：岡谷 恵子（東京医科大学）	
2. 看護学教育質向上委員会	39
分掌：萱間 真美（聖路加国際大学）	
3. 看護学教育評価検討委員会	45
分掌：内布 敦子（兵庫県立大学）	
4. 高度実践看護師教育課程認定委員会	57
分掌：中野 綾美（高知県立大学）	
5. 広報・出版委員会	67
分掌：小松 浩子（慶應義塾大学）	
6. 国際交流推進委員会	71
分掌：山本 則子（東京大学）	
7. データベース委員会	75
分掌：荒木田 美香子（国際医療福祉大学小田原保健医療学部）	
8. 災害支援対策委員会	113
分掌：鈴木 志津枝（神戸市看護大学）	
<b>&lt;臨時委員会&gt;</b>	
9. 養護教諭養成教育検討委員会	117
分掌：荒木田 美香子（国際医療福祉大学小田原保健医療学部）	
-----	
・平成28年度事業活動概略	129
<b>&lt;定款・規程&gt;</b>	
・定款	(3)
・定款施行細則	(11)
・役員候補者選挙規程	(13)
・災害看護支援事業規程	(15)
・災害看護支援事業資金取扱規程	(17)

<委員会規程>

- 委員会に関する規程（共通） ..... (21)
- 高等教育行政対策委員会規程 ..... (23)
- 看護学教育質向上委員会規程 ..... (24)
- 看護学教育評価検討委員会規程 ..... (25)
- 高度実践看護師教育課程認定委員会規程 ..... (26)
- 高度実践看護師教育課程認定規程 ..... (28)
- 高度実践看護師教育課程認定細則 ..... (32)
- 高度実践看護師教育課程基準 ..... (36)
- 広報・出版委員会規程 ..... (38)
- 国際交流推進委員会規程 ..... (39)
- データベース委員会規程 ..... (40)
- 災害支援対策委員会規程 ..... (41)
- 養護教諭養成教育検討委員会規程 ..... (42)
- 選挙管理委員会規程 ..... (43)
- 常任理事候補者選考委員会規程 ..... (45)

<理事会関連規程>

- 理事職務規程 ..... (49)
- 常任理事服務規程 ..... (51)

The background is a solid light gray color. Overlaid on this are several white, thin-lined decorative elements. These include a large circle in the upper right quadrant, a smaller circle in the lower right, and several wavy, flowing lines that meander across the page, some forming loops and others ending in small circles. The overall aesthetic is clean and modern.

平成 28 年度 定時社員総会報告  
平成 28 年度 臨時社員総会報告



## 一般社団法人日本看護系大学協議会 平成 28 年度定時社員総会議事録

日時：平成 28 年 6 月 20 日（月） 12：30～17：15

場所：日本教育会館 一ツ橋ホール（住所：東京都千代田区一ツ橋 2-6-2）

総社員数：254 名

出席社員数：253 名（開始後の出席社員数は後記各議案に記載のとおり。委任状による出席を含む）

総社員の議決権数：254 個

出席社員の議決権数：後記各議案に記載のとおり

（以下敬称略）

記録：東京医科大学 藤本薫、日本赤十字看護大学 西田朋子

出席役員：代表理事：高田早苗（議長・議事録作成者）

理事：上泉和子、宮崎美砂子、岡谷恵子、村嶋幸代、北川真理子、山口桂子、荒木田美香子、  
鈴木志津枝、川口孝泰、佐伯由香、高見沢恵美子

監事：田村やよひ、上別府圭子

### 配布資料

1. 一般社団法人日本看護系大学協議会平成 28 年度定時社員総会次第
2. 平成 28 年度一般社団法人日本看護系大学協議会新会員校一覧（資料 1）
3. 平成 28 年度事業計画案（資料 2）
4. 一般社団法人日本看護系大学協議会平成 28 年度収支予算書案（資料 3）
5. 急増する看護系大学の現状と教育の質担保について（資料 4）
  - ・日本看護系大学協議会会員校の責任（会員校向け）
  - ・わが国の大学における看護学教育の質保証－日本看護系大学協議会の挑戦－（外部機関向け）
6. 一般社団法人日本看護系大学協議会平成 28 年度新役員候補者一覧（資料 5）
7. 平成 27 年度決算・監査報告書（資料 6）
8. 会費の値上げの提案一趣旨および経緯の説明（資料 7）
9. 常任理事の設置（資料 8）
10. 日本看護系大学協議会「平成 28 年度熊本地震」被災大学被害報告（資料 9）
11. 「看護系大学の教育等に関する実態調査 2015」へのご協力のお願い（資料 10）
12. 話題提供資料：
  - 「看護系大学の現状と課題」、参考資料「国公立看護系大学等の状況」【文部科学省】
  - 「看護行政の動向について」【厚生労働省】

司会：日本看護系大学協議会 理事 宮崎美砂子

### 開会（12 時 30 分）

#### 1. 代表理事挨拶（高田早苗代表理事）

開会に先立ち高田代表理事より、以下の挨拶があった。

熊本地震で予期せぬご不幸に見舞われた方に、また避難所等で不自由な生活を余儀なくされている被災者の方々にお見舞いを述べた。JANPU の会員校も被災され、急遽募金をお願いすることとなった。

この 2 年間の任期を本総会で終えることとなるが、理事・監事全員で協力しながらこれまで務めてきた。十分ではない部分もあるが、本総会にて議事をお諮りし、まとめていきたいと考える。今期の事業は例年に加え、40 周年の記念事業、日本での EAFONS 開催があった。それらの活動報告にあわせ、重要な議案も多数あるので審議の程よろしくお願ひしたい。

#### 2. 議長ならびに議事録署名人選出（高田代表理事）

定款第 15 条「社員総会の議長は、あらかじめ定めた代表理事がこれに当たる」に基づき、議長は高田早苗代表理事が務めることが説明された。

また、定款第19条「社員総会の議事については法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名を選任して署名押印し10年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする」と定められていることが説明され、理事会から議事録署名人として、弘前大学 木立るり子氏、金城大学 永山くに子氏が選出されたことが報告された。

### 3. 平成28年度新会員校紹介（高田代表理事）（資料1）

定款第8条「本法人の社員となるには、理事会の承認を得なければならない」と定められており、以下の6校の社員が平成28年5月20日に開催された平成28年度の第1回理事会で承認され、本会の加盟校が254校になった旨が説明された。

新会員校および代表者

健康科学大学 代表者 西脇友子（代理人 金子潔子）

国際医療福祉大学成田看護学部 代表者 山下香枝子

修文大学 代表者 石黒彩子

東京医療学院大学 代表者 和賀徳子

八戸学院大学 代表者 蛭田由美

姫路獨協大学 代表者 森田せつ子

### 4. 議事

12:20時点において出席数196校、代理人または議長への委任状を含めた議決権は9校、合計205校となり、過半数の127を超えていることから、定款16条に基づき、議事を進めることが報告された。

#### 【報告事項】

#### 1) 平成27年度活動報告（別添冊子平成27年度事業活動報告書）（高田代表理事）

##### （1）平成27年度定時社員総会および理事会報告（事業活動報告書P.3～25）（高田代表理事）

平成27年度定時社員総会議事録は、議事録署名人の群馬大学 神田清子氏、千葉県立保健医療大学 石井邦子氏により承認されている。

平成27年度定時社員総会では例年とは2つ異なる議事があった。1つ目は、日本看護学教育認証評価機構（仮称）の設置案に関する検討であり審議の結果、賛成172票、反対68票、棄権2票となり、承認された。2つ目は、「会費の値上げ」（5万円の値上げ）についてであったが、様々な意見があり、投票結果についても「詳細の資料と共に改めて提案を行う」191票、「本日採決を行う」50票、棄権1票となり、改めて理事会で検討し諮ることになった。

平成27年度理事会報告内容は、p.13からとなる。通常と異なる議事としては、第2回理事会での40周年記念事業（p.15の3の1）の②、将来構想検討プロジェクト（p.16）である。第3回、第4回理事会では、会費値上げについての検討を主に進めていき、その結果に関してウェブにて意見聴取した。第5回理事会では、ウェブ調査の結果分析をし、案を精練させ、第6回理事会では本総会で諮る内容の提案と声明についての検討を行った。

各担当理事より以下の報告が行われた。

#### <常設委員会>

- ① 高等教育行政対策委員会、40周年記念事業（上泉理事）（事業活動報告書P.29～30）
  - ・趣旨（P.29）、活動経過（P.29-30）、今後の課題（P.30）
- ② 看護学教育質向上委員会（村嶋理事）（事業活動報告書P.33～48）
  - ・趣旨（P.33）、活動経過（P.33-45）、提言（P.45-48）
- ③ 看護学教育評価検討委員会（北川理事）（事業活動報告書P.51～99）
  - ・趣旨（P.51）、活動経過（P.51）、提言（P.52）
- ④ 高度実践看護師教育課程認定委員会（山口理事）（事業活動報告書P.103～110）
  - ・趣旨（P.103）、活動経過（P.103-104）、今後の課題（P.104）
  - ・平成27年度高度実践看護師教育課程認定結果の報告（p.105-110）

- ⑤ 広報・出版委員会（荒木田理事）（事業活動報告書P.113～119）
  - ・趣旨（P.133）、活動経過（P.113-119）、今後の活動（P.113）
  - ザ・データベース・オブ JANPU (DOJ) という高校生向けのホームページでは、現在 38 大学が登録し、大学紹介を行っていることが報告された。
- ⑥ 国際交流推進委員会（鈴木理事）（事業活動報告書P.123～124）
  - ・趣旨（P.123）、活動経過（P.123-124）、今後の課題（P.124）
- ⑦ データベース委員会（川口理事）（事業活動報告書P.145～209）
  - ・趣旨（P.145）、活動経過（P.145-146）、今後の課題（P.146）、なお、p.146「4. 看護系大学等に関する実態調査 2014 の報告」の文末に記載されている「何卒、」とある文言については削除された。
  - ・看護系大学の教育等に関する実態調査（p.149-209）
- ⑧ 災害支援対策委員会（佐伯理事）（事業活動報告書P.213）
  - ・趣旨（P.213）、活動経過（P.213）、今後の課題（P.213）

#### <臨時委員会>

- ① 高度実践看護師制度推進委員会（高見沢理事）（事業活動報告書P.217～221）
  - ・趣旨（P.217）、活動経過（P.217）、今後の課題（P.217）
  - ・日本看護協会・日本 NP 教育大学院協議会との話し合い日程については、未定であることが報告された。また、文部科学省「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業」応募については、採択には至らなかった旨報告された。
- ② 養護教諭養成教育検討委員会（荒木田理事）（事業活動報告書P.225～234）
  - ・趣旨（P.225）、活動経過（P.225-234）、今後の課題（P.225）
- ③ 選挙管理委員会（宮崎理事）（事業活動報告書P.237）
  - ・趣旨（P.237）、活動経過（P.237）
- ④ 将来構想検討プロジェクト（高田代表理事）（事業活動報告書P.241～243）
  - ・趣旨（P.241）、活動経過（P.241-242）、今後の課題（P.242）
- ⑤ 40 周年記念事業プロジェクト（上泉理事）（事業活動報告書P.247）
  - ・趣旨（P.247）、活動経過（P.247）、記念誌については1校1冊である旨説明された。
- ⑥ 19<sup>th</sup> EAFONS 開催委員会（宮崎理事）（事業活動報告書P.127～142）
  - ・趣旨（P.128）、活動経過（P.128-142）、今後の課題（P.130）

### 2) 平成 28 年度事業計画案（資料 2）（高田代表理事）

高田代表理事より資料 2 に基づき、以下の計画案が報告された。

平成 28 年度事業計画案としては大きく 3 項目である。

1 つ目は看護教育の質の保証である。1) 分野別質保証を担う日本看護学教育認証評価機構（仮称）設立に向け、設立準備委員会を設置し、看護学教育評価検討委員会の発展的解消を図り、平成 29 年度の機構設置を目指す。2) コアコンピテンシーを基盤としたコアカリキュラムの策定と普及をはかる。3) アカデミックアドミニストレーションの強化をはかる。4) 会員校への相談サービスでは、特に新設校がカリキュラムの工夫について困難を抱えているという声をきくことから、本会に相談の場を設け、教育の質向上を図る。

2 つ目に、日本看護系大学協議会の安定的組織基盤の構築をあげている。これは他団体との協力を視野に入れた経費削減並びに効率的運営のための方策を検討する。その上で組織の効率的運営を基盤とした妥当な会費値上げを実施、常任理事導入の具体的な作業を開始する。また、それに関連する定款、規程等の改正を行う。

3 つ目に、会員ニーズにあった柔軟な運営体制の促進である。会員校の声を十分に反映する仕組みとなっていない。そのためブロック別会議の導入、ニーズにあった課題解決に向け、地区別あるいは設置主体別の部会等の導入など、仕組みをつくっていききたいと考えている。

### 3) 平成 28 年度収支予算案（資料 3）（財務担当 岡谷理事）

財務担当の岡谷理事より、資料 3 に基づき、平成 28 年度予算案が報告された。

平成 28 年度予算額は経常収入合計 4,850 万 4,800 円、うち会費収入として 3,810 万円、事業収入として 978

万8,800円であり、経常支出合計は5,851万6,000円となり、経常収支差額は1,001万1,200円となり、収入よりも支出が多い予算となっている。事業を推進するために事務局7階の賃貸料、水光熱費については各事業で分配する形とした。管理費については、事務局費として2,073万7,000円である。

また、経常外費用として30万円を計上、その他資金支出として平成27年度までは将来構想積立金1,000万円を計上しているが、平成28年度は日本看護学教育認証評価機構（仮称）設置のため計上していない。よって、当期収支差額はマイナス1,031万1,200円、次期繰越収支差額は1,363万9,217円であり、前年度と比較して内部留保金が少なくなっている状況である。

#### 4) 急増する看護系大学の現状と教育の質担保について JANPUからの声明（資料4）（上泉理事）

上泉理事より、資料4に基づき、以下の報告がされた。

看護系大学の教育の質を担保することを目指し、理事会から会員校に向けて「日本看護系大学協議会会員校の責任」の声明を発信した。また、外部機関向けとして「わが国の大学における看護学教育の質保証-日本看護系大学協議会の挑戦-」の声明を発信した。

「日本看護系大学協議会会員校の責任」について、会員一丸となって社会の動向を踏まえ、看護学の大学教育の意義と社会的責任を再認識していきたい。「わが国の大学における看護学教育の質保証-日本看護系大学協議会の挑戦-」については、外部および会員に向け、様々なかたちで発信していきたいと考えている。

#### 5) 日本看護学教育認証評価機構（仮称）設立準備委員会の設置（北川理事）

設立準備委員会の準備委員について、スライドにより以下のメンバーが紹介された。（敬称略 50音順）石橋みゆき（千葉大学）、内布敦子（兵庫県立大学）、太田喜久子（日本看護系学会協議会理事、慶応義塾大学）、小山田恭子（東邦大学）、川本利恵子（日本看護協会常任理事）、北川眞理子（名古屋市立大学）、高田早苗（日本赤十字看護大学）、中山栄純（北里大学）、西田朋子（日本赤十字看護大学）、菱沼典子（聖路加国際大学）。第1回委員会を平成28年7月5日に予定している。

#### <質疑応答>

<沖縄県立大学 嘉手刈先生>

質問：高度実践看護師制度推進委員会報告において、NPの件について難航しているとのことだった。今後の話し合いに関する具体的な日程調整もなされていない状況だが、本会として今後どのようにしていく予定であるか。

回答：・本会としては、日本看護協会との話し合いを進めるべく努力していきたい。特に、本会の考える高度実践看護師について提示し、議論を前に進めたいと考えている。日本看護協会には、日程調整依頼をしているものの、連絡がない状況である。高度実践看護師制度推進委員会は、臨時委員会であったため平成27年度で解散する委員会であり、本事業に関しては総務会でも対応可能であると考えている。

・このままではいけないと考えている。日本看護協会とは、高度実践看護師制度推進委員会報告でもあったように、放射線看護の分野特定の際には話し合いの席があり、比較的前向きな話し合いができた。NPの個人認証の件については、膠着状態であったが前向きな話し合いにもっていきけるように考えている。今後は新理事体制となるが、できるだけ早期に日本NP教育大学院協議会と日本看護協会に連絡をして、仕切り直しをし、改めて話し合いを始めていきたい。認証についても、将来的には日本看護協会による認証がよいのか、日本看護協会の協力のもと今後立ち上げる日本看護学教育認証評価機構（仮称）の一部門として個人認証をしていくのか等を含め、引き続き検討をしていきたい。

<東京保健医療大学 草間先生>

質問：分野別質保証制度については、制度化していくことが大事だと考える。また、「急増する看護系大学の現状と教育の質担保について JANPUからの声明」について賛成であるが、外部機関向けの声明は、具体的にどのような外部機関を意識しているのか。

回答：医学、薬学、工学系はすでに分野別評価機構があり、機構が質の評価と担保にとりこんでいる。看護学分野においても分野別評価を行っていくこと、またそのためにもコアカリキュラムの作成を行い実施していきたい。規制緩和の方向性にある現状において、国や文部科学省は専門職団体に自主規制を求める

方向になっている。国に対して要望を出していく一方で、看護学分野ではこういう努力をしている、一方、この点の協力を仰ぎたいというスタンスをとっていくことが必要ではないかと考えている。

質問：看護が主導権を持っていくことが大事である。場合によっては、保健師助産師看護師法を変えることも含んでいくことが必要であるため、検討していただきたい。教育の質担保という点では、教員数については、看護学は保健分野に位置づけ規定されている。その規定と、実際に新設校設置の際の文部科学省等からの指導の数値では異なることも踏まえ、大学設置基準で示されている数値でよいのかということ大きな組織である本会から発信していく必要があるのではないかと。

回答：本会としても文部科学省に申し入れしてきたが、難しい状況もあった。分野別評価を通して教員の数や質の向上をはかっていくことが先決ではないかと考えている。

<大阪大学 井上先生>

質問：予算案の説明において、平成28年度の事業費を各事業で分配するとの説明だったが、総額はいくらであるか、またどのように賃貸料等を分配しているのか。

回答：平成28年度の事業費を各事業で分配した総額は550万円であり、事業による7階使用頻度等とあわせて分配している。

質問：会員のニーズにあった柔軟な運営、ブロック、地域別の活動経費について具体的にどのように考えているか。

回答：文部科学省委託事業費を活用することが可能である。本来目的以外での使用はできないが、今年度は各地区での大学へのインタビューを検討しているため、そこで意見聴取ができる。文部科学省からの委託がある限りは、委託事業の範囲の中で活動が可能。具体的な活動については、引き続き検討していく。本会本部から誰かが各地区に行くということとなるため活動費から捻出することとなると思うが、会員校の方がお集りいただく際には、各大学から捻出・ご負担をしていただく可能性もある。費用面での細部は継続検討課題ではあるが、早急に進めるべき課題であると認識している。各ブロックでは、委託事業研究もさせていただきつつ、平成28年度をかけて検討していき、実際には平成29年度からの活動に結びつけていければよいのではないかと考えている。

<休憩 (14:02~14:10) >

### 【審議事項1】

高田代表理事より、14時現在、全254校中、出席が244校、委任状ありの欠席が9校、委任状を含めた出席は254校中253校（出席社員の議決権数253個）となったことが説明された。

#### 1) 平成28年度役員選挙の結果報告と役員候補者の承認（高田代表理事）（資料5）

本定時社員総会の終結と同時に役員全員が任期満了により退任するため、役員の改選が必要であり、平成28年5月8日に役員選挙の開票が行われ、選挙の結果、平成28年度新役員候補者は、理事候補者10名、次点（補欠理事）4名、監事候補者2名、次点（補欠監事）2名となったことが報告された。

定款22条理事及び監事の選任の方法について読み上げられた。平成28年度新役員候補者の審議は会員に事前に配布されている投票用紙（青色用紙は賛成、赤色用紙は反対）を使用し、投票された。

<投票>

#### ◆開票結果1 平成28年度役員候補者の選任について

出席社員の議決権数253（過半数127）、賛成252票、反対0票、棄権1票であり、出席した当該社員の議決権の過半数を超えているため、下記のとおり理事及び監事を選任することが可決承認された。

理事10名：荒木田美香子、井上智子、内布敦子、岡谷恵子、上泉和子、萱間真美、小松浩子、鈴木志津枝、宮崎美砂子、山本則子

補欠理事4名：小山真理子、北川真理子、齋藤やよい、上野昌江

監事2名：高田早苗、村嶋幸代

補欠監事2名：田村やよひ、小島操子

## 2) 平成 27 年度決算・監査報告（岡谷理事・上別府監事）（資料 6）

岡谷理事より、資料 6 の P.2~3「貸借対照表」、P.4~5「正味財産増減計算書」、p.6「財務諸表に関する注記」、P.7~9「財産目録」、p.10「貸借対照表内訳表」、P.11~12「正味財産増減計画書内訳表」、p.13「第 9 回 EAFONS 収支報告書」に基づき、平成 27 年度決算報告が行われた。

上別府監事より、平成 28 年 5 月 9 日に、田村やよび監事と上別府圭子監事で定款の規定に基づき平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの平成 27 年度における会計および業務の監査を行ったこと及び監査方法の概要と監査意見が報告された。

### <質疑応答>

<広島文化学園大学 佐々木先生>

質問：平成 27 年度決算報告書、正味財産増減計画書内訳表 p.12 によれば、文部科学省受託事業費は 400 万であるが、実際には 428 万 4,174 円となっている。予算案によれば事業費 400 万円、決算で 0 円になっているが、この解釈について質問する。

回答：平成 27 年度文部科学省委託事業は昨年の 8 月に応募して、11 月に採択されて 12 月に契約したため、昨年 6 月の総会開催時点では予算は 0 円となる。また、実際には委託費の 400 万円では不足したため、本体から捻出した。事由としては 3 月に開始した報告会の資料印刷費用とプロジェクト委員の交通費である。

質問：不足分の調整をしているようであるが、どこに反映されているか。

回答：各委員会において黒字決算のところから補填している。

◆拍手による採決の結果、【審議事項 1】 1) 「平成 27 年度決算・監査報告」は承認された。

次の審議に入るにあたり、議長を高田代表理事から上泉副代表理事に交代。上泉理事より「会費の値上げ」についてまず審議を行うことが説明された。

## 3) 会費の値上げ（高田代表理事、岡谷理事）（資料 7. 8）

平成 29 年度から本会の年会費を 8 万円値上げし、各大学 23 万円とすることが提案された。

8 万円の値上げの根拠としては、

1. 常任理事の設置に係る予算を上限 1,000 万円とする。
2. 事業内容の見直しをはかり、各委員会の予算を見積もり、適正化を図る。
3. 内部留保額については、顧問税理士の指導により年間活動費の半額を見積もる。

平成 27 年度定時社員総会での意見、平成 27 年 10 月のウェブ調査における意見聴取の結果を踏まえ、常任理事の職務の明確化をはかり、顧問税理士と司法書士から報酬額の上限について助言を得て、平成 29 年度から年会費 23 万円（値上げ 8 万円）とする案を提出するにいたったことが説明された。

資料 8 に基づき、岡谷理事から常任理事の職務内容、役員報酬について説明された。また資料 7 の値上げ案（8 万円値上げ及び 7 万円値上げ）による事業費の推移について、平成 34 年度までの予算額の説明がなされた。

### <質疑応答>

<東京医療保健大学 草間先生>

質問：会費値上げの大きな理由は常任理事の設置であるため、常任理事の選出方法が現行のままでよいのかについて検討していただきたい。

回答：常任理事の設置については次の事案で審議することになっている。

質問：常任理事が必要であるということはどこで決議をとるのか。本事案について議論したうえで、会費値上げのことを考える必要があるのではないか。

回答：常任理事設置については昨年度すでに議論いただいている。各理事は各大学の本業を最優先事項とせざるをえない状況であるため、本理事会の仕事を兼業するには限界がある。その中で運営を安定させていくことが重要である。例えば、ブロック制等、さまざまなことを実行していくためには今のままでは限界がある。常任理事をおく必要性がないということであれば、それは仕方ないが、10 月のウェブによる

意向調査もしつつ、賛成意見をいただきながら案を作成している。したがって、常任理事をおく必要性を考え予算案を作成していることを理解いただきたい。常任理事の選出の仕方等については次の議案で議論していただけるため、ここでお願いしたい。

質問：常任理事の設置に反対しているわけではない。常任理事設置は定款改正に関連することである。まずは常任理事の設置について採決をとり、その上で会費増額の審議をする手続きが必要である。ウェブ調査の結果で設置の必要性に関する認識が高いというだけで進めていくことに疑問がある。

<広島文化学園大学 佐々木先生>

質問：値上げ案の説明があったが、資料8の職務内容を見ると常任理事の仕事がこれでよいのか、秘書でもよいのではないかと思われる内容にもとらえられる。常任理事を活用しながら、どのように事務局機能を拡大させていこうとしているのかを説明していく必要があるのではないか。

回答：採決はともかくとして、まず常任理事に関する定款等について説明させていただく。

## <投票>

### ◆開票結果2 会費値上げ

高田代表理事より、定款22条により「社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う」に基づき、出席社員の議決権数244（過半数127）、賛成202票、反対41票、棄権1票であり、出席した当該社員の議決権の過半数を超えているため、会費値上げについては承認されたことが報告された。

## 4) 常任理事の設置（岡谷理事）（資料8）

### ①常任理事の設置に関連する定款、その他規程の改訂（資料8）

岡谷理事より資料8をもとに、常任理事の定義と職務内容について説明がされた。

定款の変更については、以下の通り。

#### <変更>

- ・ 第22条（理事及び監事の選任の方法）に第2項（補欠役員の選任）と3項（補欠の役員の選任に係る決議の効力を有する期間について）を追加する。

#### <削除及び追加>

- ・ 第24条（理事及び監事の任期）1項の再任についての記載を削除し、再任については定款施行細則の第6条に記載。
- ・ 4項を追加し、権利義務規定を記載。

常任理事の設置に関連する定款施行細則

#### <変更>

- ・ 旧第2条（役員選出）→新第2条（理事候補者の種類及び選出）として、項を追加。
- ・ 第3条として（監事候補者の選出）を新たに追加
- ・ 第4条として（役員候補者の人数）を新たに追加
- ・ 第5条として（役員の補欠候補者）を新たに追加
- ・ 第6条（役員の任期）は1項を追加（旧第4条）
- ・ 旧第5条以降については、第3～5条追加のため、順次番号を繰り下げた。

常任理事の設置については、資料8の1ページをもとにお考えいただきたい。

## <質疑応答>

<豊橋創造大学 大島先生>

質問：資料8の1頁では、常任理事は代表理事が指名した上で理事会が承認することになっているが、細則の変更では、理事就任後理事会の承認を得て、と記載されており、代表理事が指名することは記載されていない。また、役員の任期では、常任理事は3回（連続4期）再任できることとなっているが、他の理事は

1回（連続2期）となっている。理事が代わっても、常任理事は継続できると捉えて良いのか。

回答：代表理事の指名という表現は適切でないため削除して欲しい。常任理事というのは本会に就職して仕事としてやっていただくこととなる。候補者を見つけて、ということ考えると代表理事だけではできないものではないため理事会の承認を考えている。理事全体で適任者を探すということとなる。理事と総務会の理事が2〜3名で候補者と面接等を行い決める形になるかと思う。そのうえでの理事会での承認ということとなると思う。

さまざまな意見があったが、昨年度から常任理事をおくことで議論してきたところである。まずは常任理事をおくことを前提に、長期的なことを鑑み予算値上げを提案したため、それを前提に採決をとりたい。

<大阪青山大学 瀬戸口先生>

意見：ウェブアンケートの際、「これは反対で出す」ということを大学事務から言われた。事務からは「天下りのところを作るのですよね」と言われた。大学事務を納得させられる根拠がなく、説明できず悩んでいる。この定款ではわからないところがある。例えば、役員報酬が1,000万円以内となれば、2名の常任理事を置く場合2,000万円となるのか。

回答：上限1,000万円というのは、人数に限らず合計である。この仕事を本務とする理事を常任理事としておくというのが、趣旨である。例えば、文部科学省から提示される内容等がわかる等のことが条件となる。秘書はそこまでできない。そこまでできる人を求めたいというのが常任理事である。現行理事は、本務があるため、指定された期日や適切なタイミングで省庁や政党への会議出席や働きかけができず、代理等でおこなっている状況にある。これでは発言権もなくなり、本会そのもののプレゼンスもなくなってくる。関係各団体・部署等への働きかけもする必要がある時期であるため、そのことがスムーズにいくようにご理解いただきたい。常任理事をおくことを前提に会費値上げをご理解いただきたい。他団体との関係性をこれからも密にし、活動していくことが重要な状況である。

<広島文化学園大学 佐々木先生>

質問：常任理事の選定の仕方もよくわからない、中身もよくわからないということで、会費の値上げだけを考えるということではよいのか。

回答：常任理事がどのように選ばれるかということと、常任理事が必要だということは別のことである。常任理事が必要であるという前提で会費の値上げを提案している。

意見：代表理事は選挙で選ばれ、ボランティアで活動されている。しかし常任理事は本会より給与をもらうことになる。給与を支払うとなれば、定款や細則の議論が必要である。これらは一連の改正が必要なことであり、会費の値上げだけを採決するのは承服しかねる。

<聖隷クリストファー大学 小島先生>

質問：これまで長年理事に就く先生方の活動を見てきた。大学においても多忙な立場の方が本会の活動を行っていくことは大変なことである。しかも短い期間で交代される。長年みてきたが故に本会に常任理事は必ず必要であると思う。特に資料8の職務内容⑧の緊急または適宜に対応すべき声明、意見書、要望書の作成は重要であり秘書ではできない内容である。⑥においても法人の活動に関する情報を幅広く収集し報告することも重要な役割である。そのような重要な役割があること、それらが継続的にできているかという観点で考えると常任理事は絶対に必要である。しかし振り返ってみると、常任理事は必要であるかという採決をしていない。まずは常任理事が必要かどうかの採決をとっていただき、次に値上げの採決をされてはどうか。選び方や規程は次回に審議してはどうか。

回答：常任理事設置の必要性はすでに社員の皆様に説明していると思うが、決議をとってはどうかということである。常任理事が必要かどうかという点について、採決をいただきたい。

常任理事設置に関して、投票での採決とする。

## ②常任理事の役員報酬について

顧問税理士と相談し、年額1,000万円以内とする。具体的な金額及び支給方法等は理事会決定とする。

(1) 常任理事の設置、(2) 常任理事の報酬は上限1,000万円、(3) 会費値上げによる定款施行細則第1条(会費)の変更(会費15万円⇒23万円)、この3つを含んでの投票をしていただきたい。常任理事の職務、定款、定款施行細則、その他関連する規程の改訂については次年度の議案にする。

#### <投票>

##### ◆開票結果3 常任理事設置について

高田代表理事より、定款22条により「社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う」に基づき、出席社員の議決権数252(過半数127)、賛成221票、反対29票、棄権2票であり、出席した当該社員の議決権の過半数を超えているため、常任理事設置については認められたことが報告された。

<休憩2(14:45~14:57)>

#### 5. 新代表理事の挨拶と承認

上泉和子氏が、新理事の互選により、新代表理事として内定(選出)されたことが報告された。

#### 【審議事項2】

指名理事候補者の紹介と承認

上泉新代表理事から、中野綾美氏(高知県立大学)を指名理事として選任することを提案する旨説明された。

#### <投票>

##### ◆開票結果4 指名理事の承認について

高田代表理事より、定款22条により「社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う」に基づき、出席社員の議決権数244、賛成243票、反対0票、棄権1票であり、出席した当該社員の議決権の過半数を超えているため、中野綾美を理事に選任することが可決承認された。

#### 6. その他の報告事項

##### 1) 熊本地震被災大学への支援募金のお願い(佐伯理事)

熊本地震被災した大学の視察が行われた(視察の詳細は資料9)。被害状況は大きいことから、本会として、熊本保健科学大学、熊本大学、九州看護福祉大学の3大学を対象に支援金を募っていることが報告された。

##### 2) 看護系大学の教育等に関するデータベース調査のお願い(川口理事)

平成27年度事業活動報告書p.146ページの修正について、改めて説明された。資料10をもとに、今年秋口に実施予定の実態調査についても引き続き協力の要請がなされた。

##### 3) 広報・出版委員会より「ザ・データ・ベース・オブ JANPU(DOJ)」のご紹介

スライド上映をしながら、以下が説明された。

- ・学生募集に役立つことが考えられる。
- ・3枚の写真を準備したうえで、大学独自に登録が可能である。

#### 7. 新役員体制の紹介とあいさつ

新理事から一言ずつ挨拶がされた。

代表理事	上泉 和子(青森県立保健大学健康科学部看護学科)
副代表理事	岡谷 恵子(東京医科大学医学部看護学科)
総務	宮崎美砂子(千葉大学大学院看護学研究科)
財務	井上 智子(国立看護大学校看護学部)

看護学教育質向上委員会  
看護学教育評価検討委員会  
高度実践看護師教育課程認定委員会  
広報・出版委員会  
国際交流推進委員会  
データベース委員会  
災害支援対策委員会  
監事  
監事

萱間 真美 (聖路加国際大学大学院看護学研究科)  
内布 敦子 (兵庫県立大学看護学部看護学科)  
中野 綾美 (高知県立大学看護学部)  
小松 浩子 (慶應義塾大学看護医療学部)  
山本 則子 (東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻)  
荒木田美香子 (国際医療福祉大学小田原保健医療学部看護学科)  
鈴木志津枝 (神戸市看護大学看護学部看護学科)  
高田 早苗 (日本赤十字看護大学看護学部看護学科)  
村嶋 幸代 (大分県立看護科学大学看護学部看護学科)

閉会 (16時27分)

#### 8. 情報提供

- 文部科学省高等教育局医学教育課齊藤しのぶ氏より、看護系大学の現状と課題について情報提供頂いた。
- 厚生労働省医政局看護課猿渡央子氏より、厚生労働省の動きに関して情報提供頂いた。

#### 9. 次年度定時社員総会日時

宮崎理事より、次年度の定時社員総会の日時は、平成29年6月19日(月)、場所は、本日と同じ日本教育会館一ツ橋ホールであることが述べられた。

終了 (17時15分)

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 平成 28 年度臨時社員総会議事録

日時：平成 29 年 3 月 25 日（土） 13：00～14：50

場所：聖路加国際大学 アリス・C・セントジョン メモリアルホール

（〒104-0044 東京都中央区明石町 10 番 1 号）

総社員数：254 名

出席社員数：245 名（開始後の出席社員数は後記各議案に記載のとおり。委任状による出席を含む）

総社員の議決権数：254 個

出席社員の議決権数：後記各議案に記載のとおり

（以下敬称略）

記録：青森県立保健大学 村上眞須美、国立看護大学校 杉山文乃

出席役員：代表理事：上泉和子（議長・議事録作成者）

理事：上泉和子、岡谷恵子、宮崎美砂子、井上智子、萱間真美、内布敦子、中野綾美、小松浩子、  
山本則子、荒木田美香子、鈴木志津枝

監事：高田早苗、村嶋幸代

### 配布資料

1. 一般社団法人日本看護系大学協議会平成 28 年度臨時社員総会次第
2. （資料 1）常任理事設置に関するこれまでの経緯
3. （資料 2）一般社団法人日本看護系大学協議会 定款
4. （資料 3）一般社団法人日本看護系大学協議会 定款施行細則
5. （資料 4）一般社団法人日本看護系大学協議会 役員候補者選挙規程
6. （資料 5）常任理事服務規程
7. （資料 6）一般社団法人日本看護系大学協議会 理事職務規程
8. （資料 7）一般社団法人日本看護系大学協議会 常任理事候補者選考委員会規程
9. （資料 8）一般社団法人日本看護系大学協議会 常任理事候補者募集のお知らせ
10. （資料 9）「ザ・データベース・オブ JANPU(DOJ)のご紹介と登録のお願い
11. （資料 10）その他の報告事項

司会：日本看護系大学協議会 理事 宮崎美砂子

### 開会（13 時）

#### 1. 代表理事挨拶（上泉和子代表理事）

開会に先立ち上泉代表理事より、以下の挨拶があった。

年度末の忙しい時期の臨時総会開催であるが、多数の参加があったことに感謝する。本日の審議事項は、昨年度から継続している議案 1 件である。平成 29 年度から新体制で進みたいと考えているので、ご審議並びにご協力をお願いしたい。

#### 2. 議長ならびに議事録署名人選出（上泉和子代表理事）

定款第 15 条「社員総会の議長は、あらかじめ定めた代表理事がこれに当たる」に基づき、議長は上泉和子代表理事が務めることが説明された。

また、定款第 19 条「社員総会の議事については法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人 2 名を選任して署名押印し 10 年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする」と定められていることが説明され、理事会から議事録署名人として、沖縄県立看護大学 嘉手苺英子氏、摂南大学 後閑容子氏が選出されたことが報告された。

#### 3. 議事

12 時 50 分現在、出席数 174 校、代理人または議長への委任状を含めた議決権は 24 校、合計 198 校となり、

## 【審議事項】

本日の審議事項は1件であるが、2件の報告事項はいずれも審議事項と密接に関連している事項であることから、審議事項・報告事項についてすべて説明後に質疑応答を行い、一括で採決を行うことが説明された。

### 1) 常任理事の設置に係る、定款、定款施行細則、ならびに役員選出規程（役員候補者選挙規程に変更）の改定について

#### ①これまでの経緯の説明

これまでの経緯として、上泉代表理事から資料1に基づき以下の内容が説明された。

平成28年度の定時社員総会において、本会に常任理事をおくこと、常任理事の報酬は、上限1,000万円以内とすることが可決された。常任理事の職務、選出方法、定款、定款施行規則等の改定は、次回の社員総会で審議することとなった。

理事会で検討した提案事項は、次の4点である。①常任理事は業務執行理事とすることができる、常任理事は2名以内置くことができ、内1名を業務執行理事とすることができる（定款第23条第3項）、②選出方法については、常任理事については公募とすること、選考委員会を設置し、応募者の中から常任理事候補者を理事会に推薦すること、理事会で理事候補者を選出する、理事を社員総会で選任すること（常任理事服務規程、定款施行細則第2条）、③職務内容について「常任理事服務規程」を策定し、常任理事推薦基準を定めること、④すべての役員の任期を3期6年とする（定款施行細則第6条）ことが提案された。現在の任期は2期4年であるが、3期6年に変更した理由は、事業の継続性を保つこと、多くの大学の方々に理事等を担当していただきたいという考えからである。しかし、現状では社員の変更が多く、理事も任期途中での変更となる場合があるため、同じメンバーで3期6年を行うことは殆ど考えられない。また、現在の規程では、理事と監事を交互に担当することが可能なため、同一人が何年も理事と監事を継続することができる定義になっていることから、今回の改定では全ての役員を合わせて3期6年とするという提案である。

付加的な規程改定について以下の6点の提案があった。1) 副代表理事に、代表権を与えることで業務執行権が付与される（定款第23条第1項と第2項）、2) 「責任の免除又は限定」の条項の追加（定款第26条）、3) 補欠役員の選任決議の効力を2年後の定時社員総会までとする（定款第22条の第2項と第3項）、4) 役員の権利義務規定の追加（定款第24条第4項）、5) 役員候補者選挙規程において、被選挙人について修正した（役員候補者選挙規程第2条）、6) 「役員選出規程」を改め、現状に即して規程の内容を改定し、「役員候補者選挙規程」に名称を変更する。

#### ②定款等3つの規程の改定箇所の説明

上泉代表理事から、資料2~4に基づき説明があった。

定款の変更については、以下の通り（資料2）

<削除及び追加>

- ・第11条 第2項：4行目に（以下「法人法」という）を追加
- ・第22条第1項：1行目に（以下本条において「役員」という）を追加  
5行目に「理事及び監事の候補者の選出方法については、定款施行細則に定めることとする」を追加
- ・第22条第2項：役員が欠けた場合に補欠の役員を選出できることについて追加
- ・第22条第3項：補欠役員の選任に係る決議の有効期間について追加
- ・第23条第1項：副代表理事を1人置くことを追加
- ・第23条第2項：代表理事と副代表理事を法人法上の代表理事とすることを追加
- ・第23条第3項：常任理事を2名置くことができ、1名を業務執行理事とすることを追加
- ・第23条第4項：代表理事、副代表理事、常任理事は理事会の決議により理事の中から選定することを追加
- ・第24条第1項：再任は1回を限度とする記述を削除
- ・第24条第4項：理事及び監事が任期満了後に、定員を欠いた場合、新たな選出者が就任するまで職務を行う権利義務を有することを追加

- ・第26条：責任の免除又は限定について、下記の通り新たに設ける

(責任の免除又は限定)

第26条 この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

以下、条項番号を順次修正

- ・第27条：(6)に副代表理事、常任理事及び業務執行権を持つ常任理事を追加
- ・第33条：副代表理事、業務執行権を持つ常任理事を追加
- ・第34条：「出席した」という文言を追加
- ・附則：本総会で承認後追加

<修正>

- ・第4章：理事、監事及び代表理事→役員に修正
- ・第23条：代表理事→代表理事等に修正

#### 定款施行細則の変更については、以下の通り(資料3)

<削除及び追加>

- ・第2条：理事候補者について、選挙理事候補者、指名理事候補者、常任理事候補者の3種であることを追加
- ・第3条：監事候補者の選出について追加  
以降条項番号を適宜修正
- ・第5条：役員の補欠候補者について追加
- ・第6条：役員の任期について追加
- ・附則：本総会で承認後追加

<修正>

- ・第4条：役員の人数→役員候補者の人数に修正  
各役員候補者の人数について修正

#### 役員候補者選挙規程の変更については、以下の通り(資料4)

<削除及び追加>

- ・規程前文：「第3条」「候補者選挙」の文言を追加
- ・第2条：役員の候補者の条件について追加
- ・第11条・第12条：削除 以降条項番号を適宜修正
- ・附則：本総会で承認後追加

<修正>

- ・規程名：役員選出規程→役員候補者選挙規程に修正
- ・第3条：理事の選出→選挙理事候補者の選出に修正
- ・第4条：監事の選出→監事候補者の選出に修正

#### 【報告事項】

質疑応答に先立ち、上泉代表理事から理事会で承認された事項について説明された。

##### 1) 常任理事服務規程、理事職務規程について

資料5・6に基づき上泉代表理事から説明があった。

##### 2) 常任理事候補者選考委員会の設置と常任理事候補者の募集について

資料7・8に基づき上泉代表理事から説明があった。

#### 【質疑応答】

<日本赤十字豊田看護大学 鎌倉先生>

質問：定款第22条の修正について、5頁の上から3行目の「理事及び監事の候補者の選出方法」と表現されて

いる部分は、それ以前に説明があるため、「役員候補者の選出方法」という表現でよいのではないかと。第23条第2項に代表理事は複数名置くという記載があるが、一般社団法人法上可能であるのか。

回答：第22条「理事及び監事」を「役員」に変更することについては、司法書士に確認のうえ、修正については議長に一任されたい。

第23条の代表理事を複数名置くことについては、一般社団法人法上複数置くことが可能であると定められているため、このような表現になっている。

<横浜市立大学 叶谷先生>

質問：定款23条4項について、代表理事、副代表理事、常任理事は、理事の決議により理事の中から選定するとある。理事についての定義は、選挙理事や指名理事、常任理事と定められている。常任理事は通常他の理事とは違う選出をするが、選挙理事や指名理事から選ぶことが可能であると読み取れる。どのように解釈したら良いか。常任理事は常勤理事なので、選挙理事や指名理事は社員から選ばれるので、矛盾があるのではないかと。

回答：これは、法人法上の定義の中にあるもので、社員総会で選ばれるのは理事という表現しかない。その中から代表理事・副代表理事を理事会で選んできた。常任理事についても社員総会では理事として選ばれる。このため、23条4項では、代表理事、副代表理事、常任理事が理事会で選ばれるという表現になっている。

<富山大学 長谷川先生>

質問：定款第23条4項について、常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定するとある。常任理事を公募し理事会が面接するというような、理事以外が応募してくるというように読み取れるが間違いか。

回答：理事以外の方が応募してくると考えている。その方を選考委員会で理事会に推薦し、複数あった場合は順位をつけて総会に諮ることになる。総会で、その方が理事としてどうかということを審議して認めていただくことになる。その後開催される理事会で、その方を常任理事として選定することを理事会で決めるという順序になる。大変複雑になっている。

質問：総会で理事に承認されないと常任理事になれないことを、公募の文章に記載しないと誤解を生じるのではないかと。

回答：資料8常任理事候補者募集（案）のお知らせを見ていただきたい。お認めいただければこのような形で募集をしたいと考えている。5「選考方法と結果報告」に選定のプロセスを記載している。裏は申込書になっており、他薦の場合は2番も記載してもらうことになっている。5「選考方法と結果報告」に、社員総会後理事会で決定するという文言を追記することも検討する。

<岐阜大学 杉浦先生>

質問：23条の話聞いていて、第4項は代表理事、副代表理事として、第5項を設けて、常任理事として常任理事は理事会の議決により常任理事候補者から選定するという文言になっていると自分自身が納得できるが、このようには書けないものなのか。

21条に監事人数は2人以内と記載されているが、資料3 定款施行細則第4条に、役員候補者の監事候補者2名になっている。以内という表現を削除した理由を聞かせていただきたい。

意見として、資料6 理事職務規程1条のカッコを閉じたところに「に」という文字が必要ではないかと。

回答：第23条4項について、第23条に候補者のことを書くのは、定款上ふさわしくない。定款では、理事を選定するというので、候補者という表現を使わない。候補者は、施行細則で説明する。

定款では「2名以内」と範囲を持たせているのに対して、実際に選挙で選出する監事候補者を2名と決めたということです。資料6の1行目に「に」を追記する。

<横浜市立大学 叶谷先生>

質問：常任理事は、代表理事や副代表理事にならないという解釈でよろしいかと。

回答：常任理事は、公募で選ばれる人であり、代表理事、副代表理事にはならない。

<高知大学 栗原先生>

質問：23条4項は論理的に矛盾があるのではないかと。理事会は事前に候補者を決めて選出しているが、またその中から理事として2度選んでいる。扱いを変える必要があるのではないかと。司法書士と相談して分かりやすい表現にする必要があるのではないかと。

回答：この点については、事前に何度も司法書士と相談した。定款上は、総会で理事を選び、その後の理事会において理事に承認された方の中から常任理事になる。大変分かりにくい手続き上のことであるのでご承知おきいただきたい。

<豊橋創造大学 大島先生>

質問：定款や規程などは、読めばわかる内容にした方が良く、ご理解いただきたいという内容では、メンバーが変わっていくので、その文言を読めばその内容だと分かる内容にしておくべきではないかと。司法書士は、私たちが理解できないという状況があってもそちらの方が良いということになるのか。先ほどの23条4項を読むと分からなくなる。あとの常任理事の服務規程等も理事会で決定するとなっている。本当は総会で選ばれてから後の話になるということか。文言を読みながら、内容を確認したいが、今のこの段階で理解ができたとして、文言に反映する必要があるのではないかと。

回答：一般社団法人法に基づき、定款を定めている。それに基づいての表現である。一般社団法人法をお読みいただくことになろうかと思う。私たちが何度も司法書士に伝えて相談した結果である。

<高知大学 栗原先生>

質問：定款を見ると代表理事は誰がなっても良いことになっているように読み取れる。運用上は無いと思うが、担保されているのか。

回答：文言上は、そうなるが、総会では常任理事候補者を理事として認めていただくことになるかと。なるため、常任理事候補者が理事会で選ばれて、代表理事になるということはないと思う。選出は資料1 2) ②Cにある、公募して応募された方から選出するという文言を使っている。理事を社員総会で選任するとしているが、これは、理事候補者を理事と認めるか、という表現で、選任となっている。理事会では選定するという表現になっている。それぞれ、違う表現をしている。この点は、定款並びに一般法人法の中に規定されていることに基づいてこの表現を使用している。

<大阪青山大学 瀬戸口先生>

質問：理事の業務が多岐にわたり兼任では難しいので、常任理事を決めて活動してもらおうという趣旨で提案され、賛成多数で可決されたという経緯であった。常任理事の方の給料を出してやって頂こうということであった。資料7には常任理事の選考規程があり、常任理事と他の理事は少し性格が違うのではないかと。定款の23条は表現を整理した方がよいのではないかと。

回答：常任理事、代表理事、副代表理事は職務が異なる。社員総会で、選任されるのは理事である。そのあとに開催される理事会で、常任理事、代表理事、副代表理事が決まるということで定款に定めた通りである。

<日本赤十字広島看護大学 小山先生>

質問：司法書士の方の方が正しいと思うが、分かりにくい。分かりやすい方が良いのではないかと。第23条の3項は、第22条に入れた方が、文章が整理され、分かりやすいのではないかと。

回答：定款ならびに法人法の規定により、このような表現になっている。理事の種類については、定款施行細則をご覧いただきたい。資料3 第2条に候補者の種類として詳細が記載されている。あくまで総会で選ばれるのは理事であるのでご理解いただきたい。

<日本赤十字豊田看護大学 鎌倉先生>

意見：定款と施行細則では、定款の方が上位規程となる。定款で定められたことを施行細則に降ろしていくことになる。定款23条4項については、常任理事、代表理事、副代表理事は理事会の決議によって理事の中から決定することだけが決められるため、その他を施行細則で決めるということになる。ここで問題

になるのは、社員総会で常任理事が理事として選定されるということが押さえられていけば問題は無いと解釈しました。

回答：ありがとうございます。おっしゃる通りです。

<国際医療福祉大学 坪倉先生>

意見：このままで良いのではないか。理事会を開くまでもなく、団体の中では先決事項がいろいろとあるのではないか。先決事項として業務を遂行し方向性を決めるという意味では、理事会でいろいろ決めることが必要であると思う。そこで27条のような要素を持つために、23条のように規定するのは問題ないと思う。

回答：たくさんご意見をいただき、この文言がどのようにしてできたか、理解を深めることがお互いにできたと思っている。法人法上の定めによる表現としてお認めいただければと思っている。

<藍野大学 菅田先生>

質問：一般社団法人は、理事会と監事は必置なのか。

回答：必置である。定款6条に記載されている。

<神奈川県立保健福祉大学 村上先生>

質問：資料3 定款施行細則 第2条について、指名理事候補者と選挙理事候補者は社員の中からと書かれていて、常任理事候補者は、社員に限らずと書かれている。社員以外ではなく、限らずという表現になっている理由を説明していただきたい。

回答：社員でもいいということである。

質問：社員では報酬の問題が生じないか。

回答：現実的には社員が常任理事というのは難しいと思うが、そのような場合も想定してこのような表現にしている。

**<投票> 投票時点での出席社員の議決権数（委任状出席を含む）は、246票**

#### 4. その他の報告事項

##### 1) 「ザ・データベース・オブ JANPU(DOJ)」のご紹介と登録のお願い（小松理事）

資料9をもとに説明があった。

データベースの登録は、254校のうち30%弱である。登録方法は本日の資料に記載されているので、参考にしていきたい。登録をすることで、それぞれの比較ができ、学生を呼び込むことにつながるため、ぜひご活用いただきたい。写真は3つ掲載が可能であるが、規定のサイズから外れると、写真がゆがむことがあるため、注意が必要である。

広報として、会員校の情報を広く社会に伝えることが大事である。本日の配布資料の中のリーフレットは、平成28年度（会員254校）のデータで作成したものである。本日は1部だけの配布であるが、ホームページからもダウンロードできるので、今後オープンキャンパス等で活用していただきたい。

雑誌のNURSE+は、看護系大学・学部のみを対象にした進学情報誌で、受験生に渡るものである。本雑誌に、看護系大学に関する動向、JANPUの活動などについて記事を掲載している。併せて、理事会での審議を経て本雑誌の裏表紙の裏面にJANPUの広告を掲載した。学生たちがYouTubeで情報を得ることができるようにQRコードを付けており、スマートフォンからのホームページへのアクセスを期待している。

##### 2) 平成29年度の会費納入について（宮崎理事）

資料10に基づき説明があった。

平成29年度より会費は、23万円である。平成28年の6月20日定時社員総会で会費値上げが承認可決された。4月第1週に請求書を郵送する。納入締切は5月31日（水）である。よろしくお願ひしたい。

### 3) 平成 29 年度定時社員総会開催日時と場所の案内

平成 29 年度の定時社員総会は 6 月 19 日（月）に日本教育会館一ツ橋ホールで開催する。

### 4) その他

- ①平成 29 年度の社員届の提出をお願いしたい。3 月 25 日現在、60 校が未提出である。社員（＝代表者）が未定の大学は、事務局まで早急にメールでお知らせいただきたい。
- ②電子名簿の入力について、本年度の入力確定期日は 3 月 31 日（金）まで、平成 29 年度の入力は、4 月 1 日より開始である。
- ③明日、日本看護系大学協議会共催の研修会が予定されている。聖路加国際大学日野原ホールにおいて、公開シンポジウム 分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準案を提示するのでご意見いただきたい。JANA 主催の安全保障と学術の問題に看護はどう取り組むか、110 億円の防衛予算意見案について意見書を出した。学術会議では戦争のための研究をしないとしたが、各大学の取り組みはこれからである、13 時～15 時まで日野原ホールで討論会を行うので、東京に残ってご参加いただきたい。（内布理事）

#### ◆開票結果 常任理事設置に係る、定款、定款施行細則、役員選出規程（役員候補者選挙規程に変更）の改定について

定款変更の決議は定款第 16 条第 2 項により、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行い、定款施行細則と役員選出規程の改定の決議は定款第 16 条第 1 項により、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行うこととしており、決議の方法が異なる。今回は一括承認とするため定款の決議の方法で行うことが上泉代表理事より説明された。開票の結果は、投票時点での委任状を含む出席社員の議決権数 246 個のうち、賛成 224 個、反対 22 個であり、賛成が総社員の半数以上あって、総社員の議決権数の 3 分の 2 以上である 170 票以上となり、定款、定款施行細則、役員選出規程（役員候補者選挙規程に変更）の改定については可決されたことが報告された。

閉会（14 時 50 分）



The background is a solid light gray color. It is decorated with several white, thin-lined circles and wavy lines of varying sizes and orientations, creating a modern, abstract pattern. The largest circle is positioned in the upper right quadrant, and other smaller circles and lines are scattered throughout the page.

平成 28 年度 理事会報告



## 平成 28 年度理事会報告

### 第 1 回理事会

日時：平成 28 年 5 月 20 日（金）10:00～16:00

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：高田早苗、上泉和子、宮崎美砂子、岡谷恵子、村嶋幸代、北川真理子、山口桂子、鈴木志津枝、  
荒木田美香子、佐伯由香、川口孝泰、高見沢恵美子、田村やよひ、上別府圭子（敬称略）

欠席者：なし

議長：高田早苗（代表理事）

事務局：潮、佐藤、河野、武岡

#### I. 議題

1. 平成 28 年度役員選挙の報告と選挙結果の承認（春山早苗選挙管理委員長）
2. 平成 27 年度第 6 回理事会議事録の承認（高田代表理事）
3. 平成 28 年度新設校 6 校の承認（高田代表理事、事務局）
4. 平成 27 年度決算書、監査報告（上別府監事、田村監事、岡谷理事）

平成 28 年度決算書内容の説明があり、監事より会計および業務の監査を行い、内容は真実であると認める報告があった。

5. H28 年度定時社員総会の審議事項、タイムスケジュール、資料、スライドについて

##### 1) H28 年度事業計画案（高田代表理事、上泉理事）

今年度の事業計画案として「1. 看護学教育の質の保証」、「2. 安定的組織基盤の構築」、「3. 会員のニーズにあった柔軟な運営体制の促進」の 3 つを柱として、具体的内容については資料に基づいて説明がなされた。引き続き理事会で協議を行い、専門家（司法書士や税理士）に意見を聞きながら検討を進めていく。

##### ■H28 年度事業活動計画書（全委員会の一覧）

「将来構想検討プロジェクトの諮問事項」ならびに先述の「H28 年度事業計画案」の内容を反映して看護学教育質向上委員会と看護学教育評価検討委員会の H28 年度事業活動計画書に次の事業内容を追加する。また訂正箇所は次の通りとする。

##### ・将来構想検討プロジェクト

平成 27 年度 1 年間の臨時委員会として、本会の中期的課題の明確化と進めるべき事業を検討した結果、諮問事項は次の 3 つとした。

- ①取り組むべき優先順位の高い課題
- ②会員校の増加を本会のパワーアップにつなげる方策
- ③組織基盤の強化

##### ・看護学教育質向上委員会

会員校の相談機能の仕組みの検討、設置、試行することを加える。

##### ・看護学教育評価検討委員会

評価基準の見直しはこれまでも十分に検討してきているため事業計画からは外して、コア・カリキュラムの策定を本委員会の事業計画とする。

##### ・災害支援対策委員会

災害支援に関する主旨・活動計画について誤りがあるため修正する。また前回理事会に提出した 2 つの事業計画案を 1 つに合体して、更に災害支援のためのネットワーク作りを追加する。

##### 2) H28 年度予算案（岡谷理事、事務局）

- 3) 常任理事設置に関する規程変更の具体案 (★継続審議★) (岡谷理事、事務局)
  - ①常任理事設置に伴い定義ならびに改訂が必要となる内容と対象となる規程について
  - ②定款の変更 (任期=再任の回数、その他)
  - ③定款施行細則 (理事の種類と選出方法、任期=再任回数の具体的定義、役員の数)
  - ④役員候補者選挙規程 (現行の「役員選出規程」を『役員候補者選挙規程』に名称を変更する)  
本規程は選挙役員候補者のみを対象とした選挙規程に定義内容を変更する
- 4) 会費の値上げ (高田代表理事、事務局)  
『8万円値上げ』を最終案とする。
- 5) 日本看護学教育認証評価機構設置(設立)準備委員会について(高田代表理事)  
委員選出案とスケジュールについて説明があり承認された。
- 6) 総会次第とタイムスケジュール (高田代表理事、宮崎理事)  
資料に基づき次第内容とタイムスケジュールの説明があり、修正案がだされ決定した。
- 7) 次第と対応した資料とスライド、採決方法について (高田代表理事、宮崎理事)  
採決方法は前年同様に「拍手」または「赤青用紙による投票」のどちらかとする、報告や審議事項について中央スクリーンに映すスライドは基本的にはなしということで承認された。
6. 急増する看護系大学の現状と教育の質担保について JANPUからの声明 (高田代表理事、上泉理事)  
外部向け、会員校向けそれぞれに作成した声明文を再度理事会にて確認の後、総会資料とする。
7. 将来構想検討プロジェクトからの報告 (高田代表理事)
8. 熊本地震の災害支援対策について (高田代表理事、佐伯理事)  
災害支援対策委員会により、被害報告と支援募金についての報告がなされた。
9. 顧問税理士の顧問料金値上げについての承認 (岡谷理事、事務局)

## II. 報告

1. 平成 28 年度社員総会準備 (宮崎理事)
2. 自民党看護問題対策議員連盟平成 28 年度総会の報告 (上泉理事、岡谷理事)
3. 「女性の健康の包括的支援に関する法律」の早期成立を望む緊急集会の報告 (岡谷理事)
4. NHK 青森放送局からの取材について (山口理事)

## 第 2 回理事会

日時：平成 28 年 7 月 8 日 (金) 13:00～16:00

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：上泉和子、岡谷恵子、宮崎美砂子、井上智子、萱間真美、内布敦子、中野綾美、小松浩子、  
山本則子、荒木田美香子、鈴木志津枝、高田早苗、村嶋幸代 (敬称略)

欠席者：なし

議長：上泉和子 (代表理事)

事務局：潮、佐藤、河野

### I. 議題

1. 平成 28 年度定時社員総会出欠校並びに審議事項投票結果の報告 (宮崎理事)
2. 理事会の運営と今後の理事会開催日程について (上泉代表理事)
  - 1) 第 3 回理事会：10 月 7 日 (金) 13 時 30 分～17:30 予定
  - 2) 第 4 回理事会：11 月 25 日 (金) 13 時 30 分～17:30 予定
  - 3) 第 5 回理事会：1 月 29 日 (日) 13 時 30 分～17:30 予定
  - 4) 第 6 回理事会：3 月 20 日 (月・祝) 13 時 30 分～17:30 予定
  - 5) H28 年度臨時社員総会、文部科学省委託事業報告会、CNS/NP 申請に向けての説明会：

H29年3月25日(土)終日

6) H29年度第1回理事会：H29年5月19日(金)10時～16時予定

7) H29年度定時社員総会：H29年6月19日(月)終日

3. 平成28年度委員会メンバーの承認と公募、協力員の扱いについて(上泉代表理事、各委員長)

1) 委員の資格について提議され、承認された。

2) 委員メンバーの承認

4. 常任理事の選出方法(上泉代表理事)

次回理事会で審議し、臨時社員総会で承認を得て、次年度から常任理事を設置していくことが承認された。

5. 日本看護学教育認証評価機構設立準備委員会の予算について(上泉代表理事)

6. 保健師助産師看護師国家試験出題基準の改定について(上泉代表理事)

厚生労働省医政局看護課より依頼のあった保健師助産師看護師国家試験出題基準の改定についての  
本会の意見は、各理事から出された意見をそのまま厚労省に提出する旨が承認された。

7. 保健師免許に関わる養護教諭二種の取り扱い(荒木田理事)

文部科学省宛の要望書についての報告と説明がなされた。今後も検討していくこととする。

8. 熊本地震の災害支援基金について(上泉代表理事、鈴木理事)

9. 薬理学教育との連携(上泉代表理事)

10. 声明文の外部機関発信について(上泉代表理事)

・ホームページの代表理事挨拶で声明文を明示してよりわかりやすくするために鏡文となるような  
メッセージ込の文書を上泉代表理事が作成する。

・プレスリリースについては、広報・出版委員会で検討する。

11. 40年誌配布の報告と在庫管理について(上泉代表理事)

## II. 報告

1. 臨時社員総会、文部科学省委託事業報告会とCNS/NP教育課程申請に向けた説明会の日程と場所  
看護学教育ワークショップの後援と文部科学省委託事業報告(10月27～28日)(上泉代表理事)

2. 日本看護サミット2017について(上泉代表理事、井上理事)

第1回日本看護サミット2017委員会が開催され、日本看護サミットについて報告があった。

3. 高校専攻科の編入について(上泉代表理事)

4. 部門別支出と残高の報告(井上理事)

5. 会計、役員アドレス、WEB会議システム、名刺、会議室利用、英語のHP等についての説明、確認(事務局)

## 第3回理事会

日時：平成28年10月7日(金)13:30～16:40

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：上泉和子、岡谷恵子、宮崎美砂子、井上智子、萱間真美、内布敦子、中野綾美、小松浩子、  
山本則子、高田早苗、村嶋幸代(敬称略)

欠席者：荒木田美香子、鈴木志津枝

議長：上泉和子(代表理事)

事務局：潮、佐藤、河野、武岡

### I. 議題

1. 第2回理事会議事録の承認(上泉代表理事)

2. 委員会メンバーと委員会規程の承認(上泉代表理事)

3. 各委員会の事業経過報告と審議事項（各担当理事）
  - 1) 文科省委託事業プロジェクト（上泉代表理事）
  - 2) 高等教育行政対策委員会（岡谷理事）
  - 3) 看護学教育質向上委員会（萱間理事）
  - 4) 看護学教育評価検討委員会（内布理事）
  - 5) 高度実践看護師教育課程認定委員会（中野理事）
  - 6) 広報・出版委員会（小松理事）
  - 7) 国際交流推進委員会（山本理事）
  - 8) データベース委員会（事業活動経過報告書を各自確認）
  - 9) 災害支援対策委員会（鈴木理事）
  - 10) 養護教諭養成教育検討委員会（事業活動経過報告書を各自確認）
4. 書面理事会に関する内規の承認（上泉代表理事）
 

「書面又は電磁的記録による理事会に関する運営規程（案）」に基づき、書面理事会の具体的な運営方法について説明がなされた。
5. 常任理事の選定について（上泉代表理事）
 

常任理事の定義内容、常任理事服務規程（案）、常任理事の選定・選任方法に関与する規程について、総務会で検討して今年度定時社員総会に提出された内容から変更した点について説明がなされた。

第4回理事会にて再度検討する。
6. アカデミックハラスメント対策（上泉代表理事）

## II. 報告

1. 自民党看護問題小委員会報告（岡谷理事、井上理事）
2. 「日本看護学教育認証評価機構（仮称）」設立準備委員会（上泉代表理事）
 

当委員会に JANPU 代表理事を委員として追加することになったことが報告された。
3. 「日本看護サミット 2017」実行委員会の報告（井上理事）
 

パネリストの一人として、JANPU 代表理事の上泉先生を推薦し理事会で承認された。
4. 看護実践研究指導センターとの連携について（上泉代表理事）
5. 部門別支出と残高の報告（井上理事）
6. 平成 28 年熊本地震被災大学への支援募金入金の報告（上泉代表理事）
7. 新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会について（上泉代表理事）
8. 3 月 25 日（土）の開催時間・場所と内容について確認（上泉代表理事）
  - 1) 午前中：平成 28 年度文部科学省委託事業報告会（聖路加国際大学 アリスホール）
  - 2) 午後 13 時～：臨時社員総会（聖路加国際大学 アリスホール）
  - 3) ①午後 15 時～：平成 29 年度高度実践看護師教育課程申請に向けた説明会  
（高度実践看護師教育課程認定委員会）（聖路加国際大学 アリスホール）
  - ②午後 15 時～：看護系大学の国際化を推進するための研修会（国際交流推進委員会）  
（聖路加国際大学 日野原ホール）

## 第 4 回理事会

日時：平成 28 年 11 月 25 日（金）13:30～17:30

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：上泉和子、岡谷恵子（15 時 30 分で退出）、宮崎美砂子、井上智子、萱間真美（14 時で退出）、内布敦子（WEB 会議）、中野綾美、小松浩子（17 時で退出）、山本則子、荒木田美香子、

鈴木志津枝、村嶋幸代（敬称略）

欠席者：高田早苗（監事）

議長：上泉和子（代表理事）

事務局：潮、佐藤、河野、金子

## I. 議題

1. 第3回理事会議事録の承認（上泉代表理事）
2. 各委員会の事業経過報告と審議事項（各担当理事）
  - 1) 文科省委託事業プロジェクト（岡谷理事）
  - 2) 高等教育行政対策委員会（岡谷理事）
  - 3) 看護学教育質向上委員会（萱間理事）

アカデミックハラスメントに関する声明文に基づき、2つのテーマ（①実習指導における困難と調整、②カリキュラム改正などの届け出に伴うコミュニケーションスキル）で、会員校で活用可能な教材開発を目的としたワークショップを開催する予定（平成29年5月7日（日）東京開催）。

- 4) 看護学教育評価検討委員会（内布理事）

コアカリキュラム案作成については、文部科学省と連携を取りながら進めていくこととする。

- 5) 高度実践看護師教育課程認定委員会（中野理事）
- 6) 広報・出版委員会（小松理事）
- 7) 国際交流推進委員会（山本理事）
- 8) データベース委員会（荒木田理事）
- 9) 災害支援対策委員会（鈴木理事）
- 10) 養護教諭養成教育検討委員会（荒木田理事）

来年1月6日（金）に「看護系大学で育成する養護教諭のコアカリキュラム」を検討するワークショップの開催を予定しており、現在約40校から参加申込があることが報告された。

3. 常任理事の選出方法について（上泉代表理事）

常任理事に関する定義の確認、前回理事会の意見を反映しての改訂案について代表理事より次の説明があり、今回の理事会に提案した内容で臨時社員総会に諮ることで合意した。

- 1) 常任理事に関する定義と規程について
- 2) 業務執行理事と平理事の違い（業務執行権）と他の機関の業務執行理事について
- 3) 法人の役員が正式に就任するまでの手順と手続きについて
- 4) 定款の改訂案の確認
- 5) 定款施行細則の改訂案の確認
- 6) 役員候補者選挙規程（旧：役員選出規程）の改訂案の確認
- 7) 常任理事服務規程（案）（内規）
- 8) 理事職務規程（案）（内規）

4. 3月25日（土）臨時社員総会その他のタイムテーブル案の確認

5. 大学機関別認証評価委員会専門委員候補者の推薦・承認（上泉代表理事）

- 1) 齋藤やよい先生（国立：東京医科歯科大学）
- 2) 鈴木志津枝先生（公立：神戸市看護大学）
- 3) 岡谷恵子先生（私立：東京医科大学）

6. 日本薬理学会との意見交換会（上泉代表理事）

JANPUとしては断り、日本看護学教育学会を紹介することとした。

7. 東京医療学院大学保健医療学部看護学科の社員の承認（上泉代表理事）

## II. 報告

1. 看護学教育ワークショップの報告（上泉代表理事）
2. 日本看護サミット2017 後援名義について（上泉代表理事）  
平成29年6月6日（火）開催の「日本看護サミット2017」で本会が後援者となる後援名義の使用を許可したことと、パネルディスカッション「看護基礎教育を変える！」にパネリストとして上泉代表理事が参加することが報告された。
3. 「日本看護学教育認証評価機構（仮）」設立準備委員会報告（内布理事）
4. 文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（コアカリ）」の報告（上泉代表理事）
5. 部門別支出と残高の報告（井上理事）

## 第5回理事会

日時：平成29年1月29日（日）13:30～17:30

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：上泉和子、岡谷恵子、宮崎美砂子、井上智子、萱間真美（17時10分で退出）、内布敦子、中野綾美、小松浩子、山本則子、鈴木志津枝、高田早苗、村嶋幸代（敬称略）

欠席者：荒木田美香子

議長：上泉和子（代表理事）

事務局：潮、佐藤、武岡、金子

### I. 議題

1. 第4回理事会議事録の承認（上泉代表理事）
2. 各委員会の事業経過報告と審議事項（各担当理事）
  - 1) 高等教育行政対策委員会（岡谷理事）
    - ①Academic Administration に関する研修会の実施について承認  
講師：諸星 裕先生（桜美林大学大学院 大学アドミニストレーション研究科教授）  
日時：平成29年3月25日（土）15-17時予定  
場所：聖路加国際大学 大村進・美枝子記念聖路加臨床学術センター 3階 3301
    - ②今後の検討課題
      - (1) 専門職大学院、看護師教育4年制化への対応
      - (2) 保助看法指定規則と、現在作成中のモデルコアカリキュラム、分野別教育評価、国家試験との関連
      - (3) 教員の定数の問題、教員の看護実践時間の問題
  - 2) 文科省委託事業プロジェクト（岡谷理事）  
臨地実習に関するインタビュー調査の経過と報告書作成に向けて分析方法を検討していることが報告された。
  - 3) 看護学教育質向上委員会（萱間理事）  
平成29年5月に開催予定のワークショップの目的と運営、テーマやシンポジウムの講師、プログラムについて報告された。
  - 4) 看護学教育評価検討委員会（内布理事）
  - 5) 高度実践看護師教育課程認定委員会（中野理事）
    - ①H28年度高度実践看護師教育課程認定結果の承認

- ②ニューロサイエンス看護分野特定の審査結果の承認
- ③分野特定の進め方について
- ④高度実践看護師教育課程認定規程の改訂（案）の承認
- ⑤平成 29 年度高度実践看護師教育課程基準・審査基準の改訂（案）の承認
- 6) 広報・出版委員会（小松理事）
  - ①「NURSE+2017 年度版」への広告掲載と広告内容について承認（※継続審議※）
  - ②リーフレットの改訂案について承認
  - ③委員候補者の検討
- 7) 国際交流推進委員会（山本理事）
 

3 月 25 日（土）開催の研修会と香港で開催される EAFONS への参加者および旅費について報告された。
- 8) データベース委員会（荒木田理事欠席の為、上泉代表理事より報告）
- 9) 災害支援対策委員会（鈴木理事）
  - ①防災・減災活動の実施に向けた広報活動の在り方、災害発生時被災地の情報収集並びに情報発信に関する連携体制の構築の検討。委員の追加の承認。
  - ②災害支援に関するアンケート調査の実施の承認
  - ③防災マニュアルのバナーを JANPU の HP のトップページに設置する。
- 10) 養護教諭養成教育検討委員会（荒木田理事欠席の為、上泉代表理事より報告）
- 3. 役員任期と常任理事設置について（上泉代表理事）
  - 1) 役員任期は 3 期 6 年とし、今年度（平成 28 年度）からの適用とする。
  - 2) 「社員に限らず」の定義について確認
  - 3) 定款、定款施行細則、役員候補者選挙規程（旧：役員選出規程）の改訂内容について
  - 4) 常任理事服務規程（案）と理事職務規程（案）の定義内容について
 

この 2 つの内規（理事会決議）の内容については、臨時社員総会には提示しないこととする。本内容で第 6 回理事会、臨時社員総会に諮ることとする。臨時社員総会后、すぐに公募と推薦を募り、同時に常任理事候補者選定委員会を設置して来年度の定時社員総会で正式に選任することになる。
- 4. 3 月 25 日（土）のスケジュール、運営・準備について（上泉代表理事）
  - 1) 臨時社員総会審議事項の投票方法と回数、事前配布資料、議事録署名人についての確認
  - 2) 運営スタッフ募集のお願い（宮崎理事）
  - 3) その他（同伴者なし、3/25 当日の理事会は開催しない、その他の確認）
- 5. 帝京大学福岡医療技術学部看護学科の社員の承認（上泉代表理事）
- 6. その他（平成 29 年度理事会開催候補の検討）
  - 1) 第 1 回理事会：平成 29 年 5 月 19 日（金）★10-16 時★
 

（6 月の定時社員総会前の特に重要な理事会となるため終日開催とする）
  - 2) 平成 29 年度定時社員総会：H29 年 6 月 19 日（月）終日予定
  - 3) 第 2 回理事会：平成 29 年 7 月 21 日（金）13:30-17:30
  - 4) 第 3 回理事会：平成 29 年 9 月 15 日（金）13:30-17:30
  - 5) 第 4 回理事会：平成 29 年 11 月 17 日（金）13:30-17:30
  - 6) 第 5 回理事会：平成 30 年 1 月 19 日（金）13:30-17:30
  - 7) 第 6 回理事会：平成 30 年 3 月 9 日（金）13:30-17:30
  - 8) 文部科学省委託事業報告会、CNS/NP 申請に向けての説明会：平成 30 年 3 月 24 日（土）終日
  - 9) 平成 30 年度定時社員総会：平成 30 年 6 月 18 日（月）終日予定

平成 30 年度第 1 回理事会開催日については現段階では保留とし来年度中に決定する。

## II. 報告

1. 「日本看護学教育認証評価機構（仮）」設立準備委員会報告（上泉代表理事）
2. 部門別支出と残高の報告（井上理事）
3. 女性医療職エンパワメント推進議員連盟設立総会（超党派主催）の報告（村嶋監事）

## 第 6 回理事会

日時：平成 29 年 3 月 20 日（月）13:30～17:30

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：上泉和子、岡谷恵子、宮崎美砂子、井上智子、萱間真美、内布敦子、中野綾美、小松浩子、山本則子、鈴木志津枝、高田早苗、荒木田美香子、村嶋幸代（WEB 会議）（敬称略）

欠席者：なし

議長：上泉和子（代表理事）

事務局：潮、河野、武岡、川口

### I. 議題

1. 第 5 回理事会議事録の承認（上泉代表理事）
2. 平成 29 年度社員の承認と新設校紹介（上泉代表理事）
3. 臨時社員総会の最終確認（上泉代表理事、宮崎理事）
  - 1) 次第、審議事項の投票方法と回数、議事録署名人 2 名を確認
  - 2) 常任理事候補者選考委員会設置と常任理事候補者の応募について
  - 3) 3 月 25 日（土）当日の受付とアリスホール内の席について確認  
3 月 25 日は事前に集合しての理事会は開催しないため、役員の受付を済ませて臨時社員総会開始 15 分前には役員席に着席する。また、午前中と午後の役員受付場所が異なるので注意が必要だと確認した。
4. 各委員会の平成 28 年度事業活動報告書原案、平成 28 年度事業活動経過報告書、平成 29 年度事業活動計画書、審議事項（各担当理事）  
資料に基づき、各委員会の平成 28 年度事業活動の経過報告、実績を反映して次年度平成 29 年度事業活動計画内容と予算案が説明された。
5. 平成 29 年度事業活動計画と予算案（上泉代表理事）  
各委員会の平成 29 年度事業活動計画内容と予算案を総務会で取りまとめ、弊会全体としての事業計画と予算を立案し、第 2 回理事会で検討することが確認された。
6. 日本看護協会「ナースプラクティショナー（仮称）制度検討委員会」設置に伴う委員の輩出依頼について（上泉代表理事）  
日本看護協会看護開発部より推薦依頼のあった委員については、岡谷理事に依頼することが承認された。
7. 自民党看護問題対策議員連盟平成 29 年度総会について（上泉代表理事）  
開催日時は 4 月 14 日（金）12-13 時、岡谷副代表と高田監事、可能であれば上泉代表理事が出席する。弊会として要望書を提出することが確認された。
8. その他
  - 1) 平成 29 年度第 6 回理事会開催日を、H30 年 3/9（金）から 3/2（金）に変更することが確認された。
  - 2) 平成 29 年度に社員を交代する予定の役員へ、上泉代表理事または神田事務局まで早めに連絡するよう依頼した。

## II. 報告

1. 「日本看護学教育認証評価機構（仮）」設立準備委員会報告（高田監事）
2. 部門別支出と残高の報告（井上理事）
3. 毎日新聞社とNHK弘前支局からの取材報告（上泉代表理事）
4. 神田事務局体制の報告と事務員紹介（上泉代表理事、事務局）
5. 平成28年度事業活動報告書作成のスケジュールの確認（事務局）
6. その他
  - 1) 「分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」（3月26日（日）10:00-12:00）（主催：日本学術会議看護学分科会、共催：日本看護系学会協議会・日本看護系大学協議会）と「安全保障と学術の問題に看護はどう取り組むか」（2017年3月26日日曜日 13:00-15:00）（主催：日本看護系学会協議会、共催：日本学術会議看護学分科会・日本看護系大学協議会）  
（内布理事、小松理事）
  - 2) 文部科学省と厚生労働省による情報提供と日本看護学教育認証評価機構（仮）の説明会を6月19日（月）定時社員総会の午前中に開催することを確認した。（上泉代表理事）





# 高等教育行政対策委員会



# 「高等教育行政対策委員会」

## 1. 構成員

### 1) 委員

岡谷恵子（委員長、東京医科大学）  
井上智子（国立看護大学校）、上泉和子（青森県立保健大学）、  
小山真理子（日本赤十字広島看護大学）、酒井明子（福井大学）、坂下玲子（兵庫県立大学）、  
田村やよひ（日本赤十字九州国際看護大学）、正木治恵（千葉大学）、宮崎美砂子（千葉大学）

### 2) 協力者

なし

### 3) 「看護系大学学士課程の実習とその基準策定に関する調査研究」プロジェクト委員

岡谷恵子（委員長、東京医科大学）  
井部俊子（聖路加国際大学）、太田喜久子（慶應義塾大学）、上泉和子（青森県立保健大学）、  
河田照絵（東京医科大学）、工藤美子（兵庫県立大学）、坂下玲子（兵庫県立大学）、  
佐々木幾美（日本赤十字看護大学）、鈴木久美（大阪医科大学）、高田早苗（日本赤十字看護大学）、  
三浦英恵（東京医科歯科大学）、村上明美（神奈川県立保健福祉大学）

## 2. 趣旨

- 1) 文部科学省、厚生労働省等の看護関連の検討会からの方向や社会情勢の動きを迅速に捉え、日本看護系大学協議会としての見解や方向性について話し合い、随時その結果を会員校に報告する。
- 2) Academic Administration に関する課題について検討する。
- 3) 文部科学省からの「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業、テーマ：看護師等の卒業時到達目標等に関する調査研究」を受けて、平成 28 年度は地域包括ケアの時代に向けた新たな臨地実習のあり方についての提言に向け、「看護系大学学士課程の実習とその基準策定に関する調査研究」プロジェクトを結成して、調査を実施する。

## 3. 活動経過

- 1) 文部科学省、厚生労働省等の看護関連の検討会からの方向や社会情勢の動き  
①厚生労働省「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」での議論から厚生労働省「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」では、これからの新たな医療の在り方を踏まえて、医療従事者がどのような働き方を目指すべきか、その基本哲学とビジョンが示された。検討会の議論を受けて、日本看護協会は新たな医療の在り方における重要な役割を担う看護者の育成のために看護基礎教育の改革を主張している。現在の基礎教育は 2025 年問題への対応に追いついていないこと、総教育時間数が不足していることから、基礎教育を 4 年制にし、すべての看護師の能力を向上させるべきと主張している。職能団体からの看護基礎教育改革に対する主張に対し、看護系大学協議会としてどのように考え対応していくのか本委員会で議論した。文部科学省が 2019 年の導入を目指している専門職大学の問題、看護系大学におけるカリキュラ

ムの自主的構築を可能にする制度改革、分野別質保証の実施なども含め、今後の看護教育のあり方について本委員会では議論し、JANPUとして何らかの声明・意見を発信することが確認された。

## ②看護系大学の教育の質を担保するために必要な教員の人数について

現在の大学設置基準で定められている教員数は最低 19 名と少なく、教育の質を担保するために十分な数とは言えない。教員数は大学によって格差があり、必要な教員の数をどう定めて、どのように規定するかということは本委員会が扱うべき事項であり、説得力のあるデータを作成し、提言していく必要があるという意見が出された。看護系大学や大学院の急増に伴って、教員の確保は難しくなっている現状においては、教育の質を担保する点から必要な教員数を規定することは重要と思われる。

## 2) Academic Administration に関する課題について

Academic Administration については昨年度からの懸案事項であり、看護系大学の急増に伴い、また看護学教育を取り巻く状況が様々に変化している現状において、大学の学長、学部長、学科長等のマネジメント担当者が戦略や経営、教育の質の保証といった観点から管理能力を身につけ、向上させていくべきではないかという考えから、Academic Administration に関する研修会の実施について検討した。研修の内容としてリーダーの危機管理能力等についてという意見もあったが、まずは、Academic Administration という概念について理解を深め、米国をはじめとする諸外国の Academic Administration に関する情報を得ることを目的に、3 月中に研修会を開催することとした。Academic Administration について理解した上で、今後具体的な課題について検討していくこととなった。

研修会のテーマ、講師、日時、場所は次のとおりとし、本協議会のホームページで会員校に周知することにした。

テーマ：「“Academic Administration” とは何か？」

講師：諸星 裕先生、桜美林大学大学院、大学アドミニストレーション研究科教授

日時：3月25日（土）、15:00～17:00

場所：聖路加国際大学 大村進・美枝子記念聖路加臨床学術センター 3階 3301

## 3) 「看護系大学学士課程の実習とその基準策定に関する調査研究」プロジェクトの活動について

平成 28 年度は、前年度に実施した看護学実習に関するアンケート調査とシラバス調査の結果をもとに、教育上の様々な課題を克服するための先進的な実習の取り組みをしている大学や、特色あるカリキュラムを実施している大学 16 校を選定してインタビュー調査を実施した。調査内容は、各大学の先駆的な実習の取り組み内容と、大学の教育理念、カリキュラムポリシー、地域特性と実習との関係、卒業時到達目標（コアコンピテンシー）と実習の関連、実習指導體制、実習施設の確保と連携、実習の効果と学生の成長、実習の構成と実習内容の留意点や準備、実習における課題や問題点等であった。

調査の結果から、卒業時到達目標（コアコンピテンシー）を反映した実習の構成が重要であること、新たなヘルスケアニーズや変化する保健医療システムに対応した実習のあり方を検討する必要があること、地域志向性を育てる実習の必要性、多職種連携・協働を実践的に学ぶ実習の必要性など地域包括ケア時代に向けた新たな臨地実習のあり方への示唆が得られた。一方で、実習のあり方が入院患者のケアを主体とする病院実習から地域との連携や地域・在宅での実習の比重が高まっている状況の中で、実習指導者や教員の教育力向上の必要性も重要な課題であることが分かった。教員の不足や実習施設の確

保困難は依然として多くの大学の課題となっていた。

時代の変化に伴う社会の要請や、将来起こりうるヘルスケアニーズや社会的な健康課題に対応できる実践能力を習得するために、実習のあり方を柔軟に変化させ、創造していくことが求められている中で、看護学教育における実習の重要性を考えると、その質を担保し、必要な看護実践能力を習得できる看護実習のあり方を方向づける基準（クライテリア）を作成する必要があるということから、今年度のプロジェクトでは、インタビュー調査の結果をもとに、どのような視点からの基準（クライテリア）が必要かという基準の概要を提案した。

#### 4. 今後の課題

本委員会では今後も、看護学教育に係る高等教育行政政策や施策についての情報を収集し、適宜分析をしてタイムリーに日本看護系大学協議会としての意見・声明、提言等を発信することに力を入れていく。また、関係団体・組織との情報交換等にも努め、幅広く高等教育行政の動きを把握して、必要な情報を会員校に発信していく。

Academic Administration については、研修会、グループ討議等様々な方法を通して、急増する看護系大学を取り巻く多様で、複雑な課題にどう取り組むべきか、質の高い看護学教育を実践し発展させる戦略はどうあるべきかなど、マネジメント担当者の管理能力の向上を目指す取り組みを継続していく。

平成 27 年度から取り組んでいる「看護系大学学士課程の実習とその基準策定に関する調査研究」については、今年度の研究でどのような視点での基準を策定するかという基準の概要を提示したので、さらにその基準を精練させて策定していく。現在、各大学の様々な事情によって実習のやり方や内容、体制はかなりのばらつきがあり、その質が問われるような問題も生じている。このような実習の現状を改善していくことに寄与する基準作成を目指す。

また、看護学教育の質の維持・向上に関連した課題として、①看護教員が臨地で実践に携わる機会の実習以外にはないので、実習のほかに教員自身の実践能力を磨くための臨時での実践に係る規定が必要ではないか、②現在の大学設置基準で規定されている教員の数は適切か。設置基準の改正を視野に入れて教員の定数の増大を働きかける必要があるのではないかといったことが挙げられた。いずれも重要な今後取り組むべき課題であると考える。

#### 5. 資料

- ・平成 28 年度文部科学省 大学における医療人養成の在り方に関する調研究委託事業

「看護系大学学士課程における臨地実習の先駆的取り組みと課題 - 臨地実習の基準策定に向けて -」  
報告書

<http://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/03/H28MEXTProject.pdf>





看護学教育質向上委員会



## 「看護学教育質向上委員会」

### 1. 構成員

#### 1) 委員

萱間真美（委員長、聖路加国際大学）

宮本千津子（東京医療保健大学）、和住淑子（千葉大学）、宮林郁子（福岡大学）、

高見沢恵美子（関西国際大学）、菅原京子（山形県立保健医療大学）、石橋みゆき（千葉大学）

五十嵐ゆかり（聖路加国際大学）

#### 2) 協力者

なし

### 2. 趣旨

本委員会は、看護系大学における看護学教育の充実・向上を図るために、看護系大学の教育の質に関する事項並びに看護教員に求められる資質・能力向上に関する事項について検討することである。看護系大学が増加していく中で、学部生を対象とするだけでなく CNS や認定看護師の養成などの多様なコースも開講している。このような状況から、学生数や実習形態の煩雑化が臨地実習場所の確保や臨床指導者との調整を困難にしている。さらに学生の背景の多様化やそれに対応する教員の指導力不足等により、実習の在り方を問われるような現状もあるため実習を通じた看護学教育の質の維持、向上に課題がある。そのため看護系大学間で課題を共有し、課題解決と教育の向上を目的とした研修会を企画、開催することとした。

### 3. 活動経過

#### 1) 2016年11月6日（日）

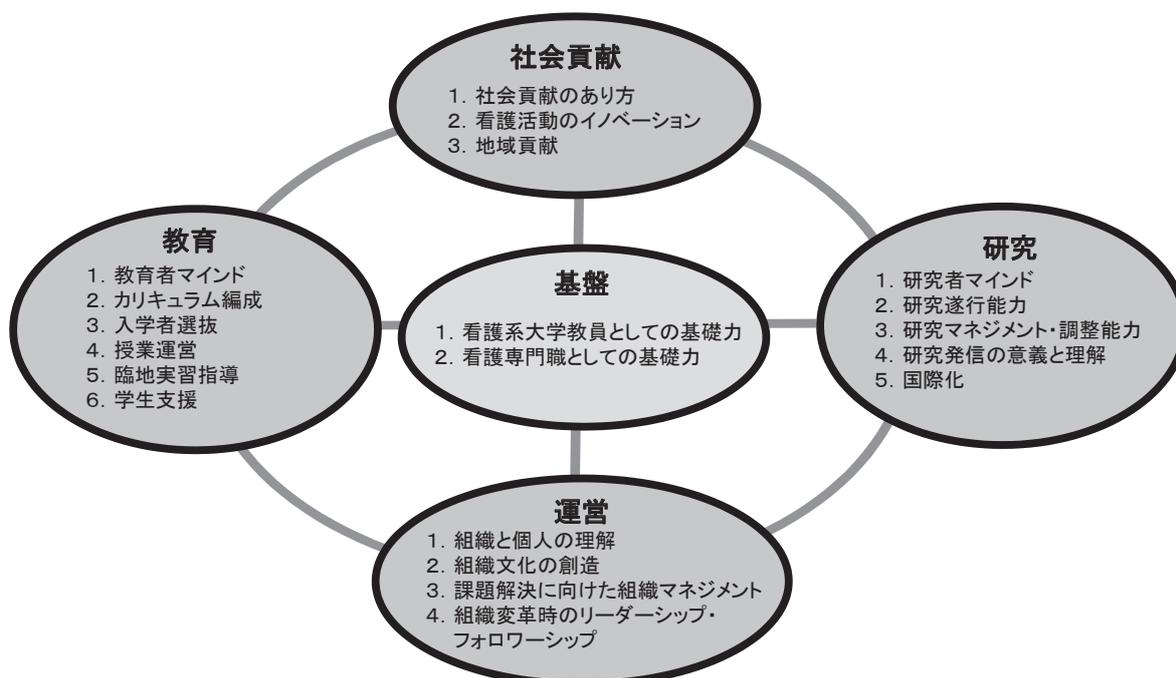
現在文部科学省で検討中の看護学教育モデル・コア・カリキュラムが普及の段階に入ったタイミングで、普及のプロセスを支援するための活動を計画・実施していく必要があることを申し合わせ、2018年3月ごろに研修会を企画することとした。また、2019年4月以降に各大学で看護学教育モデル・コア・カリキュラム（資料1）をふまえたカリキュラムが開始された以降は、看護学教育モデル・コア・カリキュラムについての活動を行うこととした。

看護の教育の中でも臨地実習の指導には多くの課題がありこれは長年の課題でもある。平成14年（2002年）文部科学省の看護学教育の在り方に関する検討会でも「実習受入施設との連携を図り、教育の基盤づくりに努める」とし、各大学は、臨地実習指導の充実に向けてそれぞれの状況に応じた方法で実習施設との連携を充実させ看護学教育の基盤を充実させる必要がある（資料2）とすでに述べられているものの、改善には困難な状況が続いていると言える。それは、平成27年（2015年）度文部科学省大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業報告書の結果（資料3）で述べられているように、169校の看護系大学からの調査結果で、臨地実習の困難さのひとつとして、特に精神科看護、老年看護、小児看護、母性看護、助産の実習は、社会や医療環境の変化を受け実習施設の確保が難しくなっていることや教員の实習対応時間について、学生指導に時間を要すること、施設側の要望や実習施

設が遠隔地であることなどのからの実習指導の拘束時間の長さ、過重労働の課題が挙げられていた。そのことにより実習指導の質に影響し、教員の疲労も指摘されていた。また、実習施設において学生が対象者への看護ケアを提供することに関する課題では、見学実習が多くなり学生の実践力を身につけるものになっていないという結果であった。実習における課題は、実習体制、大学と施設との関係性、学生自身の課題など多くの要因が絡み合っていることも述べられていた。

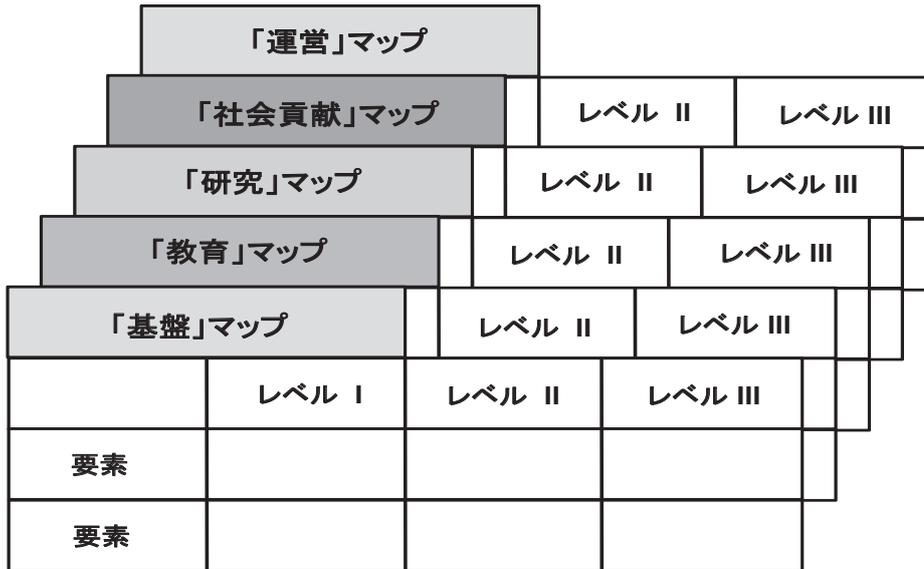
これらの状況からも 2017 年度は本委員会では「実習指導体制を向上させること」を目的に、会員校向けに「実習指導における困難と調整」に関するワークショップを行うこととした。また、看護学教育研究共同利用拠点である千葉大学大学院看護学研究科附属看護実践研究指導センターが開発している FD マザーマップ（資料 4）にも関連付け連携して活動する予定である。

### 看護学教育における FD マザーマップ全体構成



千葉大学大学院看護学研究科 附属看護実践研究指導センター(2016)看護学教育における FD マザーマップの開発と大学間共同活用の促進プロジェクト活動・成果報告書（2011 年度～2015 年度） P70 より引用

5つのマップの基本構成



千葉大学大学院看護学研究科 附属看護実践研究指導センター(2016)看護学教育におけるFD マザーマップの開発と大学間共同活用の促進プロジェクト活動・成果報告書(2011年度～2015年度) P70 より引用

2) 2017年1月29日(日)

会員校向けに以下の内容のワークショップの企画を行った。

テーマ：(仮) 多様化する実習指導とその能力向上

—実習指導に当たる教員のスキルアップのためのFD企画—

日時：2017年7月2日(日) 10:00-16:00

場所：聖路加国際大学 大村進・美枝子記念臨床学術センター

対象：参実習指導を主に行っている教員・臨床指導者、実習指導においてリーダー的な立場にある人、FD企画を行う立場にある人で、ワークショップ参加後に各大学でFDなどの研修会などを企画できる人

予定

午前：実習の実践例などを共有するシンポジウムとし、数名のシンポジストが話題提供する  
午後のグループワークを行うために必要な情報を共有する

午後：事例検討を中心としたグループワークを行う

1) グループワークの内容

ハラスメントに関する事例、実習調整が困難な事例、学生指導に苦慮した事例などの検討

2) 方法：実習指導の内容(学部担当者、上級実践実習)に合わせてグループ分けを行い、実習レベルに合わせたケースの検討を行う。

3) 作業目標：教材となるケースの抽出とそのケースの指導や対処の検討を行う。

本ワークショップは教材開発のキックオフミーティングの位置づけとする。また、会員校のネットワークづくりにも寄与するものである。その後は、ワークショップの成果物（各グループの検討内容、アンケート調査）を基盤として、有志による教材開発を行うこととする。開発した教材は会員校が自由にアクセスできるようにしていく。

2017年度の本委員会の目標の「実習指導体制を向上させること」に対しては、FD企画やその実施数などで評価を行っていく予定である。

#### 4. 今後の課題

- 1) ワークショップに向けてグループワークで使用する教材の準備を行う。
- 2) ワークショップをふまえ、会員校で活用可能な教材開発を行う。

#### 5. 資料

1) 文部科学省（2016）看護教育モデル・コア・カリキュラム策定ワーキング（第1回）配布資料  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/078/001/shiryo/1380964.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/078/001/shiryo/1380964.htm)

2) 文部科学省（2002）平成14年文部科学省の看護学教育の在り方に関する検討会の報告書 臨地実習指導体制と新卒者の支援  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/018/gaiyou/020401c.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/018/gaiyou/020401c.htm)

3) 一般社団法人日本看護系大学協議会（2016）平成27年度文部科学省大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業報告書  
<http://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2015/12/H27MEXTProject.pdf>

4) 千葉大学大学院看護学研究科 附属看護実践研究指導センター（2016）看護学教育におけるFDマザーマップの開発と大学間共同活用の促進プロジェクト活動・成果報告書（2011年度～2015年度）  
[http://www.n.chiba-u.jp/center/use/pdf/dc\\_160414.pdf](http://www.n.chiba-u.jp/center/use/pdf/dc_160414.pdf)



看護学教育評価検討委員会



# 「看護学教育評価検討委員会」

## 1. 構成員

### 1) 委員

内布敦子（委員長 兵庫県立大学）

北川真理子（名古屋市立大学）、 高橋真理（順天堂大学）、 佐々木幾美（日本赤十字看護大学）

大野かおり（兵庫県立大学）、 江川幸二（神戸市看護大学）、 田中美恵子（東京女子医科大学）

添田啓子（埼玉県立大学）、 安田貴恵子（長野県看護大学）、 亀井智子（聖路加国際大学）

柳田俊彦（宮崎大学）

尚、委員会には文部科学省から斉藤しのぶ看護専門官がオブザーバーとして参加した。

### 2) 協力者

中野宏恵（兵庫県立大学 助教）一部委員会議事録をお願いした。

## 2. 趣旨

平成 28 年度の活動趣旨は、前年度の理事会においてコアカリキュラム策定の 1 点のみに絞られており、委員会は、コアカリキュラム策定を目指して具体的に作業を行った。作業は、2011 年度までに文部科学省先導的の大学改革推進委託事業（野嶋、2011）や文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」（文部科学省、2011）で蓄積されたコアコンピテンシー（以下、到達目標 2011 とする）を軸として、教育内容を抽出しカリキュラムを構成するという考え方で進められた。途中、2016 年 10 月に文部科学省の「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」が始まり、モデル・コア・カリキュラム案の作成が看護教育モデル・コア・カリキュラム策定ワーキンググループによって始まった。本委員会では、「到達目標 2011」に学士課程としての教養部分を付加し、さらに「全人的に対象を捉える基本応力」の 1 群を加え、地域コミュニティに広がる療養の場でのケアの調整を含む看護活動を意識し 6 群 24 のコンピテンシーとした。これは文部科学省のモデル・コア・カリキュラム策定ワーキングに活用された。文部科学省の作業と歩調を合わせ、JANPU 本委員会の作業の位置づけを検討した。本委員会は卒業時到達能力に必要な教育内容を抽出したところまで作業を進めていたので、今後、卒業時到達能力を保証するための教育内容が保証されているかを問う評価基準として作成する方向で活動することが検討されたが、日本看護学教育認証評価機構（仮称）の作業内容と重複することから、最終的に平成 29 年度第 1 回理事会において、平成 29 年度の 1 年間は、コンピテンシーに基づく教育内容を検討し、より具体的に示していく活動が適切とされた。

## 3. 活動経過

### <活動体制と委員会開催>

作業量が膨大であるために効率よく委員会を進めることが難しいと判断し、委員会に提示するたたき台資料を作成する作業班を委員長を中心に組織した。委員会は 3 月末までに 5 回開催され、その間、検討用資料作成のための作業班会議を内布委員長、大野委員、江川委員の 3 名で 5 回（2017 年 3 月末まで）開催した。（4 月以降も神戸会議 1 回、委員会 1 回を開催している）

<検討内容>

・4年制大学における看護学教育のコアカリキュラムの概念図に関する検討を行い、図1および図2のようにあらわした。図1の右端に示す実習教育部分を図2に詳細にあらわしている。図1に示すB. ヒューマンケアの基本に関する実践能力、C. 根拠に基づき看護を計画的に実践する能力、D. 特定の健康課題に対応する実践応力、E. ケア環境とチーム体制に関する実践能力、F. 専門職として研鑽し続ける基本能力の5つの群の能力は「到達目標 2011」で示されたものであり、A. 全人的に対象を捉える基本能力は、本委員会が付加したものである。さらに左端に示した準備教育の部分は高校からの移行教育及び学士に必要な教養教育として位置づけている。Aは、看護の対象である人間理解を進めるために新たに設置した部分であり、1. 生物学的存在としての人間理解、2. 生活体としての人間理解、3. 環境といった要素を学ぶ。対象理解では、発達段階によって異なる健康ニーズを読み取ることができるよう、小児、成人、老年、母性といった対象の特性を学ぶ。

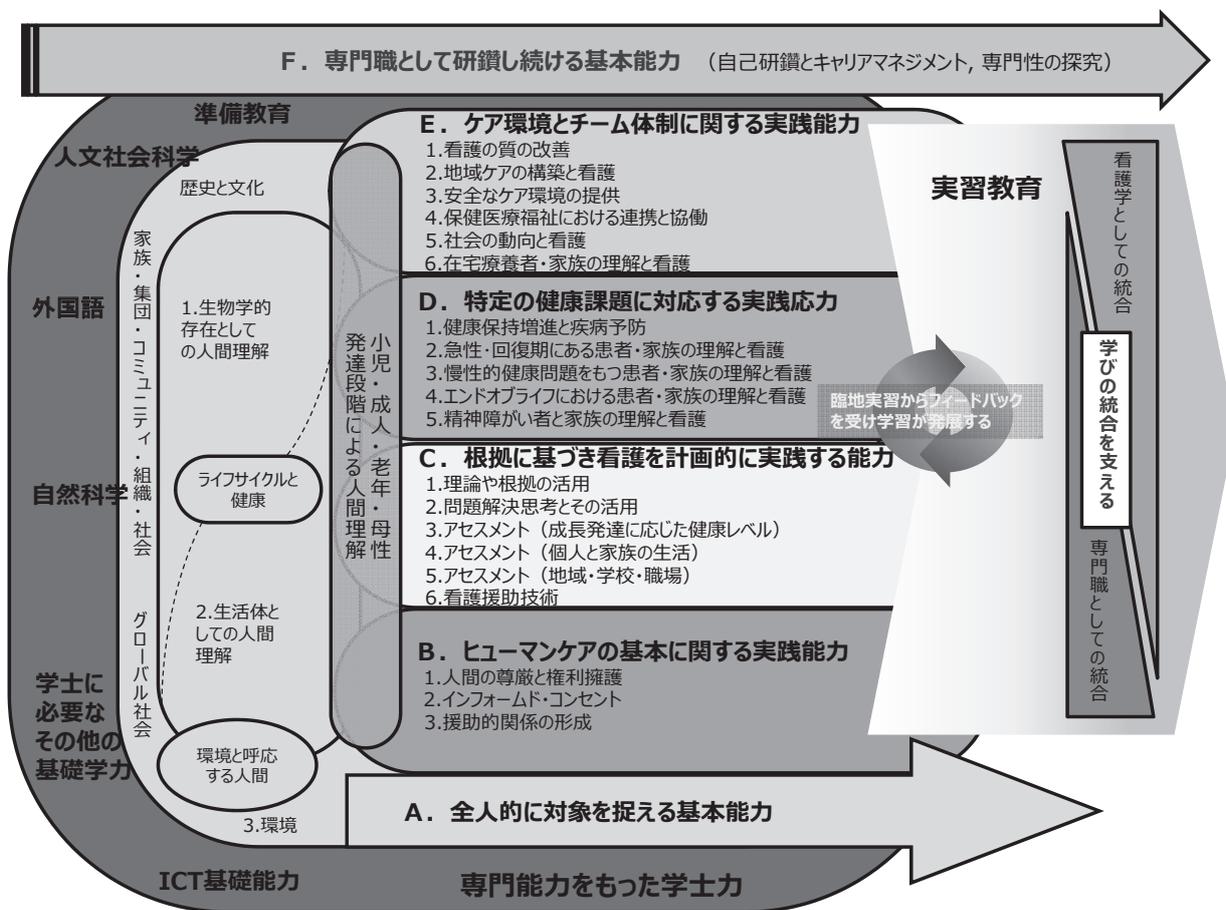


図1. コアコンピテンシー（卒業時到達目標）を基盤とした看護学学士課程教育

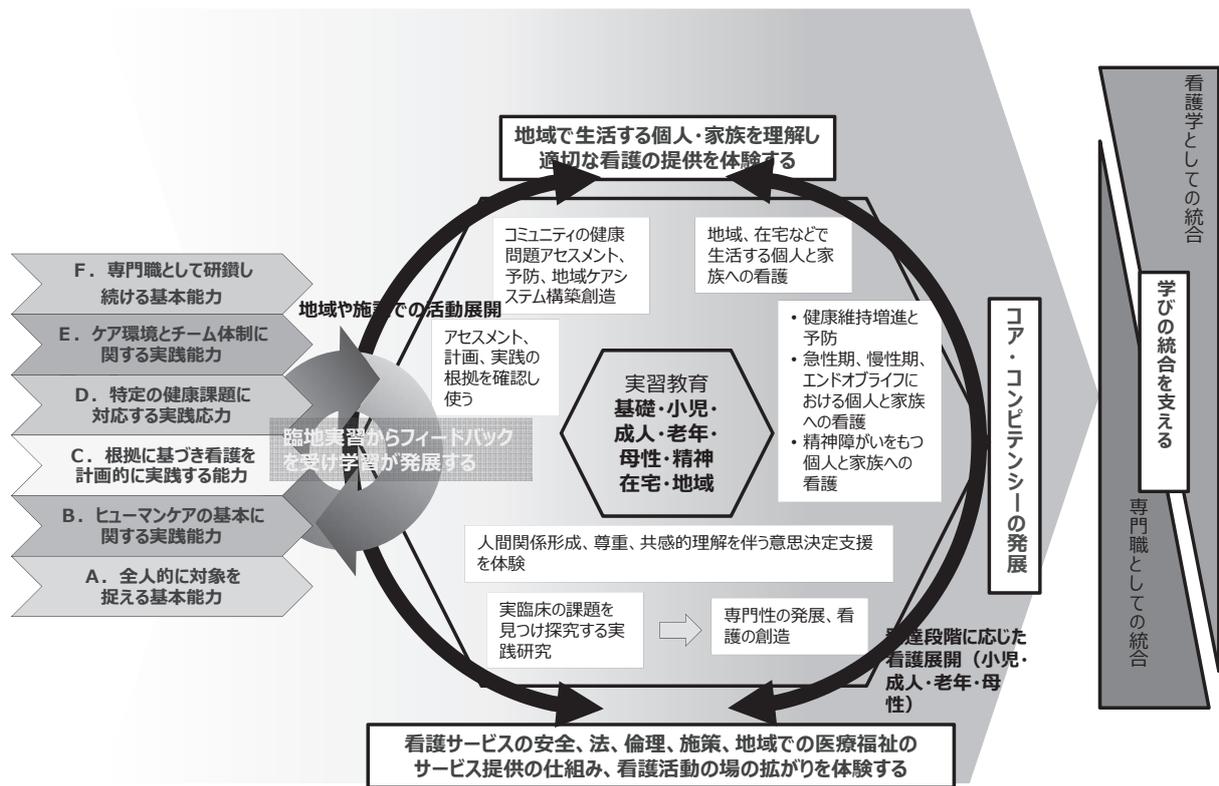


図2. 6群のコアコンピテンシー（卒業時到達目標）と実習教育

図2は、実習部分の詳細を表したものである。AからFまでの6つの群の能力をすべて統合して実習が行われることを示している。

これらの概念図に沿って、文部科学省先導的の大学改革推進委託事業（野嶋、2011）で示された「学士課程においてコアとなる看護実践能力を基盤とする教育 看護実践能力・卒業時到達目標・教育内容・学習成果の表を改変する形で資料1：学士課程におけるコアコンピテンシーと卒業時の到達目標及び教育内容（例）の表」を作成した。作業途中であるがほぼ全容が出ているので報告する。

文部科学省から提示されるコアカリキュラムとの混乱がないよう、理事会の議を経て、一旦、コンピテンシーを保証する教育内容を評価する評価基準作成へと方向転換を行ったが、平成29年第1回の理事会において、再度今後の活動内容が検討され、29年度は評価基準ではなく「卒業時到達目標（コアコンピテンシー）にもとづく教育内容」について検討することとなった。

平成28年度の活動としては、表1に示すような目次で卒業時到達目標を基盤とした看護学士課程の教育内容を示す冊子体を作成することとした。教育内容の多くの部分は平成23年に報告された「看護系大学におけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査（研究代表者：野嶋佐由美）を踏襲し、図1に示すように「A. 全人的に対象を捉える基本能力」を加え、近年の健康問題の動向を加味して、地域で生活する個人・家族への看護サービス提供を意識した内容とした。現在、最終稿にむけて作業中である。

表 1. 卒業時到達目標を基盤とした看護学士課程の教育内容 (冊子体として印刷予定)

目次項目	内容
まえがき	
I. コア・コンピテンシーを基盤とした看護学士教育の教育内容作成の経緯	これまでの JANPPU, 文部科学省等で取り組んできた、4 年制大学の教育の在り方を概説し、5 群 20 のコア・コンピテンシーでコンセンサスを得て、表記方法を開発し、評価の施行まで行われている現状について述べる。
II. コア・コンピテンシーを基盤とした看護学士の教育内容概要 ・ コア・コンピテンシー (卒業時到達目標) を基盤とした看護学士課程教育の概要図 ・ 6 群の能力の説明 ・ 卒業時到達目標 ・ 卒業時到達目標を達成するための主な教育内容	平成 23 年に「看護系大学におけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査」が提示されて以降の社会情勢、健康問題の変化などを説明し、1 群を増やして、コア・コンピテンシーは 20 から 24 に増やしていることを説明する。 教育内容の構造を概念図として示す。 卒業時到達目標を示し、目標達成のために必要な教育内容を示す。
III. 実習教育 ・ 6 群のコア・コンピテンシー (卒業時到達目標) と実習教育の概念図の説明	看護学教育においては実践科学という性質上、自らの身体や言語能力、判断能力を使って基本的な看護実践ができる能力が到達目標として求められるため、講義だけでなく演習や実習といった教育形態を循環的に活用することに触れる。 実習教育については現在別途研究事業が進んでいることから、概念図を示すにとどめる。

#### 4. 今後の課題

今後、文部科学省によってモデルコアカリキュラムが提示され、各大学がそれぞれのカリキュラムをモデルに合わせて修正し運用するものと思われる。さらに、大学教育のそれぞれの分野には分野別評価を行うことが求められるが、看護学士課程の分野別評価を担うために日本看護学教育認証評価機構 (仮称) の設置が計画されている。本委員会は、平成 28 年度の活動を持って発展的解消という計画であったが、今後、コンピテンシーに基づく教育内容を示し、各大学が参照できるようにすることが求められている。

#### 5. 資料

##### 資料 1

- ・ 学士課程におけるコア・コンピテンシーと卒業時の到達目標および教育内容(未完成)  
(平成 22 年度 先導的 University 改革推進委託事業の報告書 資料 5 を改変)

##### <引用文献>

- ・ 野嶋佐由美 (2011) : 看護系大学におけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査研究報告書
- ・ 文部科学省 (2011) : 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告書

資料1 学士課程におけるコア・コンピテンシーと卒業時の到達目標および教育内容(例) (平成22年度 先導的大学改革推進委託事業の報告書 資料5を改変)

看護実践能力(コア・コンピテンシー)	卒業時の到達目標(成果)	教育内容の大項目(カテゴリー例)	教育内容(例)
<p>看護実践能力(コア・コンピテンシー)</p> <p>能力</p>	<p>(1) 生存に関わる人間の正常な機能を説明できる。</p> <p>(2) 心身の異常とそれに伴う身体反応を説明できる。</p> <p>(3) 薬物療法とそれに伴う身体反応を説明できる。</p>	<p>人間の身体との組み合わせ</p> <p>人間の心身の異常とそれに伴う反応</p> <p>薬物療法に対する人間の反応</p> <p>生活体としての人間</p>	<p>□ 人体の構造</p> <p>□ 人体の機能</p> <p>□ 人体の防御システム</p> <p>□ 栄養と代謝</p> <p>□ 病態と生体反応</p> <p>□ 診断とその診断および治療</p> <p>□ 疾病と生体の反応(呼吸・循環機能障害など各種の機能障害)</p> <p>□ 薬物の構造特性、作用機序、副作用</p> <p>□ 人間の成長と発達段階の特徴</p> <p>□ 生活と健康</p> <p>□ 病いの体験</p> <p>□ 人間の欲求と感情</p> <p>□ ストレスをもつ存在としての人間</p> <p>□ 統合体としての人間</p> <p>□ セルフケア能力</p> <p>□ 家族と地域社会の関係性</p>
<p>A 全人的に対象を捉える基本能力</p>	<p>(1) 人間の成長と発達段階に合わせた生活過程の特徴を説明できる。</p> <p>(2) 人間の生活過程と健康との関連について理解し、説明できる。</p> <p>(3) 環境からの影響による人間のストレスとその対処について理解し、説明できる。</p> <p>(4) 個人・家族と地域社会の関係性について理解し、説明できる。</p>	<p>自然環境</p> <p>社会環境</p>	<p>□ 住環境</p> <p>□ 地球環境</p> <p>□ 職場環境</p> <p>□ 家族環境</p> <p>□ 学校環境</p> <p>□ 地域環境</p> <p>□ 人間の捉え方</p> <p>□ 人間の性</p> <p>□ 健康の捉え方</p> <p>□ ライフサイクルと健康</p> <p>□ 社会と健康</p> <p>□ 文化と健康</p> <p>□ 基本的人権の尊重</p> <p>□ 患者の権利</p> <p>□ 権利擁護</p> <p>□ リビングウィル</p> <p>□ フライインナーへの配慮</p> <p>□ 個人情報保護</p> <p>□ 守秘義務</p> <p>□ 看護実践に関わる倫理の原則</p> <p>□ 看護職の倫理規定</p> <p>□ 看護職の説明責任</p> <p>□ インフォームド・コンセント</p> <p>□ 医療における自己決定権</p> <p>□ 意思決定への支援</p> <p>□ セカンド・オピニオン</p> <p>□ 自己分析、自己理解</p> <p>□ 対人関係、相互作用</p> <p>□ 治療的コミュニケーション</p> <p>□ コミュニケーションの原則と技術</p> <p>□ 援助的関係の過程</p> <p>□ カウンセリングの基本と技術</p> <p>□ ケアリングの考え方</p> <p>□ 集団形成の過程</p> <p>□ リーダーシップ</p> <p>□ グループダイナミクス</p> <p>□ グループ支援</p>
<p>B ヒューマンケアの基本に関する実践能力</p>	<p>(1) 人間や健康を総合的に捉え説明できる。</p> <p>(2) 多様な価値観、信条や生活背景を持つ人を尊重する行動をとることができる。</p> <p>(3) 人間の尊厳及び人権の意味を理解し、擁護に向けた行動をとることができる。</p>	<p>人間や健康の捉え方</p> <p>人権の尊重</p> <p>看護倫理</p> <p>説明責任</p> <p>意思決定支援</p> <p>自己理解と援助的関係の形成</p> <p>集団との協働的関係</p>	<p>□ 人間の捉え方</p> <p>□ 人間の性</p> <p>□ 健康の捉え方</p> <p>□ ライフサイクルと健康</p> <p>□ 社会と健康</p> <p>□ 文化と健康</p> <p>□ 基本的人権の尊重</p> <p>□ 患者の権利</p> <p>□ 権利擁護</p> <p>□ リビングウィル</p> <p>□ フライインナーへの配慮</p> <p>□ 個人情報保護</p> <p>□ 守秘義務</p> <p>□ 看護実践に関わる倫理の原則</p> <p>□ 看護職の倫理規定</p> <p>□ 看護職の説明責任</p> <p>□ インフォームド・コンセント</p> <p>□ 医療における自己決定権</p> <p>□ 意思決定への支援</p> <p>□ セカンド・オピニオン</p> <p>□ 自己分析、自己理解</p> <p>□ 対人関係、相互作用</p> <p>□ 治療的コミュニケーション</p> <p>□ コミュニケーションの原則と技術</p> <p>□ 援助的関係の過程</p> <p>□ カウンセリングの基本と技術</p> <p>□ ケアリングの考え方</p> <p>□ 集団形成の過程</p> <p>□ リーダーシップ</p> <p>□ グループダイナミクス</p> <p>□ グループ支援</p>
<p>5) 実施する看護について説明し同意を得る能力</p>	<p>(1) 実施する看護の方法について、人々に合わせた説明ができる。</p> <p>(2) 看護の実施にあたり、人々の意思決定を支援することができる。</p>	<p>説明責任</p> <p>意思決定支援</p>	<p>□ 看護職の説明責任</p> <p>□ インフォームド・コンセント</p> <p>□ 医療における自己決定権</p> <p>□ 意思決定への支援</p> <p>□ セカンド・オピニオン</p>
<p>6) 援助的関係を形成する能力</p>	<p>(1) 看護の対象となる人々と援助的なコミュニケーションを展開できる。</p> <p>(2) 看護の対象となる人々と援助的関係を形成できる。</p> <p>(3) 看護の対象となる人々から構成される集団との協働的関係を形成できる。</p>	<p>自己理解と援助的関係の形成</p> <p>集団との協働的関係</p>	<p>□ 自己分析、自己理解</p> <p>□ 対人関係、相互作用</p> <p>□ 治療的コミュニケーション</p> <p>□ コミュニケーションの原則と技術</p> <p>□ 援助的関係の過程</p> <p>□ カウンセリングの基本と技術</p> <p>□ ケアリングの考え方</p> <p>□ 集団形成の過程</p> <p>□ リーダーシップ</p> <p>□ グループダイナミクス</p> <p>□ グループ支援</p>

資料1 学士課程におけるコア・コンピテンシーと卒業時の到達目標および教育内容(例) (平成22年度 先導的大学改革推進委託事業の報告書 資料5を改変)

看護実践能力(コア・コンピテンシー)能力	卒業時の到達目標(成果)	教育内容の大項目(カテゴリー例)	教育内容(例)
7) 根拠に基づいた看護を提供する能力	(1) 根拠に基づいた看護を提供するための情報を探索し活用できる。 (2) 看護実践において、理論的知識や先行研究の成果を探索し活用できる。	看護実践のための理論の活用 看護に必要な最新情報の探索 EBN(エビデンス・ベースド・ナーシング)	看護理論、看護研究、看護実践の関係 情報の収集・情報提供システムとその活用 文献の検索方法 科学的根拠(Evidence) 科学的根拠(Evidence)に基づいた実践の在り方 文献の批判的検討 基本的な研究方法 基本的な統計的分析方法 研究成果の解釈と活用 基本的な疫学・保健統計の知識
8) 計画的に看護を実践する能力	(1) 批判的思考や分析的方法を活用して、看護計画を立案できる。 (2) 問題解決法を活用し、看護計画を立案し展開できる。 (3) 実施した看護実践を評価し、記録できる。	問題解決法 看護過程 看護記録	ロジカルシンキング(論理的思考法) クリティカルシンキング 問題解決の過程 看護過程(アセスメント、診断、計画、実施、評価) 健康に対する人間の反応と看護診断 看護情報の活用と管理 記録の目的と法的意義 記録の監査と評価 連続体としての健康 性と生殖に関する健康課題 フィンガカル・アセスメント ヘルスアセスメント
9) 健康レベルを成長発達に応じたアセスメントする能力	(1) 身体的な健康状態アセスメントできる。 (2) 精神的な健康状態アセスメントできる。 (3) 環境アセスメントし、健康状態との関係を説明できる。 (4) 成長発達に応じた身体的な変化、心理社会的変化を理解したうえで、看護の対象となる人々の健康状態アセスメントできる。	身体的な健康アセスメント 精神的な健康アセスメント	精神の仕組みと働き 人間の基本的欲求と不安 精神機能のアセスメント 発達段階と発達課題 心身相互作用と生物・心理・社会的存在 心理社会的アセスメント ストレスと適応、対処行動 人的・物理的環境のアセスメント
10) 個人と家族の生活アセスメントする能力	(1) 個人の生活を把握し、健康状態との関連アセスメントできる。 (2) 家族の生活を把握し、家族員の健康状態との関連アセスメントできる。	環境のアセスメント 個人の生活アセスメント 家族の生活アセスメント	生活の質 生活と健康 生活と疾病 セルフケア能力 家族機能 家族の生活と健康 家族の生活と疾病 家族のセルフケア能力 家族と地域社会の関係性
11) 地域の特性と健康課題アセスメントする能力	(1) 地域の特性や社会資源に関する資料・健康指標を活用して、地域の健康課題を把握する方法について説明できる。 (2) 学校や職場などの健康課題を把握する方法について説明できる。	地域における健康アセスメント 職場における健康アセスメント 利用可能な社会資源のアセスメント	地域の歴史・文化と生活 地域の社会経済構造 保健医療福祉制度 公衆衛生の概念 地域の健康課題 健康指標の動向(人口動態・疾病構造・受療状況他) 地域の健康に関する情報(母子保健、精神保健、感染症、生活習慣病、がん、難病他) 地域の人々の健康ニーズ 保健行動・疾病対処行動 学校保健 産業保健 社会資源の種類と生活上の問題

C 根拠に基づき看護を計画的に実践する能力

資料1 学士課程におけるコア・コンピテンシーと卒業時の到達目標および教育内容(例) (平成22年度 先導的大学英语改革推進委託事業の報告書 資料5を改変)

看護実践能力(コア・コンピテンシー)	卒業時の到達目標(成果)	教育内容の大項目(カテゴリー例)	教育内容(例)
<p>群 C 能力根拠に基づき看護を計画的に実践する能力</p>	<p>(1) 身体に働きかける看護援助技術を理解し、指導のもとで実施できる。 (2) 行動変容を促す看護援助技術を理解し、指導のもとで実施できる。 (3) 人的・物理的環境に働きかける看護援助技術を理解し、指導のもとで実施できる。 (4) 薬物療養を理解し、適切にマネジメントすることができる。</p>	<p>身体への看護援助技術  行動変容を促す看護援助技術  薬物療法のマネジメント  人的・物理的環境調整技術 社会資源の活用</p>	<p>日常生活援助技術(食事、睡眠、排泄、活動、清潔) 呼吸・循環を整える技術 創傷管理技術 救命救急処置技術 症状・生体機能管理技術 安楽の技術 感染予防の技術 安全・事故防止の技術 日常生活習慣の確立に関わる援助技術・セルフケア向上の援助技術 自立支援の援助技術 療養に関する相談 健康に関する教育 行動変容を促進する技術 危機介入 与薬の技術 薬物療法のモニタリング 薬物療法に対する患者アドヒアランスの支援 人的・物理的環境調整の技術 社会資源の活用</p>
<p>群 D 特定の健康課題に対応する実践能力</p>	<p>(1) 健康の保持増進・疾病予防のために必要な看護援助を指導のもとに実施できる。 (2) 人の誕生から成長、発達、加齢までの生涯発達の視点を理解し、各発達段階における健康の保持増進、疾病予防のために必要な看護援助方法について説明できる。 (3) 妊娠・出産・育児にかかわる看護援助方法を指導のもとに実施できる。 (4) 個人特性及び地域特性に対応した健康環境づくりについて説明できる。 (5) 地域精神保健活動について説明できる。 (6) 健康課題に関連する政策と保健活動について説明できる。</p>	<p>健康保持増進と疾病予防  次世代育成に向けた取り組み  妊娠・出産・育児期母児(子)とその家族の理解と看護  個人特性・集団特性に応じた健康環境づくり  域精神保健活動(個人・家族・地域のメンタルヘルス)  健康課題に関する政策と保健活動  急激な健康破綻をきたす代表的疾患・病態に関する医学的内容</p>	<p>ヘルスプロモーション(Health promotion) 第一次予防、第二次予防、第三次予防 プライマリ・ヘルスケア 健康診査と健康教育 生涯発達…人の誕生、成長、発達、加齢 次世代育成のための環境・制度 妊娠・分娩・産褥の生理 妊婦(ハイリスクを含む)、産婦、産婦への看護援助方法 不妊への看護援助 胎児・新生児・乳幼児の生理 新生児・乳幼児と家族への看護援助方法 母性準備期、母性継承期にある人への看護援助方法 発達段階の健康課題 次世代育成に向けた取り組み 各発達段階の特徴に応じた看護援助方法 成人期における健康増進、疾病予防に向けた取り組み 加齢に伴う健康課題を抱えた高齢者と家族への看護援助方法 健康に影響する環境と社会的要因の改善 精神保健の第一次予防・第二次予防・第三次予防 精神の健康に関する啓発活動 精神障害の早期発見、早期診断・治療 自助組織 地域連携 健康課題に対する地域の組織的な取り組み 個人・家族・集団への健康教育・相談 保健医療福祉計画と看護活動 疾病の診断、検査 疾病の早期発見とアセスメント 治療法(救命救急、手術療法、薬物療法、放射線療法、精神療法)の種類と効果 救命救急時の処置 手術・麻酔による生体反応、合併症の発症と予防 治療を受けている患者への看護援助方法 急激な健康破綻をきたした患者の苦痛・不安</p>
<p>群 D 特定の健康課題に対応する実践能力</p>	<p>(1) 急激な健康破綻をきたす疾患・病態をアセスメントし、基本的な看護援助方法が実施できる。 (2) 急激な健康破綻により重篤な状態に陥った患者の病態を理解し、基本的な看護援助方法が説明できる。 (3) 心理的危機状況にある患者・家族のアセスメントと看護援助方法について説明できる。</p>	<p>急激な健康破綻をきたす代表的疾患・病態に関する医学的内容</p>	<p>治療法(救命救急、手術療法、薬物療法、放射線療法、精神療法)の種類と効果 救命救急時の処置 手術・麻酔による生体反応、合併症の発症と予防 治療を受けている患者への看護援助方法 急激な健康破綻をきたした患者の苦痛・不安</p>

資料1 学士課程におけるコア・コンピテンシーと卒業時の到達目標および教育内容(例) (平成22年度 先導的学改革推進委託事業の報告書 資料5を改変)

看護実践能力(コア・コンピテンシー)能力	卒業時の到達目標(成果)	教育内容の大項目(カテゴリー例)	教育内容(例)
<p>(続き) 14) 急激な健康破綻と回復過程にある人々を援助する能力</p>	<p>(4) 回復過程にある患者・家族の心身の状況をアセスメントし、他職種連携のもとでの早期からのリハビリテーションを通して、回復を促進するための基本的な看護援助方法が実施できる。</p>	<p>(続き) 急性期の治療を受ける患者・家族への援助 心理的危機にある患者・家族への援助 回復段階にある患者・家族の心身のアセスメント 回復状況に応じた看護援助方法</p>	<p>手術期にある患者と家族への看護援助方法 化学療法、放射線療法を受けている患者への看護援助方法 クリティカル状況にある患者と家族への看護援助方法 危機理論 精神的危機状態にある患者と家族への看護援助方法 心身の回復状況のアセスメント、回復遅延時の患者の心身のアセスメント 健康回復段階にある患者の家族の心理、ボディイメージの変容のアセスメント 早期回復を促す看護援助方法 患者の生活状況に応じた生活の再構築援助 患者の障害に応じたリハビリテーションの基本的援助 回復に向けての意欲をもてる援助方法 回復遅延時に必要な患者への看護援助 慢性・非可逆的疾患の病態と症状 疾病の診断と検査法 診療に伴う援助技術 合併症の予防と早期発見 急性増悪や増悪進行の予防 治療法(薬物療法、放射線療法、精神療法、リハビリテーション)の種類と効果 症状マネジメント、疾病管理 コンプライアンス(Compliance)から治療へのアドヒアランス 慢性・非可逆的疾患が生活に及ぼす影響 慢性・非可逆的疾患がライフサイクルに及ぼす影響 自己管理への看護援助方法 セルフケア行動の獲得・維持 ストレスへの前向きな対処(Stress coping) 患者教育・家族教育 障害ともてに生きること リハビリテーション・機能障害の改善 ホームライゼーション、ソーシャルサポート(Social support)、社会資源 家族支援 患者会、家族会、ピアサポート 慢性・非可逆的疾患問題を有する患者と家族への精神的援助 エンドオブライフ期にある人の心身の苦痛</p>
<p>15) 慢性・非可逆的疾患問題を有する人々を援助する能力</p>	<p>(1) 慢性・非可逆的疾患問題を有する患者と家族の状態をアセスメントし、疾病管理に向けた看護援助方法について説明できる。 (2) 慢性・非可逆的疾患問題を有する患者と家族を理解し、療養生活の看護援助方法について説明できる。 (3) 慢性・非可逆的疾患問題を有する患者と家族が地域で生活できるよう、社会資源の活用方法について説明できる。</p>	<p>慢性・非可逆的疾患問題を有する患者・家族の理解と疾病管理 慢性・非可逆的疾患問題を有する患者・家族の理解と療養生活支援 慢性・非可逆的疾患問題を有する患者と家族の生活を支える社会資源の活用</p>	<p>慢性・非可逆的疾患が生活に及ぼす影響 慢性・非可逆的疾患がライフサイクルに及ぼす影響 自己管理への看護援助方法 セルフケア行動の獲得・維持 ストレスへの前向きな対処(Stress coping) 患者教育・家族教育 障害ともてに生きること リハビリテーション・機能障害の改善 ホームライゼーション、ソーシャルサポート(Social support)、社会資源 家族支援 患者会、家族会、ピアサポート 慢性・非可逆的疾患問題を有する患者と家族への精神的援助 エンドオブライフ期にある人の心身の苦痛</p>
<p>16) エンドオブライフ期にある人々を援助する能力</p>	<p>(1) エンドオブライフ期にある患者を総合的・全人的に理解し、その人らしさを支える看護援助方法について説明できる。 (2) エンドオブライフ期での治療を理解し、苦痛の緩和方法について説明できる。 (3) 看取りをする家族の援助について説明できる。</p>	<p>エンドオブライフ期の身体、心理、社会的状況を理解して包括的に対象をアセスメントする技術 エンドオブライフ期の症状緩和技術 エンドオブライフ期の患者家族の心理的支援技術 エンドオブライフを支えるチーム体制の理解と役割遂行 死別後の悲嘆過程への援助</p>	<p>緩和ケア 身体機能低下への看護援助方法 エンドオブライフ期の症状緩和 疼痛コントロール 安楽の措置 死の受容過程 看取りの家族への援助 エンドオブライフ期におけるチーム医療 在宅での看取りのための体制づくり 在宅療養者と家族が生活する環境 在宅療養者と家族への看護展開 多様な健康課題に対応する看護(小児・精神・認知症・慢性疾患・難病・障がい・疼痛緩和・エンドオブライフ期・在宅での看取り) 在宅療養者と家族のセルフケア能力の維持・向上のための看護 介護予防と自立支援 生活の再構築を支える看護 在宅医療の理解と看護 在宅での医療的ケアと看護</p>
<p>17) 在宅療養者と家族を支援する能力</p>	<p>(1) 在宅看護の特徴と在宅で生活する療養者と家族の多様な状況を理解し、在宅療養の環境を整えてアセスメントできる。 (2) 療養者と家族の意思を尊重しながら、基本的な看護技術を実施できる。</p>	<p>在宅療養者と家族の理解と看護</p>	<p>在宅療養者と家族への看護援助方法 在宅療養者と家族への看護展開 在宅療養者と家族のセルフケア能力の維持・向上のための看護 在宅での看取り 在宅療養者と家族の理解と看護 在宅での医療的ケアと看護</p>

D 特定の健康課題に対応する実践能力

資料1 学士課程におけるコア・コンピテンシーと卒業時の到達目標および教育内容(例) (平成22年度 先導的大学改革推進委託事業の報告書 資料5を改変)

看護実践能力(コア・コンピテンシー)	卒業時の到達目標(成果)	教育内容の大項目(カテゴリー)	教育内容(例)
D 特定の健康実践能力に 対応する能力	(続き) 17)在宅療養者と家族を支援する能力 看護の役割と機能について説明できる。	教育内容の大項目(カテゴリー)	教育内容(例)
	18)保健医療福祉における看護活動と看護ケアの質を改善する能力	在宅で展開される看護だけでなく、施設から在宅あるいは施設、または在宅から施設に継ぎ自なく移行するための看護の役割と機能について説明できる。  (1)保健医療福祉における看護の機能と看護活動の在り方について理解できる。  (2)看護の質の管理及び改善への取り組みについて理解できる。	ケアマネジメントの機能 在宅看護の特徴を踏まえた技術 在宅療養者と家族の権利保障 在宅看護における安全の確保 訪問看護ステーションの運営 介護保険法など高齢者や障がい児・者の健康と生活を保障するための制度  (1)病院の機能分化と在宅移行 (2)療養場所移行を支えるチームケア (3)在宅移行支援と看護 (4)退院調整看護師の役割 保健医療福祉制度と法律 看護の機能 組織論 看護の組織 看護体制 看護ケアのマネジメント 看護と経営 情報管理システム 看護の質評価 看護の費用対効果 看護活動のPDCA サイクル 地域組織活動 地域の形成・発達 自立・自律支援 個人・集団・組織との調整 ケアネットワークづくり 支援システム構築 地域ケアに関わる医療政策 地域ケアの体制づくり 健康危機発生時の緊急対応 心的外傷後ストレス障害 災害看護活動 被災者に対する安全な環境 健康危機への備え 有害事象の予防(転倒・転落などの事故、褥瘡など) 医療による健康被害(薬害を含む) インシデント(ヒヤリ・ハット)レポート リスク・マネジメント 安全文化の形成 安全性の基準 医療事故の現状と課題 医療安全対策 医療器具・医薬品管理の安全対策 感染防止対策 標準予防策(Standard precaution)
E ケア環境とチーム体制に関する実践能力	19)地域ケアの構築と看護機能の充実に関する能力	療養場所を移行する患者と家族の理解と看護  看護サービス提供の仕組みと組織  看護サービスの質管理  自主グループ育成と地域組織活動推進  個人・集団・組織との連携による地域ケア  地域における健康危機管理対策	(1)病院内の機能分化と在宅移行 (2)療養場所移行を支えるチームケア (3)在宅移行支援と看護 (4)退院調整看護師の役割 保健医療福祉制度と法律 看護の機能 組織論 看護の組織 看護体制 看護ケアのマネジメント 看護と経営 情報管理システム 看護の質評価 看護の費用対効果 看護活動のPDCA サイクル 地域組織活動 地域の形成・発達 自立・自律支援 個人・集団・組織との調整 ケアネットワークづくり 支援システム構築 地域ケアに関わる医療政策 地域ケアの体制づくり 健康危機発生時の緊急対応 心的外傷後ストレス障害 災害看護活動 被災者に対する安全な環境 健康危機への備え 有害事象の予防(転倒・転落などの事故、褥瘡など) 医療による健康被害(薬害を含む) インシデント(ヒヤリ・ハット)レポート リスク・マネジメント 安全文化の形成 安全性の基準 医療事故の現状と課題 医療安全対策 医療器具・医薬品管理の安全対策 感染防止対策 標準予防策(Standard precaution)
	20)安全なケア環境を提供する能力	(1)安全なケアをチームとして組織的に提供する意義について説明できる。  (2)感染防止対策について理解し、必要な行動をとることができる。  (3)医療事故防止対策について理解し、そのために必要な行動をとることができる。	医療安全管理  組織的医療安全管理  感染防止対策
21)保健医療福祉チームの一員として協働し連携する能力	(1)チーム医療における看護及び他職種役割を理解し、対象者を中心とした連携と協働のあり方について説明できる。  (2)保健医療福祉サービスの継続性を保障するためにチーム間の連携について説明できる。	チーム医療における看護の役割	保健医療福祉チームの専門性と相互の尊重 チームの中での看護専門職の役割 リーダーシップ コア・コミュニケーション カンファレンスの運営方法 情報の共有

資料1 学士課程におけるコア・コンピテンシーと卒業時の到達目標および教育内容(例) (平成22年度 先導的大学改革推進委託事業の報告書 資料5を改変)

看護実践能力(コア・コンピテンシー)	卒業時の到達目標(成果)	教育内容の大項目(カテゴリー例)	教育内容(例)
<p>(続き)</p> <p>E ケア環境とチーム体制に関する実践能力</p>	<p>(3) 地域包括ケアを推進する必要性を理解し、地域包括ケアシステムについて説明するとともに、地域包括ケアシステムの中の看護の役割と機能について説明できる。</p> <p>22) 社会の動向を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力</p> <p>(1) 疾病構造の変遷、疾病対策、医療対策の動向と看護の役割について説明できる。</p> <p>(2) 社会の変革の方向を理解し、看護を発展させていくことの重要性について説明できる。</p> <p>(3) グローバリゼーション・国際化の動向における看護の在り方について理解できる。</p>	<p>在宅医療の推進と看護の役割</p> <p>多職種協働と連携</p> <p>地域包括ケアと看護</p> <p>保健・医療・福祉制度や社会の動向</p> <p>グローバルゼーション・国際化の動向</p> <p>看護職としての発展の展望</p>	<p>継続看護</p> <p><input type="checkbox"/>在宅医療と社会制度</p> <p><input type="checkbox"/>在宅医療推進と看護活動</p> <p><input type="checkbox"/>保健医療福祉機関の連携・協働</p> <p><input type="checkbox"/>ケアマネジメント</p> <p><input type="checkbox"/>家族を含めた対象者中心の連携</p> <p><input type="checkbox"/>退院支援・退院調整</p> <p><input type="checkbox"/>地域包括支援センターとの連携</p> <p><input type="checkbox"/>訪問看護ステーションとの連携</p> <p><input type="checkbox"/>地域保健・産業保健・学校保健との連携</p> <p><input type="checkbox"/>在宅療養を支える制度</p> <p><input type="checkbox"/>在宅療養者と家族を支える様々なサポートとの連携と協働</p> <p><input type="checkbox"/>地域包括ケアの推進と看護</p> <p><input type="checkbox"/>人口構成と疾病構造</p> <p><input type="checkbox"/>保健医療福祉の歴史と看護</p> <p><input type="checkbox"/>保健医療福祉に関する基本的統計</p> <p><input type="checkbox"/>保健統計や歴史を踏まえた看護の展望</p> <p><input type="checkbox"/>看護行政と看護制度</p> <p><input type="checkbox"/>医療保険制度</p> <p><input type="checkbox"/>診療報酬制度</p> <p><input type="checkbox"/>介護保険制度</p> <p><input type="checkbox"/>障害者福祉制度</p> <p><input type="checkbox"/>国際看護活動</p> <p><input type="checkbox"/>グローバルゼーション・国際化の動向</p> <p><input type="checkbox"/>看護職としての発展の方向性</p>
<p>F 専門職として研鑽し続ける基本能力</p>	<p>23) 生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力</p> <p>(1) 日々の自己の看護を振り返り、自己の課題に取り組み重要性について説明できる。</p> <p>(2) 専門職者として生涯にわたり学習し続け、成長していくために自己を評価し管理していく重要性について説明できる。</p>	<p>自己研鑽</p>	<p><input type="checkbox"/>看護の振り返り(Reflection)の方法</p> <p><input type="checkbox"/>自己洞察</p> <p><input type="checkbox"/>役割モデルの活用</p> <p><input type="checkbox"/>批判的分析力</p> <p><input type="checkbox"/>論理的思考</p> <p><input type="checkbox"/>情報リテラシー(情報活用力)</p> <p><input type="checkbox"/>研究方法の活用</p> <p><input type="checkbox"/>自己教育力</p> <p><input type="checkbox"/>キャリアマネジメント</p> <p><input type="checkbox"/>生涯学習とその機会</p>
	<p>24) 看護専門職としての価値と専門性を発展させる能力</p> <p>(1) 看護専門職の専門性を発展させていく重要性について説明できる。</p>	<p>キャリアマネジメント</p> <p>専門性の探究</p>	<p><input type="checkbox"/>看護の定義とその歴史</p> <p><input type="checkbox"/>看護学の歴史と発展過程</p> <p><input type="checkbox"/>医療の歴史</p> <p><input type="checkbox"/>プロフェッションナリズム</p> <p><input type="checkbox"/>看護職能団体とその活用</p> <p><input type="checkbox"/>看護政策</p> <p><input type="checkbox"/>保健師助産師看護師法</p> <p><input type="checkbox"/>看護実践の範囲・資格・法律</p> <p><input type="checkbox"/>看護実践と研究の運動と発展</p>

The background is a solid light gray color. Overlaid on this are several white, thin-lined decorative elements. These include a large circle in the upper right quadrant, a smaller circle in the lower right, and several wavy, flowing lines that meander across the page, some forming loops and others ending in small circles. The overall aesthetic is clean and modern.

高度実践看護師教育課程認定委員会



## 「高度実践看護師教育課程認定委員会」

### 1. 構成員

#### 1) 委員

眞嶋 朋子 (千葉大学)	松下 由美子 (佐久大学)
成田 伸 (自治医科大学)	中野 綾美 (委員長、高知県立大学)
正木 治恵 (千葉大学)	野末 聖香 (慶應義塾大学)
山口 桂子 (日本福祉大学)	堀井 理司 (大阪府立大学)
上野 昌江 (大阪府立大学)	高見沢 恵美子 (関西国際大学)
森下 安子 (高知県立大学)	有森 直子 (新潟大学)
山本 あい子 (兵庫県立大学)	西沢 義子 (弘前大学)
野川 道子 (北海道医療大学)	

#### 2) 協力者

田井雅子 (高知県立大学)、有田直子 (高知県立大学)

### 2. 趣旨

高度実践看護師教育課程の認定、専門看護分野特定の実施

### 3. 活動経過

#### 1) 高度実践看護師教育課程の審査および認定の実施

平成 28 年度は、4 回の高度実践看護師教育課程認定委員会を開催した。また、申請のあった専門看護分野においては、それぞれ専門分科会を 1~2 回開催した。詳細は、資料参照。

- 26 単位認定申請 (更新) のあった 5 大学の 3 共通科目、2 専攻教育課程、既認定の 1 大学の共通科目の内容変更について審査し、全て認定した。
- 新規 38 単位認定申請のあった 22 大学の 12 共通科目および 37 専攻教育課程、再申請 38 単位認定申請のあった 1 専攻教育課程について審査を行い、全て認定した。また、既認定の 1 共通科目の内容変更についても審査し、認定した。
- 46 単位認定申請のあった 1 大学の 1 共通科目、1 専攻教育課程について審査し、全て認定した。
- 教育課程名の変更 (届出のみ) 2 大学、コース名称の変更 (届出のみ) 3 大学、既に本会の認定を受けている高度実践看護師教育課程における専攻分野科目名の変更 (届出のみ) 4 大学、すでに認定されている教育課程のコース辞退 1 大学についても受理した。
- 平成 28 年度末に認定後 10 年を迎える教育課程については、認定有効期限終了を迎える 11 教育課程中 2 専攻教育課程、および共通科目のみ認定有効期限終了を迎える 6 大学中 2 大学より、平成 27 年度末に認定後 10 年を迎えた教育課程については、1 大学から共通科目の更新申請があり、5 大学の 3 共通科目、2 専攻教育課程を更新認定した。

## 2) 専門看護分野特定の審査結果の通知

平成 28 年 2 月 10 日、審査結果を総務担当理事・理事長に確認し、2 月 13 日に申請代表者に審査結果を通知した。

## 3) 高度実践看護師教育課程認定に関する申請希望大学への情報発信および相談業務の実施

共通科目については、高度実践看護師教育課程認定委員会事務局、副委員長が相談業務を行った。専門看護分野については、各専門分科会委員が中心となり相談業務を実施した。

平成 29 年度教育課程申請に関する説明会については、平成 29 年 3 月 25 日（土）に文科省委託事業の報告会、臨時社員総会等と共に同一会場で行った。

## 4) 平成 29 年度版審査要項の作成

平成 29 年度版の高度実践看護師教育課程基準・高度実践看護師教育課程審査要項を、3 月下旬に発行した。

## 4. 今後の課題

高度実践看護師教育課程の認定を推進し、高度実践看護師の増加と質向上に寄与するために、以下の課題を継続して検討する。

- 1) 高度実践看護師教育課程の新規および更新の認定
- 2) 高度実践看護師教育課程認定に関する情報発信および相談業務の充実
- 3) 高度実践看護分野特定の実施
- 4) 38 単位カリキュラムへの移行に向けた認定制度の評価・改善
- 5) 日本看護協会が行う認定審査について、平成 35 年度で認定審査の資格を失う 26 単位教育課程修了生への対応や、専門看護師の専門分野として未認定の専門看護分野の認定に向けた取組
- 6) 高度実践看護師の普及

## 5. 資料

## 1. 高度実践看護師教育課程の新規認定

### 1) 共通科目の認定 (38 単位申請・12 大学)

- 大分大学大学院医学系研究科修士課程看護学専攻
- 鹿児島大学大学院保健学研究科看護学専攻博士前期課程
- 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科
- 弘前大学大学院保健学研究科博士前期課程
- 岐阜県立看護大学大学院看護学研究科博士前期課程
- 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科保健看護学専攻修士課程
- 名古屋市立大学大学院看護学研究科博士前期課程看護学専攻
- 順天堂大学大学院医療看護学研究科看護学専攻博士前期課程
- 東京慈恵会医科大学大学院医学研究科看護学専攻修士課程
- 日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程
- 福岡大学大学院医学研究科看護学専攻修士課程
- 関西国際大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程

(46 単位申請・1 大学)

- 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程

上記38および46単位の大学については、2017年4月より2027年3月までが有効期限となります。

### 2) 専攻分野教育課程の認定

<がん看護分野>

(38 単位申請・7 専攻教育課程)

- 大分大学大学院医学系研究科修士課程看護学専攻専門看護師コース (がん看護)
- 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科保健学専攻がん看護専門看護師養成コース
- 岐阜県立看護大学大学院看護学研究科博士前期課程専門看護師 (がん看護) コース
- 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科保健看護学専攻修士課程 (がん看護専門看護師コース)
- 久留米大学大学院医学研究科修士課程看護学専攻専門職養成コース「がん看護分野 CNS 養成」
- 順天堂大学大学院医療看護学研究科看護学専攻博士前期課程がん看護 CNS コース
- 東京慈恵会医科大学大学院医学研究科看護学専攻修士課程がん看護学

上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2027年3月までが有効期限となります。

<慢性看護分野>

(38 単位申請・3 専攻教育課程)

- 岐阜県立看護大学大学院看護学研究科博士前期課程専門看護師 (慢性看護) コース
- 順天堂大学大学院医療看護学研究科看護学専攻博士前期課程慢性看護CNSコース
- 聖隷クリストファー大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程療養支援看護学分野慢性看護学領域高度実践看護コース

上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2027年3月までが有効期限となります。

<母性看護分野>

(38単位申請・1専攻教育課程)

- 順天堂大学大学院医療看護学研究科看護学専攻博士前期課程母性看護 CNS コース

上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2027年3月までが有効期限となります。

#### <小児看護分野>

(38単位申請・4専攻教育課程)

- 福島県立医科大学大学院看護学研究科(修士課程)小児看護学CNSコース
- 横浜市立大学大学院医学研究科看護学専攻修士課程小児看護学分野
- 順天堂大学大学院医療看護学研究科看護学専攻博士前期課程小児看護学CNSコース
- 聖隷クリストファー大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程家族支援看護学分野小児看護学領域高度実践看護コース

上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2027年3月までが有効期限となります。

#### <老年看護分野>

(38単位申請・3専攻教育課程)

- 旭川医科大学大学院医学系研究科高度実践コース高齢者看護学領域
- 久留米大学大学院医学研究科修士課程看護学専攻専門職養成コース「老年看護分野CNS養成」
- 順天堂大学大学院医療看護学研究科看護学専攻博士前期課程老年看護学CNSコース

上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2027年3月までが有効期限となります。

#### <精神看護分野>

(38単位申請・2専攻教育課程)

- 兵庫県立大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程精神看護学専門領域(高度実践看護コース)
- 順天堂大学大学院医療看護学研究科看護学専攻博士前期課程精神看護学CNSコース

上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2027年3月までが有効期限となります。

#### <家族看護分野>

(38単位申請・1専攻教育課程)

- 大阪府立大学大学院看護学研究科博士前期課程家族看護学専門看護師(CNSコース)

上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2027年3月までが有効期限となります。

#### <感染看護分野>

(38単位申請・2専攻教育課程)

- 久留米大学大学院医学研究科修士課程看護学専攻専門職養成コース「感染看護分野CNS養成」
- 順天堂大学大学院医療看護学研究科看護学専攻博士前期課程感染看護学CNSコース

上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2027年3月までが有効期限となります。

#### <クリティカルケア看護分野>

(38単位申請・7専攻教育課程)

- 名古屋市立大学大学院看護学研究科博士前期課程看護学専攻クリティカルケア看護専門看護師教育コース
- 聖路加国際大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程急性期看護学上級実践コース
- 日本赤十字看護大学大学院看護学研究科修士課程看護学専攻クリティカルケア看護学
- 日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程CNSコース クリティカルケア看護

- 金沢医科大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程高度実践看護学領域クリティカルケア看護学分野
  - 福岡大学大学院医学研究科看護学専攻修士課程急性・重症患者看護領域高度実践看護師コース
  - 関西国際大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程急性看護学分野高度実践看護コース
- 上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2027年3月までが有効期限となります。

#### <在宅看護分野>

(38単位申請・3専攻教育課程)

- 兵庫県立大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程在宅看護学専門領域(高度実践看護コース)
  - 順天堂大学大学院医療看護学研究科看護学専攻博士前期課程在宅看護 CNS コース
  - 日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程 CNS コース 在宅看護
- 上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2027年3月までが有効期限となります。

#### <遺伝看護分野>

(38単位申請・2専攻教育課程)

- 新潟大学大学院保健学研究科保健学専攻看護学分野博士前期課程遺伝看護コース
  - 聖路加国際大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程遺伝看護学上級実践コース
- 上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2027年3月までが有効期限となります。

#### <放射線看護分野>

(38単位申請・3専攻教育課程)

- 鹿児島大学大学院保健学研究科看護学専攻博士前期課程看護学領域基礎看護・地域看護学分野放射線看護専門コース
  - 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科放射線看護専門看護師養成プログラム
  - 弘前大学大学院保健学研究科博士前期課程放射線看護高度看護実践コース
- 上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2027年3月までが有効期限となります。

#### <プライマリケア看護分野>

(46単位申請・1専攻教育課程)

- 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程プライマリケア看護学専攻教育課程
- 上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2027年3月までが有効期限となります。

## 2. 高度実践看護師教育課程の更新認定

### 1) 共通科目の認定 (26 単位申請・3 大学)

- 新潟大学大学院保健学研究科看護学分野博士前期課程
- 名古屋市立大学大学院看護学研究科博士前期課程看護学専攻
- 新潟県立看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程

上記の大学については、2017年4月より2021年3月までが有効期限となります。

### 2) 専攻分野教育課程の認定 (26 単位更新申請・2 大学)

#### <がん看護分野> (1 専攻教育課程)

- 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科看護学専攻がん看護

上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2021年3月までが有効期限となります。

<小児看護分野> (1 専攻教育課程)

- 首都大学東京大学院人間健康科学研究科人間健康科学専攻看護科学域博士前期課程育成期看護学分野小児看護学 CNS コース

上記の高度実践看護師教育課程については、2017年4月より2021年3月までが有効期限となります。

### 3. 既に認定されている教育課程における名称変更についての受理

#### 【教育課程名の変更】

- 三重大学 (変更時期：2016年4月1日)

旧) 医学系研究科 看護学専攻 (修士課程)

新) 医学系研究科 看護学専攻 (博士前期課程)

- 久留米大学 (変更時期：2016年4月1日)

旧) 医学研究科 修士課程 医科学専攻

新) 医学研究科 修士課程 看護学専攻

#### 【コース名の変更】

- 久留米大学 (変更時期：2016年4月1日)

<小児看護分野>

旧) 医学研究科 修士課程 医科学専攻 臨床看護学群 小児看護論「小児看護専門看護師教育課程」

新) 医学研究科 修士課程 看護学専攻 専門職養成コース「小児看護分野 CNS 養成」

- 北海道医療大学 (変更時期：2016年4月1日)

<共通科目 (26 単位)>

旧) 看護福祉学研究科 看護学専攻

新) 看護福祉学研究科 看護学専攻 高度実践コース (CNS)

<がん看護分野>

旧) 看護福祉学研究科 看護学専攻 がん看護学研究部門

新) 看護福祉学研究科 看護学専攻 高度実践コース(CNS)(がん看護)

<慢性看護分野>

旧) 看護福祉学研究科 看護学専攻 成人看護学研究部門

新) 看護福祉学研究科 看護学専攻 高度実践コース(CNS)(慢性看護)

<母性看護分野>

旧) 看護福祉学研究科 看護学専攻 母性看護学研究部門

新) 看護福祉学研究科 看護学専攻 高度実践コース(CNS)(母性看護)

<老年看護分野>

旧) 看護福祉学研究科 看護学専攻 老年看護学研究部門

新) 看護福祉学研究科 看護学専攻 高度実践コース(CNS)(老年看護)

<精神看護分野>

旧) 看護福祉学研究科 看護学専攻 精神看護学研究部門

新) 看護福祉学研究科 看護学専攻 高度実践コース(CNS)(精神看護)

<感染看護分野>

旧) 看護福祉学研究科 修士課程(看護学専攻) CNS(専門看護師)養成コース(感染看護分野)

新) 看護福祉学研究科 看護学専攻 高度実践コース(CNS)(感染看護)

- 兵庫県立大学（変更時期：2013年4月1日）

<がん看護分野>

旧) 看護学研究科 看護学専攻博士前期課程 がん看護学専攻分野 (高度実践看護コース)

新) 看護学研究科 看護学専攻博士前期課程 がん看護学専門領域 (高度実践看護コース)

<慢性看護分野>

旧) 看護学研究科 看護学専攻博士前期課程 慢性看護学専攻分野 (高度実践看護コース)

新) 看護学研究科 看護学専攻博士前期課程 成人看護学専門領域慢性看護学 (高度実践看護コース)

<小児看護分野>

旧) 看護学研究科 看護学専攻博士前期課程 小児看護学専攻分野 (高度実践看護コース)

新) 看護学研究科 看護学専攻博士前期課程 小児看護学専門領域 (高度実践看護コース)

#### 【科目名称の変更】

- 神戸市看護大学（変更時期：2016年4月1日）

<がん看護分野>

旧) がん看護学特論                      新) がん看護学特講

<慢性看護分野>

旧) 慢性病看護学特論                新) 慢性病看護学特講

- 日本赤十字看護大学（変更時期：2017年4月1日）

<在宅看護分野>

旧) 地域看護学特講 I                新) 地域・在宅看護学特講 I

旧) 地域看護学特講 II                新) 地域・在宅看護学特講 II

旧) 地域看護学特講 III                新) 地域・在宅看護学特講 III

旧) 地域看護学特講 IV                新) 地域・在宅看護学特講 IV

旧) 地域看護学演習 I                新) 地域・在宅看護学演習 I

旧) 地域看護学演習 II                新) 地域・在宅看護学演習 II

旧) 地域看護学演習 III                新) 地域・在宅看護学演習 III

旧) 地域看護学実習 I                新) 地域・在宅看護学実習 I

旧) 地域看護学実習 II                新) 地域・在宅看護学実習 II

旧) 地域看護学実習 III                新) 地域・在宅看護学実習 III

- 日本赤十字豊田大学（変更時期：2017年4月1日）

<共通科目>

旧) 看護人的資源活用論                新) 看護管理学特論

- 北海道医療大学（変更時期：2016年4月1日）

<慢性看護分野・老年看護分野・感染看護分野>

旧) 地域・在宅看護学特論                新) 地域看護学特論

#### 4. 既に認定されている教育課程の科目の追加・内容変更の認定

##### 1) 既に認定されている教育課程の共通科目の追加・内容変更の認定

- 日本赤十字豊田看護大学（26 単位）科目内容の変更
  - ・看護人的資源活用論（履修単位 2 単位）2 単位認定
    - ⇒ 看護管理学特論（履修単位 2 単位）2 単位認定

認定開始時期：2017 年 4 月 1 日

上記の共通科目の有効期間は、2011 年 4 月より 2021 年 3 月までとなっております。

- 日本赤十字秋田看護大学（38 単位）科目内容の変更
  - ・コンサルテーション論（履修単位 2 単位）1 単位認定
    - ⇒ コンサルテーション論（履修単位 2 単位）2 単位認定

認定開始時期：2017 年 4 月 1 日

上記の共通科目の有効期間は、2015 年 4 月より 2025 年 3 月までとなっております。

##### 2) 既に認定されている教育課程の専門分野科目の追加・内容変更の認定

なし

#### 5. 既に認定されている教育課程におけるコース辞退

- 大阪府立大学看護学研究科家族支援看護学領域母性看護学分野 CNS コース  
母性看護分野リプロダクティブヘルスケア  
認定期間：2010 年 4 月～2020 年 3 月

以上



広報・出版委員会



## 「広報・出版委員会」

### 1. 構成員

#### 1) 委員

小松 浩子（委員長、慶應義塾大学）

佐藤 潤（東京医療保健大学）、馬場 みちえ（福岡大学）、能見 清子（創価大学）

小山 友里江（慶應義塾大学）、川本 祐子（東京医科歯科大学）

#### 2) 協力者 なし

### 2. 趣旨

日本看護系大学協議会の活動を基盤として、看護に関する情報を会員校ならびに社会に向けて広報することで、看護学教育の発展を支える。

### 3. 活動経過

今年度は社会に向けた広報戦略を検討し、高校（約 8900 校）・高校生にむけて情報発信をするために、看護系大学に特化した進学情報誌「NURSE+（ナースプラス）2017 年度版」に JANPU の広告を掲載した（資料 1）。リーフレット「日本は優秀な看護職を必要としている」～大学で看護を学ぼう～の内容について、大学で看護を学ぶことのメリットとして、大学卒業後に多様な職種を目指せることや活躍の場が広がっていることを特徴づけた改訂を行った（資料 2）。また、ホームページを通じて本協議会の活動ならびに大学における看護教育についての理解が深まるよう、高校生及び高校の教員を対象としたコンテンツの充実を図った。特にスマホサイトのユーザビリティの向上を目指し、スマホで検索・閲覧しやすいようにコンテンツを整理した（資料 3）。ユニフォームから大学を紹介するというコンセプトのザ・データベース・オブ JANPU (DOJ) については、登録校を増やす仕組みを検討した（資料 4）。また、JANPU の紹介ポスターと、You Tube 「私、看護大学を志望します！Ⅰ～Ⅲ」やホームページを収録した DVD を作成し、オープンキャンパスグッズとして活用してもらえるよう準備を進めた。また、国内外に広く JANPU を周知してもらうために、ホームページの英語版の拡充を推進した（資料 5）。会員校メニューの内容を見直し、会員校が利用しやすい情報を掲載したコンテンツを検討した。

### 4. 今後の課題

ザ・データベース・オブ JANPU (DOJ) の登録数および閲覧数を増やすために、気軽にアクセス（情報の発信・受信）できる看護系大学情報のプラットフォームとしての整備を進める。JANPU You Tube チャンネルの視聴状況の評価を行い、新たな動画の企画を推進する。DOJ、スマホ版公式サイト開始後の定期的な評価が必要であるため、DOJ のアクセス解析を行い、会員校のメリットを視覚化できるようにする。また、DOJ 登録依頼を簡便にする方法を検討する。会員校限定ページに掲載すべき情報の整理やニーズ調査を進める。さらに、加盟大学、社会人向けの広報活動として、大学院への進学や高度実践看護師の実際現場の活躍などを紹介する内容を検討する。

### 5. 資料

1) 看護系大学に特化した進学情報誌「NURSE+（ナースプラス）2017 年度版」JANPU 活動内容掲載原稿と広告

<http://www.allow-web.com/nurse-plus/>

2) リーフレット「日本は優秀な看護職を必要としている」～大学で看護を学ぼう～

[http://www.janpu.or.jp/download/pdf/janpu\\_kango.pdf](http://www.janpu.or.jp/download/pdf/janpu_kango.pdf)

- 3) ホームページのスマートフォン対応  
スマートフォンで次の URL にアクセス <http://www.janpu.or.jp/>  
または、パソコン上でブラウザを縦長にサイズ変更するとスマートフォン版のページが表示される
- 4) ザ・データベース・オブ JANPU (DOJ)  
<https://www.janpu.or.jp/db/>
- 5) ホームページの英語版  
<http://www.janpu.or.jp/en/>  
代表理事の挨拶、各委員会の活動内容、高度実践看護師教育課程の概要と基準について掲載



国際交流推進委員会



## 「国際交流推進委員会」

### 1. 構成員

#### 1) 委員

山本則子（委員長、東京大学）、  
グレッグ美鈴（神戸市看護大学）  
池田真理（東京女子医科大学）  
田中真琴（東京医科歯科大学）  
原田奈穂子（東北大学）  
御子柴直子（東京大学）

#### 2) 協力者

川上明希（東京大学）  
鈴木美穂（がん研究会有明病院）

### 2. 趣旨

本委員会の趣旨は、関連する国際組織と連携を取りながら、国内の看護高等教育の国際化を推進することである。具体的な活動目標は以下である。

- 1) 看護高等教育における国際活動・国際交流を積極的に推進する。
- 2) 第20回 The East Asia Forum of Nursing Scholar (EAFONS)の Executive Committee に参加する。
- 3) 第20回 EAFONS との連携と日本からの参加者への広報と発表支援を行う。

### 3. 活動経過

#### 1) EAFONS への参加

- EAFONS 参加者はVIP（40 - 50名）を除いて、704名が出席した。そのうち、400名が日本からの参加であった。
- Plenary discussion（テーマ：The development of a doctoral nursing program: Hurdles and attainments）において委員長の山本則子が日本の看護高等教育の現状について発表した。また、Modelatorとして委員の池田真理、東京医科歯科大学の深堀浩樹が参加した。
- 発表演題での優秀賞を受賞した日本人は、12枠中2名のみ（ポスター発表）であり、発表者の大多数が日本人であったことと対照的であった。

#### 2) EAFONS Executive Committee Meeting への参加

- 定款の内容について話し合い、検討を継続することになった。
- EAFONS Executive Committee メンバーの任期について話し合った。任期は各国の事情に任せるが、Executive Committee Meeting で一貫した議論ができるように同じ国のメンバーが一度に交代することはなるべく避けてほしいという意見が出た。

#### 3) 研修会の実施

2017年3月25日15 - 17時、聖路加国際大学日野原ホールで、JANPU 国際交流推進委員会企画 研修会「看護系大学における国際コミュニケーション力の向上を目指して～先進的な取り組み例から学

ぶ～」を開催した。本研修の目的は、看護系大学のグローバル化促進に向けての留学制度への理解を深めることである。プログラムは、下記の4部構成である：①看護系大学における国際化への課題について(演者：国際交流委員 田中真琴)、②留学生の受け入れ(演者：千葉大学 岩崎弥生先生)、③教員の留学(演者：神戸大学 本田順子先生)、④学部生の短期交換留学(東京女子医科大学 田中美恵子先生)。約180名の参加があり、質疑応答も活発で時間内に終わらないほどだった。プログラム後は研修会の感想と今後の研修会開催内容のニーズを把握する目的でA4両面1枚の無記名自記式アンケート調査を実施した。

#### 4. 今後の課題

国内の看護高等教育における国際化の推進を支援する方策として、以下の課題があげられる。

- 今年度実施した研修会の内容をまとめ、マニュアル等にして普及する。
- EAFONSは参加者が多い一方で受賞者が少ないため、学会参加者への支援策を検討する。
- EAFONS Executive Committee メンバーの任期について検討する。

#### 5. 資料

特になし

The background is a solid light gray color. It is decorated with several white, thin, curved lines and circles of various sizes. These lines and circles are scattered across the page, creating a modern, abstract, and flowing design. The text is centered horizontally and vertically within the upper half of the page.

データベース委員会



## 「データベース委員会」

### 1. 構成員

#### 1) 委員

荒木田美香子（委員長、国際医療福祉大学）

石田千絵（東京医療保健大学）、磯野真穂（国際医療福祉大学）、川口孝泰（筑波大学）、  
佐藤政枝（横浜市立大学）、田甫久美子（獨協医科大学）

#### 2) 協力者

なし

### 2. 趣旨

本委員会は、日本看護系大学協議会の会員校における学習環境、教育内容、社会的役割等の現状を毎年数量的に把握し、本会及び会員校における看護学教育のあり方の検討、教育政策、看護政策等への提言のための基礎資料とするものである。各会員校の今後の看護学教育向上に役立つための貴重な資料となることを目的とする。

### 3. 活動経過

#### ・第1回委員会

日時：平成28年8月12日

- 1) 事業計画書をもとに今年度の活動計画の確認及び、昨年度のデータベースの内容を共有した。課題として検索機能の追加や活用などについて検討を行った。
- 2) 2015年度調査スケジュールの確認を行った。
- 3) 各委員が分担し、見直し事項を抽出することとした。

#### ・第2回委員会

日時：平成28年10月18日

- 1) 各委員が担当した修正事項を持ち寄り、「2015年度 看護系大学の教育等に関する実態調査」の設計を確認した。
- 2) 今後のスケジュールについて確認

#### ・「2015年度 看護系大学の教育等に関する実態調査」の実施

平成28年11月7日（月）～12月7日（水）（約1ヵ月間）を回答期間として調査への回答を依頼したが、期限までの提出大学が十分ではなかったため、期間の延長及び電話での依頼などを行った。

#### ・第3回委員会

日時：平成29年1月16日

- 1) 2015年度看護系大学の教育等に関する実態調査の回収状況の共有
- 2) 集計結果を概観し、集計方法の不明点、修正方法、コメントの記載等について意見交換を行った。

#### ・第4回委員会

日時：平成29年3月8日 メール会議

1) 再分析の内容及び、コメントの検討を行った

#### 4. 「看護系大学等に関する実態調査2015」の報告

本調査は1999年に「21世紀に求められる看護学教育」を検討する過程で、設置主体や設置形態の異なる看護系大学の学習環境、教育内容、社会的役割の現状を数量的に把握することの必要性から開始され、今日に至っている。この調査は日本看護系大学協議会の事業の一環として総会で承認されており、調査対象年度に学生を受け入れているすべての看護系大学を対象として毎年実施されているものである。

本調査の意義は看護系大学の学生や教員の状態、社会貢献や研究活動成果の発信状況などの実態把握を通して、日本の保健医療や社会の動向を踏まえた看護教育のあり方を検討し、看護政策などに提言するための基礎資料となりうるものである。同時に、会員校における将来計画等を作成する際の貴重な参考資料ともなり得る。

昨年度(平成27)は、例年の調査項目に加えてハラスメントやコンプライアンス実習施設との関係性、臨床看護学教授などの導入例など新たな質問項目を加え、今年度は、実習での困難感などを追加し、さらに会員校との会員校の皆様役に役立つようなデータベースとなるように務めた。

なお、今年度は実習実施上の困難感なども自由記載として確認をしておき、今後引き続き継続的に確認していく予定である。自由記載は非常に重要な情報を含んでいるが、活動報告書に掲載するには分量の問題があるため、具体的内容(固有名詞などは削除)はホームページに掲載することとした。

※各設問の自由記載の具体的内容については本会ホームページの『事業活動・報告書』または次のURLを参照。<http://www.janpu.or.jp/file/2015SurveyComments.pdf>

#### 状況調査回収状況

	全体	国立	公立	私立
配布数	254	44	48	162
回答数	237	42	47	148
回収率	93.3%	95.5%	97.9%	91.4%

2015年度時点で日本看護系大学協議会に参加している254大学を対象として調査を実施し、237大学93.3%から回収が得られた

設置主体別の回答の数は、国立大学42校、公立大学47校、私立大学148校であった。私立大学の回答割合が1番低かった。

#### 5. 今後の課題

今後の課題として、以下の3点が挙げられる。

- 1) 年次比較に向けたさらなる項目の検討
- 2) 回収率のさらなる向上と回答しやすい調査票の作成
- 3) 看護関連機関の調査内容との重複調整
- 4) 利活用可能なデータベースの構築に向けたシステムの設計

『看護系大学の教育等に関する実態調査』  
2015年度状況調査

## － 目 次 －

### 1. 看護系学部・学科について

- 表1-1. 卒業生
- 表1-2. 編入制度の有無
- 表1-3. 入学者の出身学校種別
- 表1-4. 所属する全教員数
- 表1-5. 年齢構成別の教員数
- 表1-6. 最終修得学位名称別の教員数

### 2. 看護系大学院について

- 表2-1. 大学院の有無
- 表2-2. 修士課程・博士前期課程
- 表2-3. 博士後期課程
- 表2-4. 開講状況
- 表2-5. 科目等履修制度の設置
- 表2-6. 所属する全教員数

### 3. 看護系大学学部・学科、大学院の学生情報について

- 表3-1. 在学学生数
- 表3-2. 国立大学の在学学生数
- 表3-3. 公立大学の在学学生数
- 表3-4. 私立大学の在学学生数
- 表3-5. 学部・学科での教員一人あたり平均学生数
- 表3-6. 修士・博士前期での教員一人あたり平均学生数
- 表3-7. 博士後期課程での教員一人あたり平均学生数

### 4. 看護系大学学部・学科の入学状況

- 表4-1. 学部・学科の入学状況
- 表4-2. 国立大学の入学状況
- 表4-3. 公立大学の入学状況
- 表4-4. 私立大学の入学状況

### 5. 看護系大学・大学院の卒業生・修了生の状況

- 表5-1. 卒業生および修了生の人数
- 表5-2. 卒業・修了時における、取得・既取得免許別人数

### 6. 看護系大学・大学院の卒業生・修了生の病院・診療所への就職割合

- 表6. 卒業生、修了生の就職・進学状況

### 7. 教員の研究活動および社会貢献

- 表7-1. 研究費の取得状況
- 表7-2. 設置主体別の研究費取得状況
- 表7-3. 公開講座について
- 表7-4. 公開講座のテーマについて

## 8. F Dの状況

表8-1. F Dの開催状況

表8-2. F Dのテーマについて

## 9. 教員および学生の評価について

表9-1. 教員の自己評価・他者評価の実施状況

表9-2. 学生の授業評価の実施状況

表9-3. G P Aの導入状況

## 10. 看護関連の附属施設について

表10-1. 看護関連の研修事業の有無

表10-2. 看護関連の附属施設・研究機関の有無

表10-3. 附属施設・研究機関の組織構成について

表10-4. 財政基盤について

表10-5. 活動内容について

## 11. 国際交流の状況

表11-1. 協定校・施設の有無

表11-2. 協定校・施設のある国

表11-3. 在学生の留学先

表11-4. 留学生の受け入れ

表11-5. 教員の短期海外派遣と公費負担の有無

表11-6. 教員の長期海外派遣

表11-7. 海外からの学生以外の受け入れ

## 12. ハラスメント・コンプライアンスに関する取り組みについて

表12-1. ハラスメントに関する専門委員会の有無

表12-2. ハラスメント事例の発生について

表12-3. 発生したハラスメント事例について

表12-4. コンプライアンスに関する専門委員会の有無

## 13. 大学と実習施設等の教育連携について

表13-1. 実習施設の研修における組織としての支援状況

表13-2. 実習施設と大学間における人事交流の制度や取り組み

表13-3. 実習施設との共同研究や合同研修等の制度や取り組み

表13-4. 実習施設の看護部等に対する臨床教授制度の導入状況

表13-5. 活動内容について

## 14. 保健師および助産師の教育課程について

表14-1. 保健師教育課程の有無

表14-2. 保健師教育課程の定員数

表14-3. 助産師教育課程の有無

表14-4. 助産師教育課程の定員数

## 1. 看護系学部・学科について

表1-1. 卒業生

[N=239]

	出している	出していない	合 計
国立大学	40 (95.2%)	2 (4.8%)	42 (100.0%)
公立大学	47 (97.9%)	1 (2.1%)	48 (100.0%)
私立大学	109 (73.2%)	40 (26.8%)	149 (100.0%)
全 体	196 (82.0%)	43 (18.0%)	239 (100.0%)

前年度よりも9校多い、239校から回答が得られた。卒業生を出している大学は196校（82.0%）であり、設置主体別にみると、国立大学が2校、公立大学が1校、私立大学が40校、完成年次を迎えていなかった。

表1-2. 編入制度の有無〔複数回答可〕

[N=239]

	3年次編入 制度がある	2年次学士編入 制度がある	な い	合 計 (回答校数)
国立大学	33 (78.6%)	0 (0.0%)	9 (21.4%)	42 (100.0%)
公立大学	23 (47.9%)	2 (4.2%)	24 (50.0%)	48 (100.0%)
私立大学	31 (20.8%)	6 (4.0%)	109 (73.2%)	149 (100.0%)
全 体	87 (36.4%)	8 (3.3%)	142 (59.4%)	239 (100.0%)

編入制度は95校（39.7%）で実施されており、一昨年からはゆるやかな減少傾向がみられた。

表1-3. 入学者の出身学校種別

[N=85]

	国立大学 (回答校数=32)	公立大学 (回答校数=24)	私立大学 (回答校数=29)	全 体 (回答校数=85)
専修学校卒業者数	135	78	38	251
短期大学卒業者数	12	10	7	29
合 計	147	88	45	280

編入制度のある大学からの回答が、昨年度よりも2校多かったにもかかわらず、入学者の総数は、昨年度に比べ69名少なかった。出身学校は、専修学校卒業者が大半を占め251名（89.6%）であった。

表1-4. 所属する全教員数

[N=239]

	国立大学 (回答校数=42)		公立大学 (回答校数=48)		私立大学 (回答校数=149)		全 体 (回答校数=239)	
	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外
教 授	341	193	407	145	1,062	361	1,810	699
准教授	226	56	369	61	841	97	1,436	214
講 師	154	13	325	16	952	64	1,431	93
助 教	439	89	493	10	1,057	23	1,989	122
助 手	34	0	147	2	476	10	657	12
その他	19	2	20	1	9	0	48	3
合 計	1,213	353	1,761	235	4,397	555	7,371	1,143
未充足数	58	4	113	3	140	3	311	10

専任教員は、看護教員が7,371名、それ以外の教員が1,143名であり、合計は8,514名であった。

看護教員を職位別にみると、助教 (27.0%)、教授 (24.6%)、准教授 (19.5%)、講師 (19.4%)、助手 (8.9%) の順に多く、昨年と比べ講師と准教授の数が逆転した。設置主体別の違いでは、国立大学で助教 (36.2%) の割合が高く、私立大学では助手 (11.0%) の割合が多く配置されていた。1校あたりの平均教員数は、看護教員が30.8名、それ以外の教員が4.8名であり、看護教員数を設置主体別でみると、公立大学 (36.7名)、私立大学 (29.5名)、国立大学 (28.9名) の順に多く、昨年度比では、それぞれの教員数は横ばいであった。看護教員の未充足数は311名 (1校あたり1.3名不足) であり、一昨年の145名 (1校あたり0.8名不足)、昨年度の242名 (1.1名不足) に比べて増加する傾向にあった。設置主体別の未充足数は、国立大学では1校当たり1.6名から1.3名に減っていたが、私立大学では0.6名から0.9名、公立大学では1.8名から2.4名へと増えていた。

表1-5. 年齢構成別の教員数

[N=239]

年齢構成	国立大学 (回答校数=42)	公立大学 (回答校数=48)	私立大学 (回答校数=149)	全 体 (回答校数=239)
29歳以下	37	48	97	182
30～34歳	123	182	315	620
35～39歳	169	260	550	979
40～44歳	202	253	683	1,138
45～49歳	227	332	747	1,306
50～54歳	197	291	789	1,277
55～59歳	145	221	532	898
60～64歳	109	142	396	647
65歳以上	4	32	290	326
合 計	1,213	1,761	4,399	7,373

※ 調査票に入力された実数を示しているため、合計数が上記の表1-4と一致していない箇所あり。

教員を年齢別にみると、40歳代 (33.1%)、50歳代 (29.5%)、30歳代 (21.7%)、60歳以上 (13.2%)、20歳代 (2.4%) の順で多かった。設置主体別に比較すると、国立大学、公立大学では50歳以上がそれぞれ37.5%、39.0%、60歳以上が9.3%、9.8%を占めるのに対し、私立大学では50歳以上が45.9%、60歳以上は15.6%と年齢層が高くなる傾向がみられた。とくに、私立大学では65歳以上が290名 (6.6%) と、国公立大学よりも依然として高い値となった。

表1-6. 最終修得学位名称別の教員数

[N=239]

学位名称	国立大学 (回答校数=42)					公立大学 (回答校数=48)				
	学士	修士	博士	学位なし	合計	学士	修士	博士	学位なし	合計
看護学	63	331	198		592	143	665	289		1,097
保健学	0	111	155		266	3	116	105		224
医学	1	9	163		173	0	10	78		88
教育学	0	20	11		31	5	59	9		73
学術	0	7	18		25	0	20	14		34
その他	7	67	40		114	10	133	74		217
合計	71	545	585		12	1,213	161	1,003		569

学位名称	私立大学 (回答校数=149)					全体 (回答校数=239)				
	学士	修士	博士	学位なし	合計	学士	修士	博士	学位なし	合計
看護学	257	1,553	500		2,310	463	2,549	987		3,999
保健学	4	239	193		436	7	466	453		926
医学	0	14	201		215	1	33	442		476
教育学	15	154	22		192	20	233	42		296
学術	3	124	60		187	3	151	92		246
その他	98	635	165		898	115	835	279		1,229
合計	378	2,719	1,141		161	4,399	610	4,267		2,295

※ 調査票に入力された実数を示しているため、合計数が上記の表1-4と一致していない箇所あり。

教員の最終修得学位は、博士が2,295名（31.1%）、修士が4,267名（57.9%）、学士610名（8.3%）、学位なし201名（2.7%）であった。設置主体別でみると、国立大学では博士が48.2%、修士が44.9%と、修士以上の学位修得者が全体の9割以上を占めた。また、公立大学では、博士が32.3%、修士が57.0%、私立大学では、博士が25.9%、修士が61.8%であった。学位の名称別でみると、看護学が最も多く、それぞれに占める割合は、学士（75.9%）、修士（59.7%）、博士（43.0%）であった。博士の学位は、看護学（43.0%）に次いで保健学（19.7%）、医学（19.3%）の順であり、保健学と医学が逆転した。いずれの学位も持たない教員は、国立大学で12名（1.0%）、公立大学で28名（1.6%）、私立大学で161名（3.7%）であり、私立大学で多いものの昨年の233名（5.1%）に比べ減少傾向にあった。

## 2. 看護系大学院について

表2-1. 大学院の有無

[N=234]

	あ る	な い	合 計
国立大学	41 (97.6%)	1 (2.4%)	42 (100.0%)
公立大学	44 (91.7%)	4 (8.3%)	48 (100.0%)
私立大学	68 (47.2%)	76 (52.8%)	144 (100.0%)
全 体	153 (65.4%)	81 (34.6%)	234 (100.0%)

表2-2. 修士課程・博士前期課程

[N=151]

	完成年次を迎えている	完成年次を迎えていない	合 計
国立大学	41 (100.0%)	0 (0.0%)	41 (100.0%)
公立大学	43 (97.7%)	1 (2.3%)	44 (100.0%)
私立大学	57 (86.4%)	9 (13.6%)	66 (100.0%)
全 体	141 (93.4%)	10 (6.6%)	151 (100.0%)

表2-3. 博士後期課程

[N=153]

	完成年次を迎えている	完成年次を迎えていない	開設していない	合 計
国立大学	26 (63.4%)	3 (7.3%)	12 (29.3%)	41 (100.0%)
公立大学	23 (52.3%)	1 (2.3%)	20 (45.5%)	44 (100.0%)
私立大学	22 (32.4%)	6 (8.8%)	40 (58.8%)	68 (100.0%)
全 体	71 (46.4%)	10 (6.5%)	72 (47.1%)	153 (100.0%)

大学院を有する大学は153校（65.4%）であり、設置の割合は昨年度とほぼ横ばいであった。設置主体別でみると、国立大学（97.6%）、公立大学（91.7%）、私立大学（47.2%）という割合であった。修士課程（博士前期課程）では、151校のうち、10校を除く93.4%が修了生を出していた。博士後期課程を有するのは81校（52.9%）であり、設置主体でみると、国立大学（70.7%）、公立大学（54.6%）、私立大学（41.2%）であった。そのうち修了生を出しているのは、全体の46.4%であり、昨年の39.0%と比べ上昇していた。

表2-4. 開講状況

[N=153]

	平日昼間開講のみ	平日夜間・土日開講のみ	左記両方を開講	合 計
国立大学	5 (12.2%)	1 (2.4%)	35 (85.4%)	41 (100.0%)
公立大学	6 (13.6%)	4 (9.1%)	34 (77.3%)	44 (100.0%)
私立大学	10 (14.7%)	6 (8.8%)	52 (76.5%)	68 (100.0%)
全 体	21 (13.7%)	11 (7.2%)	121 (79.1%)	153 (100.0%)

121校（79.1%）が大学院の授業を、平日昼夜間および土日に開講していた。これは、社会人学生への配慮であり、一昨年（66.4%）、昨年（75.0%）よりも上昇傾向にあった。

表2-5. 科目等履修制度の設置

[N=152]

	設置している	設置していない	合 計
国立大学	38 (92.7%)	3 (7.3%)	41 (100.0%)
公立大学	34 (79.1%)	9 (20.9%)	43 (100.0%)
私立大学	58 (85.3%)	10 (14.7%)	68 (100.0%)
全 体	130 (85.5%)	22 (14.5%)	152 (100.0%)

大学院に科目等履修制度を有する大学は130校 (85.5%) であり、昨年度とほぼ同様の割合であった。

表2-6. 所属する全教員数

[N=153]

	国立大学 (回答校数 =41)		公立大学 (回答校数 =44)		私立大学 (回答校数 =68)		全 体 (回答校数 =153)	
	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外
教 授	311	172	353	193	519	188	1,183	553
准教授	200	42	292	68	338	36	830	146
講 師	111	9	136	22	167	19	414	50
助 教	226	65	55	4	41	2	322	71
助 手	8	0	0	0	5	1	13	1
その他	9	0	6	1	0	0	15	1
合 計	865	288	842	288	1,070	246	2,777	822

看護系大学院に所属する専任教員の一昨年からの経年変化は、看護教員が1,903名→2,148名→2,777名、それ以外の教員が585名→604名→822名であり、合計は2,488名→2,752名→3,599名と増加傾向であった。看護教員を職位別にみると、教授 (42.6%)、准教授 (29.9%)、で全体の72.5%を占めた。設置主体別では、国立大学の助教 (26.1%) の配置が、公立大学 (6.5%)、私立大学 (3.8%) に比べて多い傾向がみられた。1校あたりの平均教員数は、看護教員が18.2名、それ以外の教員が5.4名と看護教員がやや増加傾向にあった。看護教員数を設置主体別でみると、国立大学 (21.1名)、公立大学 (19.1名)、私立大学 (15.7名) の順であった。

### 3. 看護系大学学部・学科、大学院の学生情報について

表3-1. 在学学生数

[N=239]

	全 体 (回答校数 =239)					
	男		女		合 計	
	合計	平均	合計	平均	合計	平均
学部生	9,465	40.6	68,890	295.7	78,355	327.8
上記のうち編入学生	90	0.4	704	3.0	794	3.3
修士課程 / 博士前期課程院生	630	2.7	3,207	13.8	3,837	16.1
博士後期課程院生	242	1.0	1,368	5.9	1,610	6.7

2015年度（2015年5月末日時点）で完成年次を迎えている学部・学科および大学院の在学学生数は表3-1のとおりである。編入学生を含む学部生は、78,355名（男性9,465名、女性68,890名）であり、平均すると1校あたり327.8名であった。男子学生は、全体の12.1%で、昨年と変わらない結果となった。編入学生数は、794名（男性90名、女性704名）であり、男性はほぼ横ばいであるが、女性は一昨年から顕著に減少している。大学院では、修士 / 博士前期課程には3,837名（男性630名：16.4%、女性3,207名：83.6%）が在籍しており、1校当たりの平均数は25.4名であった。また、博士後期課程では、1,610名（男性242名：15.0%、女性1,368名：85.0%）が在籍しており、1校あたりの平均数は19.9名であった。

表3-2. 国立大学の在学学生数

[N=42]

	全 体 (回答校数 =42)					
	男		女		合 計	
	合計	平均	合計	平均	合計	平均
学部生	1,532	36.5	11,120	264.8	12,652	301.2
上記のうち編入学生	42	1.0	338	8.0	380	9.0
修士課程 / 博士前期課程院生	256	6.1	1,098	26.1	1,354	32.2
博士後期課程院生	176	4.2	713	17.0	889	21.2

国立大学の在学学生数は、学部生では、12,652名（男性1,532名、女性11,120名）で、平均すると1校あたり301.2名であった。学部生における男子が占める割合は12.1%であり、大学全体の割合と同様であった。編入学生は、380名（男性42名、女性338名）であり、昨年度より男性は7名増えたものの、全体では427名から47名減少した。大学院生については、修士 / 博士前期課程に1,354名（男性256名、女性1,098名）が在籍し、1校あたり33.2名と大学全体の数を上回った。博士後期課程には889名（男性176名、女性713名）が在籍し、1校あたり30.6名と全体を大きく上回った。また、大学院生に占める男性の割合は、博士後期課程で19.8%、修士 / 博士前期課程で18.9%と、いずれも国立大学が最も高い結果となった。

表3-3. 公立大学の在学学生数

[N=48]

	全 体 (回答校数 =48)					
	男		女		合 計	
	合計	平均	合計	平均	合計	平均
学部生	1,798	37.5	14,483	301.7	16,281	339.2
上記のうち編入学生	30	0.6	209	4.4	239	5.0
修士課程 / 博士前期課程院生	156	3.3	933	19.4	1,089	22.7
博士後期課程院生	38	0.8	313	6.7	351	7.3

公立大学の在学学生数は、学部生では、16,281名（男性1,798名、女性14,483名）で、1校あたりの平均は315.3名から339.2名へと増加していた。学部生における男子が占める割合は11.0%と昨年より上昇していたものの、大学全体より1ポイント少なかった。編入学生は、昨年度の298名（男性29名、女性269名）と比べ、239名（男性30名、女性209名）と、女性が60名減少した。この傾向は、大学全体と同様であった。大学院生については、修士 / 博士前期課程に1,089名（男性156名、女性933名）が在籍し、1校あたり24.8名と大学全体の数を下回った。博士後期課程には、351名（男性38名、女性313名）が在籍し、1校あたり14.6名と大学全体より大きく下回っていた。

表3-4. 私立大学の在学学生数

[N=149]

	全 体 (回答校数 =149)					
	男		女		合 計	
	合計	平均	合計	平均	合計	平均
学部生	6,135	42.9	43,287	302.7	49,422	331.7
上記のうち編入学生	18	0.1	157	1.1	175	1.2
修士課程 / 博士前期課程院生	218	1.5	1,176	8.2	1,394	9.4
博士後期課程院生	28	0.2	342	2.4	370	2.5

私立大学の在学学生数は、学部生では、昨年度の44,457名（男性5,491名、女性38,966名）と比べると、49,422名（男性6,135名、女性43,287名）と男女ともに約10%増加し、平均すると1校あたり331.7名であった。学部生における男子が占める割合は12.4%であり、設置主体別での違いは見られなかった。編入学生は、昨年の205名（男性24名、女性181名）に比べ、175名（男性18名、女性157名）と男女ともに減少していた。大学院生については、昨年度と比べ修士 / 博士前期課程で1.17倍、博士後期課程では1.41倍増員していた。修士 / 博士前期課程では1,394名（男性218名、女性1,176名）が在籍し、1校あたり21.1名と大学全体の平均値をやや下回った。博士後期課程には370名（男性28名、女性342名）が在籍し、1校あたり13.2名であり、大学全体の平均値を大きく下回った。

表3-5. 学部・学科での教員一人あたり平均学生数

[N=239]

	国立			公立			私立			全体		
	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数
教授	534	12,652	23.7	552	16,281	29.5	1423	49,422	34.7	2509	78,355	31.2
准教授	282		44.9	430		37.9	938		52.7	1650		47.5
講師	167		75.8	341		47.7	1016		48.6	1524		51.4
助教	528		24.0	503		32.4	1080		45.8	2111		37.1
助手	34		372.1	149		109.3	486		101.7	669		117.1
その他	21		602.5	21		775.3	9		5491.3	51		1536.4

学部・学科における教員一人当たりの平均学生数は、全体では、9.2名であった。設置主体別でみると、国立大学では8.1名と最も少なく、公立大学では8.2名、私立大学では、10.0名で最も多かった。

表3-6. 修士・博士前期での教員一人あたり平均学生数

[N=151]

	国立			公立			私立			全体		
	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数
教授	483	1,354	2.8	546	1,089	2.0	707	1,394	2.0	1736	3,837	2.2
准教授	242		5.6	360		3.0	374		3.7	976		3.9
講師	120		11.3	158		6.9	186		7.5	464		8.3
助教	291		4.7	59		18.5	43		32.4	393		9.8
助手	8		169.3	0		0.0	6		232.3	14		274.1
その他	9		150.4	7		155.6	0		0.0	16		239.8

大学院修士・博士前期課程における教員一人当たりの平均学生数は、全体では、教授が2.2名、准教授が3.9名であった。設置主体別でみると、教授では、国立大学で2.8名、公立大学で2.0名、私立大学で2.0名であった。また、准教授では、国立大学で5.6名、公立大学で3.0名、私立大学で3.7名であった。いずれの大学でも、平均学生数は昨年度よりも減少していた。

\* 本表は完成年度を迎えていない10大学院も含めて計算している。

表3-7. 博士後期課程での教員一人あたり平均学生数

[N=81]

	国立			公立			私立			全体		
	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数	教員数	学生数	平均学生数
教授	376	889	2.4	339	351	1.0	333	370	1.1	1048	1,610	1.5
准教授	194		4.6	234		1.5	198		1.9	626		2.6
講師	91		9.8	100		3.5	101		3.7	292		5.5
助教	256		3.5	32		11.0	18		20.6	306		5.3
助手	8		111.1	0		0.0	5		74.0	13		123.8
その他	9		98.8	7		50.1	0		0.0	16		100.6

大学院博士後期課程における教員一人あたりの平均学生数は、全体では、教授は1.5名、准教授は2.6名、講師は5.5名、助教は5.3名であった。設置主体別でみると、教授では、国立大学で2.4名、公立大学で1.0名、私立大学で1.1名であった。また、准教授では、国立大学で4.6名、公立大学で1.5名、私立大学で1.9名であった。教授と准教授の職位では、教員一人あたりの院生数は、国立大学、私立大学、公立大学の順で、多い結果となった。

#### 4. 看護系大学学部・学科の入学状況

表4-1. 学部・学科の入学状況

[N=239]

	全 体								
	定員数		男		女		合計		
	合計	平均	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	倍率
学部・学科生	20,726	89.7	15,903	2,341	102,355	18,617	118,258	20,958	5.64
修士課程	2,064	10.5	384	300	1,751	1,321	2,135	1,621	1.32
博士後期課程	457	2.4	97	75	476	327	573	402	1.43

学部・学科の入学志願者数は延べ118,258名であり、入学者数20,958名に対する実質倍率は5.6倍であった。入学者数は、定員数を232名上回っており、合計20,958名であった。性別でみると、男性の志願者数15,903名に対して、2,341名が入学しており、実質倍率は6.8倍であった。一方、女性では志願者数102,355名に対して入学者は18,617名であり、実質倍率は5.5倍となった。

大学院修士課程の志願者数は2,135名であり、入学者数1,621名に対する実質倍率は1.3倍であった。入学者数は1,621名と定員数2,064名を大幅に下回っており、充足率は75.9%ではあるが、昨年度よりも上昇した。博士後期課程では、志願者数は573名であり実質倍率は1.4倍であった。入学者数は402名であり、定員数457名に対する充足率は88.0%と昨年より上昇した。

表4-2. 国立大学の入学状況

〔N=42〕

	国立大学								
	定員数		男		女		合計		
	合計	平均	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	倍率
学部・学科生	3,298	80.4	1,393	230	11,418	2,683	12,811	2,913	4.40
修士課程	773	20.9	180	141	623	438	803	579	1.39
博士後期課程	233	6.7	73	59	229	154	302	213	1.42

国立大学における学部・学科の入学志願者数は、延べ12,811名であり、入学者数2,913名に対する実質倍率は4.4倍であった。入学者数は、定員数を385名下回っていた。性別で見ると、男性の志願者数1,393名に対して、230名が入学しており、実質倍率は6.1倍であった。一方、女性では志願者数11,418名に対して入学者は2,683名であり、実質倍率は4.3倍となった。

大学院修士課程の志願者数は803名であり、入学者数に対する実質倍率は1.4倍であった。入学者数は579名であり、定員数773名を194名下回った。博士後期課程では、志願者数は302名であり実質倍率は1.4倍であった。入学者数は213名と、定員数233名の91.4%であり、昨年度の65%と比べ大幅に上昇した。

表4-3. 公立大学の入学状況

〔N=48〕

	公立大学								
	定員数		男		女		合計		
	合計	平均	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	倍率
学部・学科生	4,257	90.6	2,044	350	14,929	3,632	16,973	3,982	4.26
修士課程	532	12.7	75	62	487	371	562	433	1.30
博士後期課程	75	1.9	11	8	94	57	105	65	1.62

公立大学における学部・学科の入学志願者数は、延べ16,973名であり、入学者数3,982名に対する実質倍率は4.3倍であった。入学者数は、定員数を275名下回っていた。性別で見ると、男性の志願者数2,044名に対して、350名が入学しており、実質倍率は5.8倍であった。一方、女性では志願者数14,929名に対して入学者は3,632名であり、実質倍率は4.1倍となった。

大学院修士課程の志願者数は562名であり、入学者数に対する実質倍率は1.3倍であった。入学者数は433名であり、定員数532名を99名下回った。博士後期課程では、志願者数は105名であり実質倍率は1.6倍であった。入学者数は65名であり、定員数75名の86.7%であった。

表4-4. 私立大学の入学状況

[N=149]

	私立大学								
	定員数		男		女		合計		
	合計	平均	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	倍率
学部・学科生	13,171	92.1	12,466	1,761	76,008	12,302	88,474	14,063	6.29
修士課程	759	6.5	129	97	641	512	770	609	1.26
博士後期課程	149	1.3	13	8	153	116	166	124	1.34

私立大学における学部・学科の入学志願者数は、延べ88,474名であり、入学者数14,063名に対する実質倍率は6.3倍であった。入学者数は、定員数を892名上回っており、1.07倍であった。性別でみると、男性の志願者数12,466名に対して、1,761名が入学しており、実質倍率は7.1倍であった。一方、女性では志願者数76,008名に対して入学者は12,302名であり、実質倍率は6.2倍となった。

大学院修士課程の志願者数は770名であり、入学者数に対する実質倍率は1.3倍であった。入学者数は609名であり、定員数759名を150名下回っていた。博士後期課程では、志願者数は166名であり実質倍率は1.3倍であった。入学者数は124名であり、定員数149名の83%であった。

## 5. 看護系大学・大学院の卒業生・修了生の状況

表5-1. 卒業生および修了生の人数

[N=196]

	国立大学 (回答校数=40)	公立大学 (回答校数=47)	私立大学 (回答校数=109)	全体 (回答校数=196)
学部卒業生	2,928	3,681	10,194	16,803
上記のうち編入学生	182	139	75	396
専攻科修了	0	229	135	364
修士課程修了	412	366	542	1,320
上記のうち専門看護師課程	31	90	117	238
博士後期課程修了	92	45	43	180
論文博士号取得	11	14	7	32

看護系大学における卒業生数は、学部・学科が16,803名（うち編入学生396名）、大学院修士課程が1,320名（うち専門看護師課程238名）、博士後期課程が180名、論文博士号取得が32名であった。学部・学科における編入学生の割合は約2.4%であった。

表5-2. 卒業・修了時における、取得・既取得免許別人数

[N=196]

卒業時取得・既得免許	国立大学 (回答校数=40)			公立大学 (回答校数=47)		
	学部卒業生		修士課程 修了	学部卒業生		修士課程 修了
		編入学生			編入学生	
看護師	2,765	116	226	3,527	83	241
保健師	1,416	128	80	1,831	77	119
助産師※	175	5	69(0)	176	14	40(115)
養護教諭1種	99	8	5	155	6	12

卒業時取得・既得免許	私立大学 (回答校数=109)			全 体 (回答校数=196)		
	学部卒業生		修士課程 修了	学部卒業生		修士課程 修了
		編入学生			編入学生	
看護師	9,469	39	367	15,761	238	834
保健師	3,033	37	106	6,280	242	305
助産師※	165	0	110(133)	516	19	219(248)
養護教諭1種	463	82	9	717	96	26

※助産師の（ ）内の人数は、専攻科修了人数を表す。

卒業・修了時の取得免許・既取得免許については、学部・学科卒業生では、看護師免許が15,761名（うち編入学生238名：1.5%）、保健師が6,280名（うち編入学生242名：3.9%）、助産師が516名（うち編入学生19名：3.9%）、養護教諭1種が717名（うち編入学生96名：13.4%）であり、編入生は高い割合で養護教諭1種を獲得していた。

また、保健師免許取得者は、昨年の12,891名から6,611名（51.3%）減少した。

## 6. 看護系大学・大学院の卒業生・修了生の病院・診療所への就職割合

表6. 卒業生、修了生の就職・進学状況

就職・進学先別		学部卒業生	修士修了生		博士後期課程 修了生	
			修士課程	うち専門 看護師課程		
就職者 内訳	病院・診療所	14,584 (83.7%)	779 (56.6%)	160 (75.8%)	15 (8.8%)	
	介護・福祉施設関係	18 (0.1%)	8 (0.6%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	
	訪問看護ステーション	12 (0.1%)	23 (1.7%)	9 (4.3%)	0 (0.0%)	
	保健所・市町村・検診センター	677 (3.9%)	38 (2.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
	企業	54 (0.3%)	21 (1.5%)	0 (0.0%)	3 (1.8%)	
	学校（教諭として）	170 (1.0%)	61 (4.4%)	2 (0.9%)	25 (14.6%)	
	大学・短大・研究機関等	10 (0.1%)	144 (10.5%)	11 (5.2%)	98 (57.3%)	
	専修・各種学校	11 (0.1%)	23 (1.7%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	
	その他（行政職を含む）	82 (0.5%)	15 (1.1%)	2 (0.9%)	4 (2.3%)	
進学者 内訳	国内の大学院	看護系	290 (1.7%)	89 (6.5%)	4 (1.9%)	0 (0.0%)
		看護系以外	29 (0.2%)	5 (0.4%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)
	助産師課程（専攻科、別科、専修学校、等）		333 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	国内の他学部		38 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	海外留学		8 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	その他		54 (0.3%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他		1,059 (6.1%)	167 (12.1%)	20 (9.5%)	26 (15.2%)	
合計		17,429 (100.0%)	1,376 (100.0%)	211 (100.0%)	171 (100.0%)	

看護系学部・学科における学生17,429名の卒業時点での進路は、就職が89.8%、進学が4.3%、いずれにも該当しない者が6.1%、と昨年度とほぼ同様の割合であった。就職先は、病院が14,584名（83.7%）と大半を占め、次いで保健所・市町村・検診センターが677名（3.9%）であった。進路先では、助産師課程が333名（1.9%）と最も多く、次いで看護系大学院が290名（1.7%）と例年通りであった。

修士課程・博士前期課程の修了生1,376名では、全体の56.6%（779名）が病院に、10.5%（144名）が大学・短大・研究機関等に就職していた。修了生における専門看護師課程の割合で見ると、病院への就職が160名（75.8%）、訪問看護ステーションが9名（4.3%）、学校と大学・短大・研究機関等が11名（5.2%）であった。

博士後期課程の修了生171名では、大学・短大・研究機関等が98名（57.3%）であり、次いで、学校が25名（14.6%）、病院への就職が15名（8.8%）と、大学・短大・研究機関等に就職する者の割合が高かった。

## 7. 教員の研究活動および社会貢献

表7-1. 研究費の取得状況

[N=224]

研究活動		新規件数（研究代表者） ※分担者を含まない					継続件数		研究費 合計金額
		申請件数		採択件数		採択率 [%]	[件]	校数	[千円]
		[件]	校数	[件]	校数				
文部科学省	基盤研究S	10	4	0	0	0.0	0	0	0
	基盤研究A	25	19	5	3	20.0	17	13	202,385
	基盤研究B	197	101	61	41	31.0	136	71	598,678
	基盤研究C	1,539	205	479	181	31.1	977	202	1,787,589
科学研究費補助金	挑戦的萌芽的研究	652	160	159	90	24.4	240	114	412,903
	奨励研究	0	0	0	0	0.0	1	1	3,640
	若手研究（S・A・B）	540	160	168	98	31.1	324	132	447,716
	特別推進研究	0	0	0	0	0.0	0	0	0
	その他	79	30	30	23	38.0	34	30	76,237
小計		3,042	679	902	436	29.7	1,729	563	3,529,148
厚生労働科学研究費補助金		15	11	12	7	80.0	20	11	159,162
財団等の研究助成による研究		189	50	113	49	59.8	27	15	114,545
企業等による教育研究奨励費		13	4	41	9	315.4	4	3	26,776
企業等による受託研究費		30	18	57	30	190.0	31	19	175,333
日本医療研究開発機構による研究費		17	10	15	11	88.2			212,484
その他		57	23	66	28	115.8	35	16	192,370
小計		321	116	304	134	94.7	117	64	880,670
合計		3,363	795	1,206	570	35.9	1,846	627	4,409,818

看護系大学、学科、大学院に所属する教員（医療系の資格を持たない者も含む）の科学研究費補助金の新規申請数（研究代表者のみ）は、延べ3,042件であり、基盤研究（C）が1,539件と最も多く、次いで、挑戦的萌芽的研究が652件、若手研究が540件、基盤研究（B）が197件、基盤研究（A）が25件、基盤研究（S）が10件、という結果で昨年度に比して基盤Sが1件から10件と大幅に増加した。全体の採択率は35.9%であり、研究種目別では、基盤研究（C）と若手研究が31.1%と最も高く、次いで、基盤研究（B）が31.0%、挑戦的萌芽的研究が24.4%、基盤研究（A）が20.0%の順であった。上記以外の研究費では、厚生労働科学研究費補助金の新規申請数は15件（採択率80.0%）で、昨年（新規件数19件、採択率63.5%）に比し、採択件数は減少したが、採択率は26.5ポイント増加した。同様に、財団等の研究助成の申請数も昨年（228件・60.5%）と比べ、189件（採択率59.8%）と、申請件数の減少したが、採択率には変化が見られなかった。

表7-2. 設置主体別の研究費取得状況

[N=224]

研究活動		国立大学			公立大学			私立大学		
		申請 件数 [件]	採択 件数 [件]	採択率 [%]	申請 件数 [件]	採択 件数 [件]	採択率 [%]	申請 件数 [件]	採択 件数 [件]	採択率 [%]
文部科学省	基盤研究S	2	0	0.0	7	0	0.0	1	0	0.0
	基盤研究A	12	4	33.3	3	1	33.3	10	0	0.0
	基盤研究B	82	29	35.4	43	14	32.6	72	18	25.0
	基盤研究C	349	124	35.5	446	161	36.1	744	194	26.1
科学研究費補助金	挑戦的萌芽的研究	192	57	29.7	169	40	23.7	291	62	21.3
	奨励研究	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	若手研究 (S・A・B)	145	46	31.7	176	56	31.8	219	66	30.1
	特別推進研究	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	その他	38	10	26.3	9	4	44.4	32	16	50.0
小計		820	270	32.9	853	276	32.4	1,369	356	26.0

厚生労働科学研究費補助金	5	5	100.0	0	3	0.0	10	4	40.0
財団等の研究助成による研究	126	65	51.6	15	21	140.0	48	27	56.3
企業等による教育研究奨励費	9	35	388.9	0	2	0.0	4	4	100.0
企業等による受託研究費	18	29	161.1	7	12	171.4	5	16	320.0
日本医療研究開発機構による研究費	8	8	100.0	0	0	0.0	9	7	77.8
その他	22	38	172.7	9	9	100.0	26	19	73.1
小計	188	180	95.7	31	47	151.6	102	77	75.5

合計	1,008	450	44.6	884	323	36.5	1,471	433	29.4
----	-------	-----	------	-----	-----	------	-------	-----	------

設置主体別の研究費取得状況を採択率で見ると、国立大学では、挑戦的萌芽的研究が57件（29.7%）と最も高く、次いで、若手研究が46件（31.7%）、基盤研究（C）が124件（35.5%）、基盤研究（B）が29件（35.4%）であった。公立大学では、基盤研究（A）が1件（33.3%）、基盤研究（C）が161件（36.1%）、若手研究が56件（31.8%）の順に高かった。私立大学では、基盤研究（C）が194件（26.1%）、若手研究が66件（30.1%）、基盤研究（B）が18件（25.0%）、の順に高い結果であった。

表7-3. 公開講座について

[N=196]

	国立大学		公立大学		私立大学		全 体	
	実施校	講座件数	実施校	講座件数	実施校	講座件数	実施校	講座件数
一般市民	27	89	42	229	95	309	164	627
看護職者	27	196	34	371	65	206	126	773
そ の 他	7	17	11	114	25	80	43	211
合 計	61	302	87	714	185	595	333	1,611

看護系大学が主催した公開講座は、一般市民対象が627件、看護職者対象が773件、その他211件であった。具体的な記述のあった数の内訳は表7-4に示すとおりである。一般向け講座では認知症に関するものが多く開講されており、超高齢社会が進行する日本の現状を映し出す結果が見られた。一方、看護職者向けの講座では研究方法に関する講座が多く開かれており、一般向け講座とは明確な違いがみられた。

※テーマの具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記の URL を参照。

<http://www.janpu.or.jp/file/2015SurveyComments.pdf>

表7-4. 公開講座のテーマについて

#### A. 一般市民向け公開講座のテーマ数

国立大学	公立大学	私立大学	全 体
73	190	280	543

543件の公開講座が提出された。テーマに現れる頻出語の上位3つは「健康」(93件)「予防」(54件)「認知」(47件)であった。注目したいのは「健康」と共起する語が「食事」や「子育て」、「PM2.5」など偏りなく幅広いのに対し、「予防」と最も高い頻度で共起する語が「認知症」(15件)であることである。認知症が講座名に入る講座も53件あり、高齢化に伴う一般市民の関心を反映した結果と思われる

#### B. 看護職者等の専門職向け講座のテーマ数

国立大学	公立大学	私立大学	全 体
158	185	156	499

499件の講座が提出された。こちらでは一般向け公開講座にはみられなかった「研究」(71件)が、「看護」、「ケア」に続く第3位の頻出語として登場した。具体的なテーマを見ると、看護研究の進め方に関する講座が圧倒的に多く、看護研究に対する関心の高さとニーズが伺える。また一般向け講座で頻出していた「認知」はこちらでは19件にとどまっていた。一方、「がん」を冠する講座はそれを超える29件であり、一般向けの講座と若干のずれをうかがわせた。

#### C. その他の講座のテーマ数

国立大学	公立大学	私立大学	全 体
14	51	59	124

124件の講座が提出された。最頻出語である「看護」(13件)の次に現れる言葉が「子ども」(13件)であり、一般向け講座、専門職向けに開かれた講座と若干の異なりを見せた。なお「子ども」と同様に頻出する言葉は「高齢」(11件)、次に頻出する語は「健康」(10件)であった。

## 8. FDの状況

表8-1. FDの開催状況

[N=230]

	国立大学		公立大学		私立大学		全 体	
	実施校	開催件数	実施校	開催件数	実施校	開催件数	実施校	開催件数
全学主催	30	251	36	134	112	428	178	813
看護系主催	38	208	41	159	103	368	182	735

今年度の調査から始めたFD事業については、全体で813件で実施しており、看護系が主催したFD事業は735件であった。表8-2は、具体的な記述のあったテーマ数である。全体に向けたFDは幅広い内容を扱っている一方で、看護系主催のFDは研究方法に関する講座が多く、看護職種における研究への関心の高さが公開講座と同様にうかがえた。

※テーマの具体例については本会ホームページの『事業活動・報告書』または次のURLを参照。

<http://www.janpu.or.jp/file/2015SurveyComments.pdf>

表8-2. FDのテーマについて

### A. 全学主催のFDのテーマ数

国立大学	公立大学	私立大学	全 体
153	134	408	695

695件のテーマが提出された。テーマとして頻出する語のベスト3は、教育（181件）、授業（138件）、学生（119件）であった。それぞれの語と頻出して共起する言葉はなく、幅広いテーマが扱われていることがうかがえる。

### B. 看護系学部・学科、大学院主催のFDのテーマ数

国立大学	公立大学	私立大学	全 体
137	163	368	668

668件のテーマが提出された。頻出語ベスト3は、教育（180件）、研究（126件）、実習（95件）、学生（82件）、授業（81件）であった\*。

全学主催のFDでは、「研究」は第5位の76件であり、それに比して研究が上位に来ている。これはQ18-B（看護専門職等向けの講座）でみられた傾向と同じであることから、看護専門職の間での研究への関心の高さがうかがえるといえるだろう。

※ランキング作成においては「看護」（194件）および「研修」（90件）は除外した。

## 9. 教員および学生の評価について

表9-1. 教員の自己評価・他者評価の実施状況

[N=233]

	実施している	実施していない	検討中	合計
国立大学	38 (90.5%)	2 (4.8%)	2 (4.8%)	42 (100.0%)
公立大学	45 (93.8%)	3 (6.3%)	0 (0.0%)	48 (100.0%)
私立大学	101 (70.6%)	25 (17.5%)	17 (11.9%)	143 (100.0%)
全体	184 (79.0%)	30 (12.9%)	19 (8.2%)	233 (100.0%)

教員の自己評価・他者評価を「実施している」と回答したのは184校（79.0%）であり、設置主体別では、国立（90.5%）、公立（93.8%）に比べて、私立（70.6%）が低い傾向にあり、昨年と同様であった。「実施していない」との回答は30校（12.9%）、「検討中」は19校（8.2%）であった。

表9-2. 学生の授業評価の実施状況

[N=233]

	実施している	実施していない	検討中	合計
国立大学	40 (95.2%)	2 (4.8%)	0 (0.0%)	42 (100.0%)
公立大学	48 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	48 (100.0%)
私立大学	143 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	143 (100.0%)
全体	231 (99.1%)	2 (0.9%)	0 (0.0%)	233 (100.0%)

学生の授業評価を実施している大学は、231校（99.1%）であり、実施していないのは国立2校（4.8%）のみであった。

表9-3. GPAの導入状況

[N=231]

	導入している	導入していない	検討中	合計
国立大学	32 (78.0%)	6 (14.6%)	3 (7.3%)	41 (100.0%)
公立大学	32 (68.1%)	10 (21.3%)	5 (10.6%)	47 (100.0%)
私立大学	116 (81.1%)	11 (7.7%)	16 (11.2%)	143 (100.0%)
全体	180 (77.9%)	27 (11.7%)	24 (10.4%)	231 (100.0%)

GPAの導入状況は、全体で180校（77.9%）であり、本調査を開始した2013年度（57.9%）から20ポイントの増加となった。設置主体別では、私立（81.1%）の導入率が最も高く、次いで国立（78.0%）、公立（68.1%）の順であった。

## 10. 看護関連の附属施設について

表10-1. 看護関連の研修事業の有無〔複数回答可〕

[N=239]

	認定看護師 教育課程	認定看護 管理者 教育課程	実習指導者 講習会	看護教員 養成課程	その他	研修事業 がない	合 計 (回答校数)
国立大学	4 (9.5%)	2 (4.8%)	4 (9.5%)	1 (2.4%)	11 (26.2%)	24 (57.1%)	42 (100.0%)
公立大学	14 (29.2%)	5 (10.4%)	10 (20.8%)	6 (12.5%)	13 (27.1%)	15 (31.3%)	48 (100.0%)
私立大学	18 (12.1%)	7 (4.7%)	18 (12.1%)	4 (2.7%)	12 (8.1%)	93 (62.4%)	149 (100.0%)
全 体	36 (15.1%)	14 (5.9%)	32 (13.4%)	11 (4.6%)	36 (15.1%)	132 (55.2%)	239 (100.0%)

研修事業を実施している大学は、全体の約45%であり、設置主体では公立が68.7%と最も高い割合であった。公立大学の事業内容をみると、割合の高いものから順に、認定看護師教育課程（29.2%）、実習指導者講習会（20.8%）、看護教員養成課程（12.5%）、認定看護管理者教育課程（10.4%）であった。

表10-2. 看護関連の附属施設・研究機関の有無

[N=232]

	あ る	な い	合 計
国立大学	17 (40.5%)	25 (59.5%)	42 (100.0%)
公立大学	27 (56.3%)	21 (43.8%)	48 (100.0%)
私立大学	37 (26.1%)	105 (73.9%)	142 (100.0%)
全 体	81 (34.9%)	151 (65.1%)	232 (100.0%)

全体の約35%が附属施設・研究機関を有しており、その割合は、公立（56.3%）、国立（40.5%）、私立（26.1%）の順に高かった。

表10-3. 附属施設・研究機関の組織構成について

[N=81]

	専任者	兼任者	合 計
教 員	229	605	836
研究員	1	37	38
職 員	66	96	164
その他	14	13	27
全 体	310	751	1,065

附属施設・研究機関の構成員のうち、専任者は全体の3割に満たない数であった。とくに、研究員は全構成員の3.6%と少数であり、その中でも専任者は1名のみであった。これらの結果から、附属施設・研究機関の人材が質・量ともに充足されているとは言い難く、教育・研究・社会貢献に繋がる事業運営に向けて、人材の確保が課題である。

表10-4. 財政基盤について〔複数回答可〕

〔N=81〕

	大学の予算内	国・自治体の助成	民間の助成	その他	合計 (回答校数)
国立大学	10 (58.8%)	8 (47.1%)	2 (11.8%)	2 (11.8%)	17 (100.0%)
公立大学	26 (96.3%)	7 (25.9%)	0 (0.0%)	2 (7.4%)	27 (100.0%)
私立大学	32 (86.5%)	7 (18.9%)	1 (2.7%)	4 (10.8%)	37 (100.0%)
全 体	68 (84.0%)	22 (27.2%)	3 (3.7%)	8 (9.9%)	81 (100.0%)

附属施設・研究機関の財政基盤は、全体の84%が大学の予算から捻出されており、とくに公立大学（96.3%）でこの傾向が顕著であった。今後は、国・自治体や民間からの助成金の獲得に向けた積極的な働きかけが必要であろう。

表10-5. 活動内容について〔複数回答可〕

〔N=81〕

	市民向けの 生涯学習・ 健康教育	国際交流	共同研究	教員や研究員 による看護 実践の提供	看護職 のための 継続教育	講師の 派遣	認定看護師 教育課程	その他	合計 (回答校数)
国立大学	5 (29.4%)	5 (29.4%)	11 (64.7%)	8 (47.1%)	15 (88.2%)	6 (35.3%)	4 (23.5%)	2 (11.8%)	17 (100.0%)
公立大学	18 (66.7%)	7 (25.9%)	19 (70.4%)	14 (51.9%)	23 (85.2%)	11 (40.7%)	10 (37.0%)	4 (14.8%)	27 (100.0%)
私立大学	15 (40.5%)	5 (13.5%)	10 (27.0%)	11 (29.7%)	20 (54.1%)	6 (16.2%)	14 (37.8%)	6 (16.2%)	37 (100.0%)
全 体	38 (46.9%)	17 (21.0%)	40 (49.4%)	33 (40.7%)	58 (71.6%)	23 (28.4%)	28 (34.6%)	12 (14.8%)	81 (100.0%)

附属施設・研究機関の活動内容では、看護職のための継続教育が71.6%と最も多く、次いで共同研究（49.4%）、市民向けの生涯学習・健康教育（46.9%）、教員や研究員による看護実践の提供（40.7%）であった。

## 11. 国際交流の状況について

表11-1. 協定校・施設の有無（姉妹校を含む）

[N=227]

	あ る	な い	合 計
国立大学	35 (83.3%)	7 (16.7%)	42 (100.0%)
公立大学	37 (77.1%)	11 (22.9%)	48 (100.0%)
私立大学	69 (50.4%)	68 (49.6%)	137 (100.0%)
全 体	141 (62.1%)	86 (37.9%)	227 (100.0%)

表11-2. 協定校・施設のある国

[N=141]

国 名	校 数	国 名	校 数
TOTAL [国数=44]	692	ミャンマー	13
アメリカ	136	モンゴル	8
韓国	104	オーストリア	7
中国	93	シンガポール	6
タイ	61	スウェーデン	6
台湾	47	マレーシア	6
インドネシア	28	ラオス	6
ベトナム	28	スリランカ	5
イギリス	26	ドイツ	5
オーストラリア	18	ネパール	5
フィリピン	15	ジョージア	4
カナダ	13	ブラジル	4
フィンランド	13	その他	35

国際交流協定を結んでいる大学は、141校（62.1%）であり、国立で8割強、公立で8割弱を占める割合は、ここ数年の傾向と同様であった。国際交流協定校は、アジア（14カ国）425件、北米（2カ国）149件、ヨーロッパ（6カ国）61件、オセアニア（1カ国）18件、南米（1カ国）4件で、合計44カ国692件であった。国別では、アメリカ合衆国が136件と最も多く、韓国104件、中国93件、タイ61件、台湾47件の順であった。

表11-3. 在学生の留学先

[N=227]

国名	人数	公費補助
TOTAL〔国数=27〕	517	170
アメリカ	105	38
オーストラリア	55	1
韓国	55	0
タイ	50	22
台湾	44	10
フィリピン	33	17
ベトナム	33	7
シンガポール	23	0
中国	15	0
フィンランド	14	9
ネパール	14	5
イギリス	10	9
カナダ	10	4
カンボジア	8	8
ラオス	7	6
ニュージーランド	6	6
その他	35	28

在学生の留学先は、アジア（10カ国）282名、北米（2カ国）115名、ヨーロッパ（2カ国）24名、オセアニア（2カ国）61名で、合計27カ国517名であった。昨年度と比較すると、留学国は3件、留学人数は78名の増加となった。留学先はアメリカ合衆国が105名と最も多く、次いでオーストラリアと韓国がそれぞれ55名、タイが50名の順であった。公費補助による留学は合計170名（32.8%）と、昨年度の47%よりも大幅に減少する結果となった。

表11-4. 留学生の受け入れ

[N=227]

国名	人数	公費補助
TOTAL〔国数=21〕	189	34
中国	60	2
シンガポール	21	0
台湾	17	0
タイ	16	13
アメリカ	16	0
インドネシア	15	7
韓国	8	0
香港	6	0
ベトナム	5	4
スイス	5	0
モンゴル	4	0
ネパール	3	1
スリランカ	2	2
ミャンマー	2	2
ラオス	2	2
スウェーデン	2	0
その他	5	1

留学生の受け入れは、アジア（13カ国）161名、北米（1カ国）16名、ヨーロッパ（2カ国）7名であった。中国からの留学生在が60名と最も多く、次いでシンガポール21名、台湾17名、タイとアメリカがそれぞれ16名と続いた。公費補助による留学は34名（18.0%）であり、昨年度と同様の傾向であった。

表11-5. 教員の短期海外派遣と公費負担の有無

[N=227]

国名	人数	公費補助
TOTAL [国数=33]	304	177
アメリカ	65	37
韓国	38	19
イギリス	26	20
中国	20	6
タイ	19	12
台湾	19	9
フィンランド	12	8
インドネシア	11	3
カナダ	10	7
ベトナム	8	5
オーストラリア	7	6
モンゴル	7	4
スウェーデン	6	6
ラオス	6	6
スリランカ	6	4
スイス	5	4
デンマーク	5	4
ドイツ	5	3
オーストリア	4	4

国名	人数	公費補助
フランス	3	1
ネパール	2	2
フィリピン	2	1
マレーシア	2	1
アイスランド	2	0
シンガポール	2	0
ベルギー	2	0
ロシア	2	0
南アフリカ	2	0
エルサルバドル	1	1
ケニア	1	1
ニュージーランド	1	1
ポルトガル	1	1
モロッコ	1	1
東ティモール	1	0

表11-6. 教員の長期海外派遣

[N=227]

国名	人数	公費補助
TOTAL [国数=3]	6	3
アメリカ	4	2
イタリア	1	1
韓国	1	0

教員（医療系資格を持たない教員も含む）の短期海外派遣（6カ月未満）は、アジア（14カ国）143名、北米（2カ国）76名、ヨーロッパ（12カ国）73名、アフリカ（3カ国）4名、オセアニア（2カ国）8名で、合計33カ国304名であり、昨年度からの大きな変化はみられなかった。国別では、アメリカ合衆国が65名と最も多く、次いで、韓国38名、イギリス26名、中国20名の順であった。公費補助による短期海外派遣は177名（58.2%）であり、人数・割合ともに昨年度よりも大幅に減少した。

長期海外派遣（6カ月以上）では、アメリカ合衆国が4名、イタリアと韓国が各1名であり、うち半数の3名が公費補助を得ていた。

表11-7. 海外からの学生以外の受け入れ

[N=227]

国名	人数	公費補助
TOTAL [国数=58]	277	96
タイ	42	24
アメリカ	29	9
インドネシア	27	5
フィリピン	26	0
中国	23	2
ベトナム	17	4
台湾	8	1
キルギス	7	7
韓国	7	1
ウズベキスタン	6	6
ミャンマー	6	3
オーストラリア	6	2
カンボジア	4	4
モンゴル	4	2
ラオス	3	3
コンゴ	3	0
フィンランド	3	0

国名	人数	公費補助
アゼルバイジャン	2	2
スーダン	2	2
フィジー	2	2
ブータン	2	2
マラウイ	2	2
ハイチ	2	1
モロッコ	2	1
カナダ	2	0
ガボン	2	0
スウェーデン	2	0
セネガル	2	0
チリ	2	0
ブルキナファソ	2	0
ベナン	2	0
ロシア	2	0
その他	26	11

学生以外（教員、研究者、実践家等）の受け入れは、アジア（14カ国）182名、北米（3カ国）33名、ヨーロッパ（3カ国）9名、アフリカ（8カ国）17名で、オセアニア（2カ国）8名の、合計58カ国277名であり、昨年度の38カ国334名よりも減少した。国別では、タイが42名と最も多く、次いで、アメリカ合衆国29名、インドネシア27名、フィリピン26名、中国23名の順であった。公費補助による受け入れは、96名（34.7%）と昨年度よりも増加、一昨年度とほぼ同様の結果となった。

## 12. ハラスメント・コンプライアンスに関する取り組みについて

表12-1. ハラスメントに関する専門委員会の有無

[N=232]

	相談窓口のみ	委員会のみ	両方ある	どちらもない	合計
国立大学	4 (10.0%)	0 (0.0%)	36 (90.0%)	0 (0.0%)	40 (100.0%)
公立大学	4 (8.3%)	0 (0.0%)	44 (91.7%)	0 (0.0%)	48 (100.0%)
私立大学	12 (8.3%)	11 (7.6%)	121 (84.0%)	0 (0.0%)	144 (100.0%)
全 体	20 (8.6%)	11 (4.7%)	201 (86.6%)	0 (0.0%)	232 (100.0%)

表12-2. ハラスメント事例の発生について

[N=220]

	あった	なかった	合計
国立大学	14 (36.8%)	24 (63.2%)	38 (100.0%)
公立大学	14 (29.2%)	34 (70.8%)	48 (100.0%)
私立大学	36 (26.9%)	98 (73.1%)	134 (100.0%)
全 体	64 (29.1%)	156 (70.9%)	220 (100.0%)

表12-3. 発生したハラスメント事例について〔複数回答可〕

[N=64]

	教職員から学生	教職員から教職員	学生から学生	その他	合計 (回答校数)
国立大学	5 (26.3%)	7 (36.8%)	2 (10.5%)	5 (26.3%)	14 (100.0%)
公立大学	9 (47.4%)	5 (26.3%)	2 (10.5%)	3 (15.8%)	14 (100.0%)
私立大学	20 (42.6%)	19 (40.4%)	3 (6.4%)	5 (10.6%)	36 (100.0%)
全 体	34 (40.0%)	31 (36.5%)	7 (8.2%)	13 (15.3%)	64 (100.0%)

ハラスメントに関する取り組みについて、232校（100%）全校で実施されていた。前回調査では、14校（6.4%）にハラスメントに関する専門委員会等がなかったが、今回は、国立（90%）、公立（91.7%）で、相談窓口と委員会の両方を設置している大学が9割を超えていた。

ハラスメントの発生事例については、回答のあった220校のうち、64校（29.1%）で発生していた。また、発生したハラスメント事例は、教職員から学生34校（40.0%）、教職員から教職員31校（36.5%）、学生から学生7校（8.2%）、その他13校（15.3%）であった。発生状況は、前回調査と件数・内容とも同様であった。

表12-4. コンプライアンスに関する専門委員会の有無

[N=228]

	あ る	な い	合計
国立大学	30 (73.2%)	11 (26.8%)	41 (100.0%)
公立大学	24 (51.1%)	23 (48.9%)	47 (100.0%)
私立大学	89 (63.6%)	51 (36.4%)	140 (100.0%)
全 体	143 (62.7%)	85 (37.3%)	228 (100.0%)

コンプライアンスに関する取り組みについて、回答のあった228校のうち、143校（62.7%）に専門委員会が設置されていた。前回調査よりもコンプライアンスに関する専門委員会のある大学は43校増えた。

## 13. 大学と実習施設等の教育連携について

表13-1. 実習施設の研修における組織としての支援状況

[N=231]

	支援している	支援していない	合計
国立大学	29 (69.0%)	13 (31.0%)	42 (100.0%)
公立大学	31 (64.6%)	17 (35.4%)	48 (100.0%)
私立大学	64 (45.4%)	77 (54.6%)	141 (100.0%)
全 体	124 (53.7%)	107 (46.3%)	231 (100.0%)

実習施設の研修における組織としての支援状況は、実施している124校（53.7%）であった。国立（69.0%）、公立（64.6%）に対し、私立（45.4%）の支援状況は5割未満にとどまった。しかし、前回調査よりも国立、公立、私立のいずれにおいても実習施設を支援している大学数は増加していた。

### 組織として支援している内容の概要

実習指導者研修会、臨地実習指導者講習会、新人研修へのプログラム作成・参画・評価（自治体と委託契約を設けているところもあり）、キャリアアップ研修などの現場の看護師向けへの講座を企画などの幅広い支援活動を行っていた。

※回答の具体的内容については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記の URL を参照。

<http://www.janpu.or.jp/file/2015SurveyComments.pdf>

表13-2. 実習施設と大学間における人事交流の制度や取り組み

[N=231]

	あ る	な い	合計
国立大学	16 (39.0%)	25 (61.0%)	41 (100.0%)
公立大学	22 (45.8%)	26 (54.2%)	48 (100.0%)
私立大学	31 (21.8%)	111 (78.2%)	142 (100.0%)
全 体	69 (29.9%)	162 (70.1%)	231 (100.0%)

実習施設と大学間における人事交流の制度や取り組みのある大学は69校（29.9%）、ない大学は162校（70.1%）であった。前回調査と比較して人事交流等のある大学数は大きな変化はなかった。

### 人事交流の制度や取り組みの内容の概要

大学の講義や演習の一部への病院の看護師、認定看護師等の参加、大学と附属病院の連携会議の定期実施、病院スタッフと教員の配置換え（長期・短期）・人事交流、教員が定期的に病棟での実践能力強化のための研修実施、教員が CNS として実習施設の業務を行なうなどの交流が行われていた。

※回答の具体的内容については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記の URL を参照。

<http://www.janpu.or.jp/file/2015SurveyComments.pdf>

表13-3. 実習施設との共同研究や合同研修等の制度や取り組み

[N=229]

	あ る	な い	合 計
国立大学	36 (85.7%)	6 (14.3%)	42 (100.0%)
公立大学	35 (72.9%)	13 (27.1%)	48 (100.0%)
私立大学	76 (54.7%)	63 (45.3%)	139 (100.0%)
全 体	147 (64.2%)	82 (35.8%)	229 (100.0%)

実習施設と大学間における共同研究や合同研修等の制度や取り組みのある大学は147校（64.2%）、ない大学は82校（35.8%）であった。前回調査よりも実習施設との共同研究を実施している大学の件数は、国立、公立、私立のいずれにおいても増加していた。

### 共同研究や合同研修等の制度や取り組みの内容の概要

実習病院の看護職等と大学の教員の共同研究に対する競争的資金のシステム、看護コンソーシアムの実施、看護部の研究や研究倫理の指、導、市町村の保健師と地域診断に関する研修会、新人研修の指導を担当する、事例検討会の開催、共同研究の実施、文部科学省高度医療人材養成プログラムの実施、病院の看護部教育委員に参画会、実習指導者研修会の開催・講師派遣などの実践例があった。

※自由記載の具体的内容については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記の URL を参照。  
<http://www.janpu.or.jp/file/2015SurveyComments.pdf>

表13-4. 実習施設の看護部等に対する臨床教授制度の導入状況

[N=231]

	導入している	導入していない	合 計
国立大学	35 (83.3%)	7 (16.7%)	42 (100.0%)
公立大学	28 (58.3%)	20 (41.7%)	48 (100.0%)
私立大学	45 (31.9%)	96 (68.1%)	141 (100.0%)
全 体	108 (46.8%)	123 (53.2%)	231 (100.0%)

臨床教授制度を導入している大学は、全体231校のうち、108校（46.8%）であった。前回調査よりも国立、公立大学で微増しているが私立では減少していた。

### 導入している臨床教授制度の内容の概要

規約を定め、職位や勤務年数などにより、無報酬である臨床教授、臨床准教授、臨床講師などの称号を付与していた。

※自由記載の具体的内容については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記の URL を参照。  
<http://www.janpu.or.jp/file/2015SurveyComments.pdf>

表13-5. 臨地実習における困ったことや苦勞のある領域について

[N=231]

	基礎看護学	母性看護学	小児看護学	精神看護学	成人看護学	老年看護学	在宅看護学	地域看護学	その他	合計 (回答校数)
国立大学	15 (35.7%)	19 (45.2%)	17 (40.5%)	11 (26.2%)	14 (33.3%)	19 (45.2%)	18 (42.9%)	17 (40.5%)	12 (28.6%)	42 (100.0%)
公立大学	20 (41.7%)	25 (52.1%)	26 (54.2%)	18 (37.5%)	21 (43.8%)	19 (39.6%)	18 (37.5%)	15 (31.3%)	9 (18.8%)	48 (100.0%)
私立大学	46 (32.6%)	72 (51.1%)	69 (48.9%)	40 (28.4%)	43 (30.5%)	40 (28.4%)	52 (36.9%)	39 (27.7%)	33 (23.4%)	141 (100.0%)
全 体	81 (35.1%)	116 (50.2%)	112 (48.5%)	69 (29.9%)	78 (33.8%)	78 (33.8%)	88 (38.1%)	71 (30.7%)	54 (23.4%)	231 (100.0%)

臨地実習について実習施設の確保等について、困ったことや苦勞のある領域は、母性看護学 (50.2%)、小児看護学 (48.5%) において5割に上り、公立、私立において特に高率であった。ついで、在宅看護学 (38.1%) が多く、国立が公立、私立を上まわった。

各領域の概要は次の通りである。

### ■基礎看護学

附属病院を持たない大学の特徴として、実習指導に手間がかかる割に就職に結びつきにくく、大学と病院側の信頼関係を築くことの困難さが挙げられた。

### ■母性看護学

産科病棟の閉鎖や正常出産の減少により、実習上や受け持ち患者の確保が困難であること、男子学生の受け入れを断られることが多いこと、臨床側が助産師実習レベルを求めてくることなどの困難さが挙げられた。

### ■小児看護学

小児病棟を持つ病院が減少し、実習場の確保が困難であること、入院期間の短縮化に伴い、実習期間中継続して担当できないといった困難が挙げられた。

### ■精神看護学

看護系大学の増加に伴い、実習病院の確保やスケジュールリングに困難があるという意見が挙げられた。

### ■成人看護学

実患者選定において老年期患者が多く成人患者選定が困難であること、在院日数短縮により実習期間中の継続受け持ちが困難となっていること、複数校同時実習による学生数増加していること、手術室の実習の機会を得ることが困難であることその他、病院の実習指導者が他の業務との兼任であることなどの問題があることが挙げられた。

### ■老年看護学

介護施設の実習において、指導に当たる看護師数が少ないことや実習場の確保が困難であることが挙げられた。

### ■在宅看護学

訪問看護ステーションでは1施設の受け入れ人数が2~4人と少なく、実習施設数が多くなるため、実習場所の確保、教員の担当数の増加、実習謝金の上昇、スケジュールリングの困難さが挙げられた。

### ■地域看護学

・実習施設の確保 ・施設指導者と大学側との実習に関わる合意形成と調整 ・大学側、施設側とのさまざまな実習指導体制の調整 ・学生の交通費自己負担について

### ■その他

困難として、国際看護学の実習場所を獲得すること、統合看護・総合看護学の実習における場所の確保及び指導者の質の担保、夜勤実習の場及び教員体制、CNSの実習において病院側でCNSの退職があるなど指導者の確保が挙げられた。その他に実習委託先の謝金の確保や感染症予防に関しては病院が要求する抗体価の検査や予防接種への対応の変更・厳格化が挙げられた。

※自由記載の回答内容については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記のURLを参照。

<http://www.janpu.or.jp/file/2015SurveyComments.pdf>

## 14. 保健師および助産師の教育課程について

表14-1. 保健師教育課程の有無

[N=233]

	あ る	な い	合 計
国立大学	40 (95.2%)	2 (4.8%)	42 (100.0%)
公立大学	47 (97.9%)	1 (2.1%)	48 (100.0%)
私立大学	127 (88.8%)	16 (11.2%)	143 (100.0%)
全 体	214 (91.8%)	19 (8.2%)	233 (100.0%)

表14-2. 保健師教育課程の定員数

[N=214]

	学 部		大学院		専攻科		合 計	
	合計	平均	合計	平均	合計	平均	合計	平均
国立大学	1,734 (36)	44.5	42 (3)	1.1	0 (0)	0.0	1,776 (39)	42.3
公立大学	2,282 (45)	48.6	12 (2)	0.3	0 (0)	0.0	2,294 (47)	47.8
私立大学	4,009 (125)	31.6	14 (2)	0.1	0 (0)	0.0	4,023 (126)	27.0
全 体	8,025 (206)	37.7	68 (7)	0.3	0 (0)	0.0	8,093 (212)	33.9

保健師教育課程のある大学は214校（91.8%）であった。全体214校のうち、大学院に教育課程のある大学は7校（3.3%）であった。

保健師教育課程の定員数は、8093人であり、前回調査（9127人）よりも1034人減少していた。

### 実習施設の確保等、保健師教育課程における課題の概要

実習施設の確保、十分な実習日数が確保できない、保健所及び市町村実習施設の確保に苦慮している、行政側によって実習総量が規定されており十分な実習日数が確保できないこと、遠隔地での実習に参加する学生の経済的負担及び実習指導教員の業務負担が大きい、実習施設によって受け入れ決定の時期にバラツキがある、学生の実践能力をつけるのが難しい、産業保健実習において実習を受け入れて頂ける施設が激減している、カリキュラムが過密、選択制にして履修人数を制限したが看護系大学が増えてきたために実習日数が減少してきている、大学が増え教える教員も十分育っていない現状、といった意見があがった。また、選択制をとっていないところでは、少ない教員数で科目から授業までしべてになっているという意見があった。

※自由記載の具体的内容については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記の URL を参照。  
<http://www.janpu.or.jp/file/2015SurveyComments.pdf>

表14-3. 助産師教育課程の有無

[N=232]

	あ る	な い	合 計
国立大学	36 (87.8%)	5 (12.2%)	41 (100.0%)
公立大学	35 (72.9%)	13 (27.1%)	48 (100.0%)
私立大学	65 (45.5%)	78 (54.5%)	143 (100.0%)
全 体	136 (58.6%)	96 (41.4%)	232 (100.0%)

表14-4. 助産師教育課程の定員数

[N=136]

	学 部		大学院		専攻科		合 計	
	合計	平均	合計	平均	合計	平均	合計	平均
国立大学	227 (25)	6.3	105 (12)	3.0	0 (0)	0.0	332 (36)	7.9
公立大学	210 (21)	6.0	37 (5)	1.0	105 (9)	2.9	352 (35)	7.3
私立大学	326 (35)	4.9	201 (15)	3.0	209 (17)	3.1	736 (65)	4.9
全 体	763 (81)	5.5	343 (32)	2.5	314 (26)	2.3	1,420 (136)	5.9

助産師教育課程のある大学は、136校（58.6%）であった。全体136校のうち、大学院は32校（23.5%）、専攻科は26校（19.1%）であった。

助産師教育課程の定員数は、1,420人であり、前回調査（1,422人）と増減は見られなかった。

### 実習施設の確保等、助産師教育課程における課題〔抜粋〕

教員の確保、助産学専任教員は不足しており教育の質の担保に苦勞している、大学病院は身体的ハイリスクケースが多く学生が分娩介助できるケースが極めて少ない、学生1人あたり10例の分娩介助例数確保のために年々実習施設を増やしている現状、実習が夜間に及び継続事例実習では深夜の移動（自宅から病院）もあるので安全面の確保が課題、出産施設の集約化が進み同一施設での実習に養成所間の競合がある、分娩件数が少ない施設では学生の待機時間が長くなり学生間差が生じている、読替を入れても看護師と助産師の教育課程をこなすのは時間割が過密になる、学生の学力低下、といった意見があがった。

※自由記載の具体的内容については本会ホームページの『事業活動・報告書』または下記の URL を参照。

<http://www.janpu.or.jp/file/2015SurveyComments.pdf>





# 災害支援対策委員会



## 「災害支援対策委員会」

### 1. 構成員

#### 1) 委員

鈴木志津枝（委員長、神戸市看護大学）

三澤寿美（東北福祉大学）、三橋睦子（久留米大学）、酒井明子（福井大学）

山崎達枝（東京医科大学）、臼井千津（愛知医科大学）、池田清子（神戸市看護大学）

山田覚（高知県立大学）、船橋香緒里（修文大学）

#### 2) 協力者

なし

### 2. 趣旨

本委員会は、防災及び災害支援に関わる事業を行うにあたり、看護系大学の防災組織のあり方や広報、防災教育などの重要事項を協議し、本事業の円滑、適正な運営を図ることを目的として活動する。

### 3. 活動経過

#### 1) 日本看護系大学協議会の会員校の各ブロックの担当者を決定

##### (1) ブロックの担当者

北海道・東北ブロック：三澤寿美委員

関東ブロック（東京地区）：山崎達枝委員

関東ブロック（北関東地区）：臼井千津委員

中部ブロック（北陸・信越地区）：酒井明子委員

中部ブロック（中部・東海地区）：船橋香緒里委員

関西・近畿ブロック：池田清子委員、鈴木志津枝委員

中国・四国ブロック：山田覚委員

九州・沖縄ブロック：三橋睦子委員

##### (2) 各ブロックの担当委員は、担当地区の状況の把握を行う。

#### 2) 「防災マニュアル指針 2015」の見直しと内容の追加

防災マニュアル指針を作成した時点で、大学が被災することを想定していなかったが、2016年4月に発生した熊本地震では、教員や学生は自身が被災されたうえに、大学が被災し近隣の住民も大学に避難してこられたため、学生も教員もその対応にもあたる必要があった。このような状況を鑑み、「防災マニュアル指針 2015」に追加する内容を検討した。

検討した結果、「防災マニュアル指針 2015」に、『大学が被災した時に、被災大学の教員がブロック担当者にどのようなルートでどのような情報を発信し、どのように外部からのボランティアを受け入れるのか』を追加することとした。この目的を達成するために、看護系大学協議会の会員校にアンケート調査を実施し、結果に基づき「防災マニュアル指針 2015」に追加していく。

### 3) 熊本地震で被災された3大学への継続訪問と現在の状況把握

#### ①九州看護福祉大学

調査日時：3月29日(水)10時～12時

調査担当委員：三橋睦子先生(久留米大学)

#### ②熊本大学

調査日時：4月8日(土)9時30分～11時30分

調査担当委員：酒井明子先生(福井大学)

三橋睦子先生(久留米大学)

#### ③熊本保健科学大学

調査日時：4月13日(木)13時～15時

調査担当委員：池田清子(神戸市看護大学)

三橋睦子先生(久留米大学)

### 4. 今後の課題

①「防災マニュアル指針2015」の改訂を行う。

②防災時に日本看護系大学協議会に所属する近隣大学との連携が取れるように、日本看護系大学協議会の会員校の各ブロックの連携体制づくりについて検討する。

③熊本地震で被災された3大学へ継続訪問し、地震後から現在に至るまでの状況把握に基づき、支援の在り方を検討する。

### 5. 資料

なし



養護教諭養成教育検討委員会



## 「養護教諭養成教育検討委員会」

### 1. 構成員

#### 1) 委員

荒木田美香子（委員長、際医療福祉大学）  
池添志乃（高知県立大学）、亀崎路子（杏林大学）、  
津島ひろ江（関西福祉大学）、櫻田淳（埼玉県立大学）

#### 2) 協力者： なし

### 2. 趣旨

養護教諭一種養成課程を有する大学 125 大学のうち、看護系大学が 78 校（平成 25 年現在）となっている。また、平成 28 年度中に教員養成カリキュラムの改変、平成 30 年の各大学のカリキュラム改変、平成 31 年から新課程が行われることとなっている。平成 26・27 年に引き続き、臨時委員会として、看護能力を基盤とした養護教諭の養成カリキュラムの検討、養成教育の質の保障、改正カリキュラムに関する情報提供、養護教諭の養成大学のネットワークの構築を行う。

### 3. 活動経過

- 1) 4 回の委員会を開催し、以下の事項を検討した。
- 2) 平成 28 年度に作成した看護系大学で養成する養護教諭のコンピテンシー（以下養護教諭のコアコンピテンシー）、看護系大学のコアカリキュラムの動き、教育職員免許法の改正、教員のコアカリキュラムの作成の動きを確認し、養護教諭のコアコンピテンシーに基づく、コアカリキュラムの検討を行った。
- 3) 平成 29 年 1 月 6 に日本教育会館において、JANPU の養護教諭一種の認定課程を持つ 78 大学を対象にワークショップを行った。参加者数 72 名（養護教諭一種免許課程を保有する 78 大中 67 大学 85.8% の参加）であった。ワークショップでは看護系大学の看護師のコアカリキュラム及び養護教諭養成教育に関する文部科学省などの動きについて情報提供すると共に、養護教諭のコアカリキュラム案を提案・説明し意見交換を行った。参加者は養護教諭課程の科目を担当している教員が中心であり、自大学における看護師などの養成教育内容をもっとよく知ったうえで、養護教諭養成カリキュラムを検討しなければいけないなどの振り返りに関する意見も見られ、有意義な会議であった。
- 4) ワークショップで出された意見をもとに、コアカリキュラム案の再検討を行った。
- 5) 養護教諭関係団体連絡会<sup>\*注1</sup>に参加し、文部科学省（健康教育・食育課及び教職員課）との養護教諭養成カリキュラムの見直しに関する検討を行った（文部科学省の見直し省令案は資料 2）

平成 27 年度の中央教育審議会答申による養護教諭養成カリキュラムの変更を見据え、「養護教諭の資質能力向上を願う全国組織団体の連携と協力により、養護教諭の養成・採用・研修等に関する施策の提案と実現に向けた取り組みを行うこと」を目的とする団体である。全国養護教諭連絡協議会、日本養護教諭養成大学協議会、日本教育大学協会全国養護部門、全国私立大学・短期大学(部)養護教諭養成課程研究会、日本養護教諭教育学会、日本健康相談活動学会を発起団体とし平成 27 年 11 月に発足した。

### 4. 今後の課題

養護教諭のコアカリキュラム案をさらに見直して、会員校に調査を行う予定である。看護系大学の看護師のコアカリキュラムの内容を見すえつつ、養護教諭のコアカリキュラムを 2017 年夏ごろに提案したい。また、それらをもとに、養護教諭一種の認定課程を持つ会員校を対象にワークショップを行い、情報を共有する。さらに教育内容例を提示できるようにしたい。また、会員校に教職課程の再認定に関する情報提供を行う。

### 5. 資料

- 1) 看護系大学で育成する養護教諭のコアカリキュラム案（平成 29 年度に継続検討）
- 2) 文部科学省の養護教諭養成カリキュラムの見直し省令案

資料1 看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシーと学修目標

\* 卒業時点の到達度 4. 単独でできる 3. 指導の下で実施できる 2. 学内演習などで実施できる 1. 知識としてわかる  
 平成28年3月時点の「看護系大学の「看護教諭のコンピテンシー」をもとに委員会で行動目標・教育内容を検討した。行動目標でブロック体(太字)で記載したものは養護教諭に独自のものである。通常字体のものは看護師と共通の行動目標である。

2017.02.07時点

看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー		学修目標	教育内容
I 教員としての養護教諭の実践を支える基本的能力			
卒業時点の到達度			
1	養護教諭の専門性と基本的職務を説明することができる	<input type="checkbox"/> 養護教諭の歴史的変遷と制度の沿革を説明できる。 <input type="checkbox"/> 養護の概念を説明できる。 <input type="checkbox"/> 教育職員としての養護教諭の専門性を理解し、専門職としての基本的責務を説明できる。	<input type="checkbox"/> 養護教諭の歴史 <input type="checkbox"/> 養護教諭制度 <input type="checkbox"/> 養護の本質と目標 <input type="checkbox"/> 子ども健康課題 <input type="checkbox"/> 学校の特性(校種、規模)に応じた実践 <input type="checkbox"/> 健康教育 <input type="checkbox"/> 学校救急対応 <input type="checkbox"/> 保健指導 <input type="checkbox"/> 健康相談活動
2	学校教育の理念と学校保健の目標を説明することができる	<input type="checkbox"/> 学校教育の目的及び目標について理解し、学校保健の関係を説明できる。 <input type="checkbox"/> 教育課程と養護教諭活動を説明できる。 <input type="checkbox"/> 子ども発達の特徴、子どもの可能性について理解し説明できる。 <input type="checkbox"/> 子どもを伸展させる教師の役割について説明ができる。 <input type="checkbox"/> 健康の概念について、自分の考えを説明できる。	<input type="checkbox"/> 教育の目的目標 <input type="checkbox"/> 教育関連法規 <input type="checkbox"/> 教育課程 <input type="checkbox"/> 学校教育に果たす学校保健の役割 <input type="checkbox"/> 学校保健安全法 <input type="checkbox"/> 子ども理解 <input type="checkbox"/> ヘルスプロモーション
3	学校経営方針および組織の経営方針を設定する意義を説明することができる	<input type="checkbox"/> 学校経営方針と学校組織の関連が説明できる。 <input type="checkbox"/> 学校の組織の運営について説明できる。 <input type="checkbox"/> 学校の校務分掌と役割について説明できる。 <input type="checkbox"/> 学年経営・学級経営と養護活動との関係性について説明できる。 <input type="checkbox"/> 教育課程と養護活動について説明できる。	<input type="checkbox"/> 学校教育の理念目標 <input type="checkbox"/> 教育課程 <input type="checkbox"/> 学校経営、学年経営、学級経営 <input type="checkbox"/> 学校組織 <input type="checkbox"/> 学校校務分掌 <input type="checkbox"/> 学校保健に関する組織
4	学校保健の構造を説明することができる	<input type="checkbox"/> 学校保健の意義、構造、制度、関連法規について説明できる。 <input type="checkbox"/> 学校保健と地域保健の連携を説明できる。	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法 <input type="checkbox"/> 学校保健の構造 <input type="checkbox"/> 学校保健活動 <input type="checkbox"/> 学校保健関係職員 <input type="checkbox"/> 地域関係機関と連携 <input type="checkbox"/> 学校保健計画 <input type="checkbox"/> 家庭、地域の保健との連携
5	学校安全の構造を説明することができる	<input type="checkbox"/> 学校安全の意義や構造、制度、関連法規について説明できる。 <input type="checkbox"/> 学校安全と地域の安全を説明できる。	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法 <input type="checkbox"/> 学校安全の構造 <input type="checkbox"/> 学校安全活動 <input type="checkbox"/> 学校保健関係職員 <input type="checkbox"/> 地域との連携 <input type="checkbox"/> 学校安全計画 <input type="checkbox"/> 家庭、地域の安全と連携 <input type="checkbox"/> 地域の災害対策、地域の防災計画

看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー	卒業時点の到達度	学修目標	教育内容
6 学校経営計画、学校保健計画、学校安全計画、保健室経営計画の関係性を説明することができる	4	<input type="checkbox"/> 学校経営計画のもとに立案された学校保健計画、学校安全計画、保健室経営計画の関係性について説明できる。 <input type="checkbox"/> 学校経営計画、学校保健計画、学校安全計画、保健室経営計画の立案・実施・評価方法について説明できる。	<input type="checkbox"/> 学校経営 <input type="checkbox"/> 学校保健計画 <input type="checkbox"/> 学校安全計画 <input type="checkbox"/> 保健室経営 <input type="checkbox"/> 学校組織マネジメント、コーディネート <input type="checkbox"/> 地域関係機関との連携
7 保健室経営計画の立案、実施、評価の方法を説明することができる	4	<input type="checkbox"/> 保健室経営の意義を理解し、立案、実施、評価方法について説明できる。 <input type="checkbox"/> 保健室に必要な施設設備を説明できる。	<input type="checkbox"/> 保健室経営の意義 <input type="checkbox"/> 保健室の役割と機能 <input type="checkbox"/> 保健室経営計画と実施、評価 <input type="checkbox"/> 保健室の施設・設備
II ヒューマンケアの基本に関する実践能力			
8 子どもの権利を擁護する	4	<input type="checkbox"/> 子どもの成長、発達に必要な基本的権利について説明できる。 <input type="checkbox"/> 学校において子どもの権利の擁護をする場合と方法について説明できる。	<input type="checkbox"/> 子どもの基本的権利 <input type="checkbox"/> 子どもの権利擁護 <input type="checkbox"/> 学校教育の理念・目標と養護 <input type="checkbox"/> 教育課程と養護 <input type="checkbox"/> 特別な支援が必要な子どもへの配慮
9 保護者の権利と義務について理解する	3	<input type="checkbox"/> 保護者の権利と義務について説明できる <input type="checkbox"/> 保護者との連携・協働する際に配慮すべき保護者の権利と義務を説明できる	<input type="checkbox"/> 家庭教育の意義 <input type="checkbox"/> 保護者の権利と義務 <input type="checkbox"/> 保護者との連携・協働
10 子どもの自己実現を支援する	3	<input type="checkbox"/> 子どもの発達と健康問題、教育課程、社会的適応を理解し、自己実現への支援を説明することができる	<input type="checkbox"/> 子どもの発達過程と健康問題 <input type="checkbox"/> 子どもの発達段階と個人差の理解 <input type="checkbox"/> 子どもの生理的変化と病的変化の理解 <input type="checkbox"/> 特別な支援が必要な子どもの特性の理解 <input type="checkbox"/> 学校における子どもの理解 <input type="checkbox"/> 社会的存在としての子ども <input type="checkbox"/> 子ども理解と養護 <input type="checkbox"/> 自己実現 <input type="checkbox"/> セルフケア能力 <input type="checkbox"/> 自己教育力 <input type="checkbox"/> 共生社会と生き生きする力
13 実施する支援について根拠と意義を説明できる	3	<input type="checkbox"/> 個別に対して実施する学校保健活動および養護実践について根拠と意義を説明できる <input type="checkbox"/> 集団に対して実施する学校保健活動および養護実践について根拠と意義を説明できる	<input type="checkbox"/> 学校アセスメント <input type="checkbox"/> 学校保健活動の意義 <input type="checkbox"/> 養護実践の意義と方法 <input type="checkbox"/> 養護教諭の専門性 <input type="checkbox"/> 養護教諭の役割・機能 <input type="checkbox"/> 保健室の機能 <input type="checkbox"/> 学校保健組織活動の意義 <input type="checkbox"/> 学校・家庭・地域との連携・協働の意義
11 子どもや保護者が意思決定できるように適切な情報提供をする	3	<input type="checkbox"/> 子どもの発達、健康状態を把握したうえで、子どもの意思決定を支援する情報を提供することができる <input type="checkbox"/> 保護者の能力、家庭状況を把握したうえで、保護者の意思決定を支援する情報を提供することができる	<input type="checkbox"/> 疾病や障害のある子どもとの理解 <input type="checkbox"/> 子どもとのコミュニケーション <input type="checkbox"/> 保健指導・保健学習 <input type="checkbox"/> 育児能力のアセスメント
12 子どもや保護者が健康課題に、主体的に取り組めるよう支援する	3	<input type="checkbox"/> 子どもや保護者が健康課題に主体的に取り組むために必要な支援を説明することができる	

看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー	卒業時点の到達度	学修目標	教育内容
24	3	□子どもの自己肯定感を育む必要性と支援を説明できる	<input type="checkbox"/> 自尊心 <input type="checkbox"/> 自己肯定感 <input type="checkbox"/> 自己効力感 <input type="checkbox"/> アイデンティティ
14	1	子どもの家庭環境を把握して保護者との信頼関係を築く	<input type="checkbox"/> 小児保健 <input type="checkbox"/> 精神保健 <input type="checkbox"/> 地域保健 <input type="checkbox"/> 児童福祉
15	3	教職員・関係機関・関係職種との信頼関係を築く	<input type="checkbox"/> 社会保障制度と支援の仕組み
<b>Ⅲ 根拠に基づき個別・集団への支援を計画的に実践する能力</b>			
16	4	健康管理や疾病管理に関する子ども（子ども達）の知識を把握する	<input type="checkbox"/> フジカルアセスメントに基づいて、子どももの正常と異常の判断ができる <input type="checkbox"/> 子どももの訴えや症状から健康課題や緊急度、重症度を推論できる <input type="checkbox"/> 発達段階に合わせた症状や疾病への認識を確認する方法を説明できる <input type="checkbox"/> 子どももの健康管理能力をアセスメントするための学校生活における観察点を挙げることができる
17	3	健康管理や疾病管理に関する保護者の知識を把握する	18に合体
18	3	家庭環境および保護者の健康管理や疾病管理に関する能力を把握する	<input type="checkbox"/> 保護者と関係性を築くための配慮事項を挙げることができる <input type="checkbox"/> 子どももの発達段階と健康課題から、家庭で配慮すべき事項を挙げることができる <input type="checkbox"/> 家庭で配慮すべきことが実施できているかどうかを指導のもとで確認できる <input type="checkbox"/> 保護者の子供の健康管理能力をアセスメントするポイントを挙げることができる <input type="checkbox"/> 家庭環境を把握する方法（届け出、届け出、子供との会話など）を挙げることができる。
19	3	子どもたちがより良い健康状態を保つために必要な総合的支援計画を立案する	<input type="checkbox"/> 子どももの健康状態を心理、身体、社会的側面からアセスメントするポイントを列挙することができる。 <input type="checkbox"/> 子どももの発達段階を考慮した心身の健康課題を挙げることができる <input type="checkbox"/> 集団としての健康状態をアセスメントするポイントを列挙できる。 <input type="checkbox"/> 子どももの発達段階に応じた修得させせるセルフケア能力を挙げることができる <input type="checkbox"/> 健康課題に対する学校における支援の優先度決定のための考え方を挙げることができる <input type="checkbox"/> 健康課題を改善するために適切な改善策を列挙することができる。 <input type="checkbox"/> 改善策を学校内で実施するために必要な手順や手続き、委員会組織などについて説明することができる <input type="checkbox"/> 計画に含めるべき項目を列挙することができる。

看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー	卒業時点の到達速度	学修目標	教育内容
20 子ども（子ども達）の心身の健康状態を観察して、支援の優先順位を判断する	4	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 子どもの健康課題に応じた支援方法を列挙できる</li> <li><input type="checkbox"/> 子どもも健康課題に応じた支援方法を選択できる</li> <li><input type="checkbox"/> 支援方法の予想される効果、実施妥当性を考慮し、支援を選択できる</li> <li><input type="checkbox"/> 学校及び家庭で支援が実施できるよう調整するポイントを説明できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 日常生活援助技術（食事、睡眠、排泄、活動、清潔）</li> <li><input type="checkbox"/> 呼吸・循環を整える技術</li> <li><input type="checkbox"/> 創傷管理技術</li> <li><input type="checkbox"/> 与薬の技術</li> <li><input type="checkbox"/> 救命救急処置技術</li> <li><input type="checkbox"/> 症状・生体機能管理技術</li> <li><input type="checkbox"/> 感染予防の技術</li> <li><input type="checkbox"/> 安全・事故防止の技術</li> <li><input type="checkbox"/> 日常生活習慣の確立に関する援助</li> <li><input type="checkbox"/> セルフケア向上の援助技術</li> <li><input type="checkbox"/> 自立支援の援助技術</li> <li><input type="checkbox"/> 療養に関する相談</li> <li><input type="checkbox"/> 健康教育を促進する技術</li> <li><input type="checkbox"/> 行動変容を促進する技術</li> <li><input type="checkbox"/> 危機介入</li> <li><input type="checkbox"/> 人的・物理的環境調整の技術</li> <li><input type="checkbox"/> 社会資源の活用</li> </ul>
21 看護学、教育学、医学、疫学、保健学、心理学などの知識を基盤にして保健指導を行う	3	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 健康課題に応じ、エビデンスに基づいた保健指導の内容を選択できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 発達段階に応じた保健指導の展開方法を説明することができる。</li> <li><input type="checkbox"/> 学習指導要領などとの関係性を考慮して、保健指導の内容を選択できる。</li> </ul>	
22 保護者の健康状態や地域実態に適切な保健教育を計画、実施、評価する	3	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地域の生活・医療・保健・保健の状況について特徴を説明できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 保健教育の計画に際して、考慮すべき家庭環境や地域の実態を挙げることができる。</li> <li><input type="checkbox"/> 個別の保健指導を行う際に、配慮すべき保護者の健康状態についてあげることができる。</li> <li><input type="checkbox"/> 保健教育の計画について評価の観点を挙げることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地域の歴史・文化と生活</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の環境</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の社会経済構造</li> <li><input type="checkbox"/> 保健医療福祉制度</li> <li><input type="checkbox"/> 公衆衛生の概念</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の健康課題</li> <li><input type="checkbox"/> 健康指標の動向（人口動態・疾病構造・受療状況他）</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の健康に関する情報（母子保健、精神保健、感染症、生活習慣病、がん、難病他）</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の人の健康ニーズ</li> <li><input type="checkbox"/> 保健行動・疾病対処行動</li> <li><input type="checkbox"/> 学校保健</li> <li><input type="checkbox"/> 産業保健</li> <li><input type="checkbox"/> 社会資源の種類と生活上の問題</li> <li><input type="checkbox"/> 家族役割、家族の発達</li> </ul>
23 支援に対する子ども（子ども達）や保護者の反応を把握し、PDCAサイクルを展開する（29と統合）	3	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 子ども、保護者、教職員の反応を把握するための評価方法を列挙できる</li> <li><input type="checkbox"/> 目的や、対象を考慮して、評価方法を選択できる</li> <li><input type="checkbox"/> 評価内容を踏まえて次の計画に反映させるための方法を説明できる</li> <li><input type="checkbox"/> 評価や計画の真直しに際して、学校内の合意を得る方法を説明できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 支援の効果</li> <li><input type="checkbox"/> 評価方法</li> <li><input type="checkbox"/> インタビュー、アンケート、観察法</li> <li><input type="checkbox"/> 会議や検討会の目的と運営</li> </ul>
25 子ども（子ども達）の発達段階に応じた心身の発育発達を促す支援を行う	3	19に統合	
26 発達段階に応じたセルフケア能力を育成する	3	19に統合	

看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー	卒業時点の到達度	学修目標	教育内容
27 子ども、保護者、教職員が活用できる社会資源や協働できる機関・人材について情報提供する	1	<input type="checkbox"/> 健康増進機関、保健機関、医療機関、教育相談機関、NP0などの民間支援機関などの役割や専門職について説明することができる <input type="checkbox"/> 健康課題に応じた社会資源を選択することができる <input type="checkbox"/> 子ども、保護者、教職員に情報提供するための留意事項を挙げることができる	<input type="checkbox"/> 公的社会資源 <input type="checkbox"/> 民間で活用できる社会資源 <input type="checkbox"/> 社会資源の活用実態・活用条件・法的根拠
28 学校周辺の地域性、文化、教育・医療環境を把握して支援に活かす	3	22に統合	
29 子ども（子ども達）の支援と、保護者の支援を必要時間関連させて支援計画を立案する	1	19, 23に統合	
<b>IV 特定の健康課題に対応する実践能力</b>			
30 生活習慣の確立に向けて、保護者を通して子ども（子ども達）への働きかけをする	3	<input type="checkbox"/> 発達段階に応じた適切な生活習慣を説明できる <input type="checkbox"/> 生活習慣と健康課題の関連、疾病・障害が生活習慣に及ぼす影響について説明できる。 <input type="checkbox"/> 子どもと保護者の状況を判断し、保護者に働きかける方法を選択できる <input type="checkbox"/> 保護者に働きかける際に、学校内での調整方法が説明できる	<input type="checkbox"/> 発達段階 <input type="checkbox"/> 生活習慣 <input type="checkbox"/> 生活習慣と疾病 <input type="checkbox"/> 日常生活習慣の確立に関わる援助技術・セルフケア向上の援助技術 <input type="checkbox"/> 学校内での調整
31 子どもが、自らの健康課題を認識し、主体的に取り組んでいるかどうかを把握する	4	<input type="checkbox"/> 子供が健康課題を把握しているかどうかのアセスメントの方法を説明できる <input type="checkbox"/> 子供が日常生活や学校生活の中で興味を持っていることを挙げることができる <input type="checkbox"/> 子供の健康行動を促進する方法を列挙できる <input type="checkbox"/> 子供の主体的な健康課題への取組に向けた援助技術を理解し、説明できる	<input type="checkbox"/> 子供の健康課題 <input type="checkbox"/> 子供の健康課題に対する認識 <input type="checkbox"/> 健康行動を促進する援助技術 <input type="checkbox"/> 主体的な健康課題への取組を促す援助技術
33 経時的な客観的・主観的データを分析して健康課題を把握する	3	<input type="checkbox"/> 健康課題をアセスメントするための客観的データを挙げる <input type="checkbox"/> 上記の客観的データをアセスメントすることができる <input type="checkbox"/> 健康課題をアセスメントするための主観的データを挙げる <input type="checkbox"/> 上記の主観的データをアセスメントすることができる <input type="checkbox"/> フィジカル・アセスメントの方法について説明できる。 <input type="checkbox"/> 心理社会的アセスメントの方法について説明できる。 <input type="checkbox"/> 子供の健康課題を踏まえて、フィジカル・アセスメント、心理社会的アセスメントができる <input type="checkbox"/> 子供の健康課題とその関連要因を挙げる	<input type="checkbox"/> フィジカル・アセスメント <input type="checkbox"/> 精神の機能・認知・感情のアセスメント <input type="checkbox"/> 心理社会的アセスメント
34 子ども（子ども達）の健康課題を明確にし、適切な保健教育を計画、実施、評価をする	3	<input type="checkbox"/> 学校生活の中で、子供の健康課題に応じた保健教育を受けられるよう、家庭内での調整を行うことができる <input type="checkbox"/> 健康診断や健康観察、健康相談の結果から子供の健康課題を明確化する方法について説明できる。 <input type="checkbox"/> 子供が健康課題に対処するために生じる学校生活での支障を特定できる <input type="checkbox"/> 保健指導により学校生活や日常生活で実践できるケアを提供できる <input type="checkbox"/> 健康課題に応じた健康教育の基本技術を理解し、方法について説明できる。 <input type="checkbox"/> 学校生活の中で、子供の健康課題に応じた保健教育を受けられるよう、学校内で調整する方法を説明できる <input type="checkbox"/> 教職員を含めた支援計画づくり、および実践・評価ができる	<input type="checkbox"/> 保健教育における家庭内の調整 <input type="checkbox"/> 健康課題の把握・明確化 <input type="checkbox"/> 健康課題によって生じる学校生活における支障 <input type="checkbox"/> 健康課題に応じた保健指導 <input type="checkbox"/> 保健教育に関する知識・技術 <input type="checkbox"/> 保健教育における学校内の調整 <input type="checkbox"/> 保健教育におけるPDCAサイクル

看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー	卒業時点の到達度	学修目標	教育内容
<p>35 子ども・保護者が自らの健康課題に主体的に参画できるよう機会・場・方法を提供する</p>	1	<p>□子供や保護者と信頼関係を築く方法を説明することができる。</p> <p>□慢性的な健康課題を有する子どもと家族の状態をアセスメントし、自己管理能力の向上に向けた支援方法について説明できる。</p> <p>□慢性的な健康課題をもつ子供と保護者のセルフケア能力、セルフケア行動をアセスメントする方法について説明できる。</p> <p>□慢性的な健康課題をもつ子供と保護者のセルフケアを高める支援方法について説明できる</p> <p>□慢性的な健康課題を有する子どもの学校生活上の問題をアセスメントし、必要となる調整や支援を挙げることができる。</p> <p>□子どもや家族の意向を確認しながら、学習活動を維持するための支援方法を挙げることができる</p> <p>□学校生活管理指導書の意義、活用方法について説明できる</p> <p>□代表的な慢性疾患として、食物アレルギーなどアレルギー疾患を持つ子どもの学校保健上の課題と支援方法を説明できる</p> <p>□代表的な疾患として、心臓病、糖尿病、腎疾患を持つ子どもの学校保健上の課題と支援方法を説明できる</p> <p>□子どもにも発生頻度の高い慢性疾患（てんかんなど）を持つ子どもの学校保健上の課題と支援方法を説明できる</p> <p>□特別な教育ニーズを持つ子どもの学校保健上の課題と支援方法を説明できる</p>	<p>教育内容</p> <p>□子供と保護者との信頼関係の構築</p> <p>□慢性的な健康課題を有する子どもと家族のアセスメント</p> <p>□自己管理能力を高める援助技術</p> <p>□症状マネジメント、疾病管理</p> <p>□セルフケア行動の獲得・維持</p> <p>□セルフケア能力</p> <p>□セルフケア行動</p> <p>□セルフケアへの支援</p> <p>”□慢性的な健康課題を有する子どもと家族への支援</p> <p>□関係機関との調整</p> <p>□学習活動を維持するための支援</p> <p>□学校生活管理指導書</p> <p>□食物アレルギー</p> <p>□食物アレルギーをもつ子供と家族の学校保健上の課題とその支援</p> <p>”□子供の心臓病、糖尿病、腎疾患</p> <p>□心臓病、糖尿病、腎疾患をもつ子供と家族の学校保健上の課題とその支援</p> <p>□子どもにも発生頻度の高い慢性疾患（てんかんなど）</p> <p>□慢性疾患をもつ子供と保護者の学校保健上の課題とその支援</p> <p>□特別な教育ニーズ</p> <p>□特別な教育ニーズをもつ子供と保護者の学校保健上の課題とその支援</p>
<p>36 事故や感染症の対策および予防策を学校保健組織で講じる</p>	3	<p>□事故や感染予防の基本技術を理解し、説明することができる</p> <p>□リスク・マネジメント、有害事象（転落など）の事故などについて説明できる。</p> <p>□感染防止対策、スタンダードプリコーションについて理解し、実施することができる。</p> <p>□子供の状況に応じて学校生活で起こりやすい事故・感染症などを挙げる事ができる</p> <p>□予想される事故・感染症などについて学校組織内で対応を図るための手順や方法を説明することができる</p> <p>□学校安全計画の内容について説明することができる</p> <p>□生活安全（防犯を含む）、交通安全、災害安全（防災）への対策について説明できる</p> <p>□危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）について説明することができる</p>	<p>□スタンダード・プリコーション</p> <p>□リスク・アセスメント、リスク・マネジメントの方法</p> <p>□学校感染症の種類、予防、発生時の対応</p> <p>□学校安全計画の意義、文部科学省「学校安全の推進に関する計画」、立案方法、立案時の配慮事項</p> <p>□学校で発生しやすい事故</p> <p>□文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」</p> <p>□危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）</p>
<p>37 緊急時に症状を冷静に判断し、緊急度をアセスメントし、必要な行動をとる</p>	4	<p>□子どものも身体的・精神的状態を把握し、緊急度を説明できる</p> <p>□緊急時の子供の全身状態をアセスメントし、基本的な看護援助方法について説明できる。</p> <p>□意識レベル、呼吸状態、ショック症状、出血状態、疼痛・部位のアセスメントの視点について説明することができる。</p> <p>□緊急時の疾患・病態・症状について説明できる</p> <p>□救命救急処置の基本技術を理解し、指導のもとで実施できる。</p> <p>□緊急度に応じた学校における救急対応を挙げることができる</p> <p>□救急対応に応じた学校内対応を挙げることができる</p> <p>□子供に多い急性期症状（頭痛、腹痛、嘔気・嘔吐、便秘、下痢、発熱、ショック、意識障害、痙攣）と支援方法について説明できる</p>	<p>□フィジカルアセスメント（問診、バイタルサイン、視診、触診、聴診、打診）</p> <p>□看護診断</p> <p>□呼吸・循環を整える技術</p> <p>□創傷管理技術</p> <p>□救命救急処置技術</p> <p>□急性期症状の理解と支援</p> <p>□安楽の技術</p> <p>□危機介入</p> <p>□心配蘇生法とAED</p> <p>□学校内での救急対応</p> <p>□事後措置</p>

看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー	卒業時点の到達度	学修目標	教育内容
38 救急時には教職員間で連携して対応できるよう、リーダーとして適切に指示する	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 救急体制に関する学内組織を説明できる。</li> <li>□ 救急対応に応じた学校内・家庭・学校外に対する対応を挙げることができる。</li> <li>□ 事故などの再発予防に向けた学校内での対応を挙げることができる</li> <li>□ 教職員を対象とした救急法等の研修会やコミュニケーションの計画・実施・評価について説明できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 学校における救急連絡体制</li> <li>□ 危機等発生時対応要領（危機管理マニュアル）</li> <li>□ 学校-家庭-地域における救急対応</li> <li>□ 再発予防</li> <li>□ シミュレーション研修</li> </ul>
39 特別支援教育の意義と生じている課題を理解して、必要時コーディネーターの役割を果たすことができる	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 特別支援教育の対象、意義を説明することができる</li> <li>□ 特別支援教育における学校での組織・支援システムを挙げることができる</li> <li>□ 特別支援教育におけるコーディネーターの役割を説明できる</li> <li>□ 特別な支援が必要な健康課題を挙げることができる</li> <li>□ 代表的な障害として、発達障害のある子供における学校保健上の課題と支援方法を説明できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 特別支援教育、特別支援教育の制度</li> <li>□ 特別支援教育における支援システム</li> <li>□ 特別支援コーディネーター</li> <li>□ 発達障害</li> </ul>
40 家族の習慣や生活に合わせた支援を行う	1	35に統合	
41 子どもや保護者の自己管理を支援する	3	35に統合	
42 子どもや家族の意向を確認しながら、学習活動を維持するための支援を行う	3	35に統合	
43 医療機関と連携を取り、学校で安全に安心して過ごせるよう、支援する	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 障がいや健康課題に関係する学校外の連携先とその役割を説明できる</li> <li>□ 教育-保健医療福祉サービスの継続性を保障するため専門職者間の連携について説明できる。</li> <li>□ 政策・保健政策について理解できる</li> <li>□ 復学支援が必要な子供の支援方法や関係機関との連携について説明できる</li> <li>□ 健康課題を持った子どもにも一貫した支援を行うための学校内外での調整方法を説明できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 保健医療福祉機関の連携・協働</li> <li>□ 復学支援</li> <li>□ 調整、コーディネーター</li> </ul>
V ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力			
44 子どもの健康状態の向上をめざして、教職員の支援能力の向上に寄与する	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 子どもの健康課題について学校生活において配慮すべきことを教職員に代弁する必要性を説明できる</li> <li>□ 教職員の子どもへの健康支援能力向上に向けた支援方法を説明できる</li> <li>□ 研修計画の必要性を説明できる</li> <li>□ 教職員の子供の健康課題についての把握状況をアセスメントできる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 子どもの健康状態</li> <li>□ 教職員の支援能力</li> <li>□ 健康支援能力向上への援助技術</li> <li>□ 研究計画</li> </ul>
45 校内外の教職員・関係者と協議・調整を行い、チームで支援する体制を構築する（49を吸収）	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 健康課題に応じた、校内の支援組織・体制について説明できる</li> <li>□ 健康課題を持った子どもへの支援組織の活動内容や方法について説明できる</li> <li>□ チーム学校における校内組織の中での養護教諭の役割について説明できる。</li> <li>□ チーム学校の中での実務として、情報の共有と守秘義務、健康課題をもつ子供を中心とするチーム学校の構築方法について説明できる。</li> <li>□ チーム学校の中での、相互の尊重・連携・協働について説明できる。</li> <li>□ チーム学校の中で効果的な話し合いをするための方法について説明できる。</li> <li>□ 学校外の支援と学校内の支援について連携・調整が必要な健康課題を挙げることができる</li> <li>□ 学校外の組織との連携・調整の方法を挙げることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 校内の支援組織・体制</li> <li>□ 校内の支援組織による活動内容・方法</li> <li>□ チーム学校</li> <li>□ チームの中での養護教諭の役割</li> <li>□ チームの中でのチーム員の役割</li> <li>□ チームの中でのチーム員の専門性と相互の尊重</li> <li>□ 情報の共有と守秘義務</li> <li>□ 相互の尊重・連携・協働</li> <li>□ アサーション</li> <li>□ カンファレンスの運営方法</li> </ul>

看護系大学で育成する養護教諭のコンピテンシー	卒業時点の到達度	学修目標	教育内容
46 支援目的に応じて、校外組織や社会資源を活用する	1	健康課題に応じた、校外の支援組織・社会資源を挙げることができる 学校外の地域社会資源を活用する方法を説明できる 学校外の組織と、学校内の組織を連携させる方法を説明できる	地域社会支援、ソーシャルサポート 地域社会資源の活用 教育、保健医療福祉機関の連携
47 学校内で医療的ケアが安全に実施できる環境を整える	1	医療的ケアの安全な実施方法について説明できる 学校において医療的ケアを実施する上での留意事項を挙げることができる 学校における医療的ケアの法的根拠を説明できる 個別の支援計画の立案・実施のついて説明できる 子供のニーズに応じた個別の指導計画の立案・実施について説明できる	医療的ケア 医療的ケアを実施する上での留意事項 医療的ケアの法的根拠 個別の支援計画 個別の指導計画
48 虐待やいじめの疑いがある子どもに対して教職員と連携し、安全に配慮しながら支援する	3	虐待やいじめの早期発見のためのポイントを挙げることができる 支援のモニタリングの必要性と方法について説明できる 国や自治体の虐待対策の取り組みについて説明できる 虐待やいじめを発見した際の学校内での支援組織や対応を説明できる 虐待やいじめを受けている子どもと信頼関係を構築できる 子どもたちの安全に配慮しながら、支援に必要な情報を収集する際の留意事項を挙げることができる 虐待やいじめを受けている子どもと保護者と信頼関係を構築する際の留意事項を説明できる	虐待やいじめの早期発見 支援のモニタリング 虐待対策、虐待に関する法的根拠（児童虐待防止法、虐待の種類、虐待の発生要因） 虐待やいじめに対する支援組織・対応 子どもとの信頼関係の構築 虐待やいじめの支援における情報収集とその留意事項 保護者との信頼関係の構築
49 校内支援システムの構築に向けて、校内外の教職員・関係者と協議・調整を行う（45と合体）	1	45に統合	
50 支援や対策の実施に向けて、教職員や関係機関と協働し、活動内容と人材の調整（配置・確保等）を提案する	1	学校外の支援と学校内の支援について連携・調整が必要な健康課題を挙げることができる 学校外の組織との連携・調整の方法を挙げることができる 学校内外で連携して支援するプロセス（事例会議、支援計画の立案、モニタリング、評価など）を挙げることができる	学校内外の支援体制 学校内外の組織との連携・調整 学校内外の連携による支援プロセス
51 学校管理下での事故に関して、適切な事後措置を行うと共に予防対策を講ずる。	3	学校管理下の定義・範囲を説明できる 生じやすい学校管理下の事故について説明できる 学校管理下の事故が発生した場合の対応について説明できる 再発防止に向けた対策を取る際の手順を挙げることができる	学校管理下の事故 学校管理下の事故対応 学校管理下の再発防止対策 独立行政法人日本スポーツ振興センター
52 特別な教育ニーズを持つ子どもへの心身の健康管理面での支援を行う（35と合体）	3	35に統合	
VI 専門職者として研鑽し続ける基本能力			
53 教育研究などに参画し、養護教諭としての専門能力の向上に努める	1	校内研究、地域の学校保健（または養護教諭部会）研究の活動を通して養護教諭にとっての研究の意義を説明できる。	養護実践の研究の意義・研究の方法
54 養護教諭の実践に求められる知識・技術に関して、自己研鑽を高め、高い実践能力をめざす	4	養護教諭の実践に求められる知識・技術に関して、自己研鑽を高め、高い実践能力をめざす	救急処置能力 指導力 授業力 カウンセリング 根拠法令

資料2 平成29年1月12日に養護教諭関係団体連絡会と文部科学省健康教育・食育課及び教職員課の話し合いで提案された省令改正案

\*今後、教員のコアカリキュラムの検討を踏まえ、養護教諭については「教育の基礎的理解に関する科目」の中で履修すべき事項などが明記される可能性がある。

見直し（案） □の事項は備考において単位数を設定				
	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
養護に関する科目	衛生学および公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	4	2
	学校保健	2	2	1
	養護概説	2	2	1
	健康相談活動の理論及び方法	2	2	2
	栄養学（食品学を含む。）	2	2	2
	解剖学および生理学	2	2	2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2	2
	精神保健	2	2	2
	看護学（臨床実習および救急処置を含む。）	10	10	10
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4
	ロ 教職の意義および教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む）			
	ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携および学校安全への対応を含む。）			
	ニ 幼児、児童及び生徒の新進の発達及び学習の過程			
	ホ □特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得）			
	ヘ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
道徳、総合的な学習の時間等の内容および生徒指導、教育相談に関する科目	イ 道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容	8	8	4
	ロ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）			
	ハ 生徒指導の理論及び方法			
	ニ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
教育実習に関する科目	イ □養護教諭実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を2単位まで含むことができる）(5単位)	7	7	6
	ロ □教職実践演習（2単位）			
大学が独自に設定する科目		31	7	4
合計		80	56	42



# 平成 28 年度事業活動概略



平成 28 年度日本看護系大学協議会活動内容

	事業活動名	代表・分掌者	内 容
常 設 委 員 会	高等教育行政対策委員会	岡谷 恵子	Academic Administration に関する研修会の実施。 「看護系大学学士課程の実習とその基準策定に関する調査研究」を実施し、その結果をもとに実習の基準（クライテリア）の観点の概要を提案。
	看護学教育質向上委員会	萱間 真美	モデルコアカリキュラムへの対応、学生の背景や教育コースの多様化等による実習の在り方について検討した。実習を通じた看護学教育の質の維持、向上を目的とした研修会を企画することとし、その詳細について検討した。
	看護学教育評価検討委員会	内布 敦子	平成28年度の活動計画はコアカリキュラム策定の1点のみに絞られており、委員会は、コアカリキュラム策定を目指して具体的に作業を行った。2011年度までにJANPUで検討されてきたコアコンピテンシーを社会情勢に合わせて更新し6群24項目とし、コアカリキュラム作成の作業を行った。平成28年10月から文部科学省でモデルコアカリキュラム作成作業が始まり、本委員会の案を提供した。コンピテンシーを軸とした教育内容は参照として用いられた。本委員会の活動をコアカリキュラム作成から教育内容の提示へと方向転換することとし、平成29年度はコンピテンシーを基盤とした教育内容の検討が行われる予定である。
	高度実践看護師教育課程認定委員会	中野 綾美	1) 高度実践看護師教育課程の審査及び認定を行い、申請大学院、日本看護協会、文部科学省、厚生労働省、各都道府県保健福祉部医療政策課へ認定結果を通知した。 2) 申請された看護専攻教育課程特定の審査を行い、審査結果を申請代表者に通知した。 3) 高度実践看護師教育課程認定に関する申請希望大学院への情報発信および相談業務を実施した。 4) 平成 29 年度版高度実践看護師教育課程基準・高度実践看護師教育課程審査要項を作成した。
	広報・出版委員会	小松 浩子	1) 社会に向けた広報戦略の検討と実施 メディアおよび高校（約 8900 校）・高校生にむけての情報発信 2) リーフレットの改訂 3) ホームページの充実 ①本協議会の活動ならびに大学における看護教育についての理解が深まるよう、特に高校生及び高校の教員を対象としたコンテンツの充実（スマホサイトのユーザビリティの向上） ②ザ・データベース・オブ JANPU の拡充 ③HP の英語版の拡充 ④キャンペーンサイト内コンテンツおよび運用の方法の検討 ⑤会員校メニューの充実 4) オープンキャンパスグッズの作成

平成 28 年度日本看護系大学協議会活動内容(続き)

	事業活動名	代表・分掌者	内 容
常 設 委 員 会	国際交流推進委員会	山本 則子	1) 第 20 回 The East Asia Forum of Nursing Scholar (EAFONS)に参加し、Plenary discussionにおいて日本の看護高等教育の現状について発表するとともに、大学院生等の学会発表状況を把握した。 2) EAFONS Executive Committeeに参加し、定款の内容やメンバーの任期等について話し合った。 3) 看護系大学のグローバル化推進に向けて、留学制度への理解を深めることを目的とした研修会を企画・実施した。
	データベース委員会	荒木田美香子	1) 2015 年度の看護系大学の実態調査(8 回目)を行った。 2) 質問項目は昨年度、大きな見直しを行っており、今年度は、変更は行わなかったが、定義がはっきりしないものなどについて見直しを行った。また、実習実施上の困難の具体例も加えたことにより、会員校の実情を把握することができた。 3) 対象大学数は 254 校、回収大学数は 239 校(回収率:94.1%)と昨年度を上回ったが、未回答校が 15 校大学あった。
	災害支援対策委員会	鈴木 志津枝	平成 28 年度は 12 月 25 日(日)と 2 月 17 日(金)に、災害支援対策委員会を計 2 回開催し、下記の内容を検討し実施した。 <活動内容> 平成 27 年度の災害支援対策委員会での課題に基づき、平成 28 年度事業活動計画を検討した。 1) 日本看護系大学協議会の会員校の各ブロックごとの担当者の決定 2) 各ブロックの所属大学間の連携体制づくりに関する検討 3) 「防災マニュアル指針 2015」の見直しと追加内容の検討 4) 「防災マニュアル指針 2015」への追加内容を検討するため、日本看護系大学協議会の会員校に向けて、4 月以降にアンケート調査を実施予定。アンケートは委員会で案を作成し、理事会の意見を得て、最終案を作成した。 5) 熊本地震で被災した 3 大学へ継続訪問し、地震後から現在に至るまでの状況を把握し、支援の在り方について検討することとした。
臨時委員会	養護教諭養成教育検討委員会	荒木田美香子	1) 平成 27 年度に検討した「看護系大学で養成する養護教諭のコアコンピテンシー」をもとに、「コアカリキュラム」の検討を行った。 2) 平成 29 年 1 月 6 日に JANPU の養護教諭養成大学 78 校を対象にワークショップを行った。参加者数 71 名であった。ワークショップでは教育職員免許法の養成カリキュラムの見直しの見込みなどを説明するとともに、本委員会で検討中のコアカリキュラムを提案し、参加者のグループワークからいただいた意見をもとにさらに見直しを行った。

※平成 6 年度～平成 28 年度までの活動内容については本協議会のホームページ参照。

<http://www.janpu.or.jp/file/Activities.pdf>



定 款  
定款施行細則  
役員候補者選挙規程  
災害看護支援事業規程  
災害看護支援事業資金取扱規程



# 一般社団法人日本看護系大学協議会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本看護系大学協議会と称する。英文では、Japan Association of Nursing Programs in Universities と表示し、略称は「JANPU」とする。

(目的)

第2条 本法人は、看護学高等教育機関相互の連携と協力によって、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準の向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 看護学教育に関する調査研究
- (2) 看護学教育の質保証・向上
- (3) 高度実践看護師教育課程の推進
- (4) 看護学教育に関する政策提言
- (5) 看護学の社会への啓発活動
- (6) 看護学関連諸団体並びに国内外の諸機関との相互連携及び協力
- (7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(公告方法)

第5条 本法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 本法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第6条 本法人は、機関として社員総会、理事、監事及び理事会を置く。

## 第2章 社員

(社員の資格)

第7条 本法人の目的に賛同し理事会で入会を認められた看護系大学（以下「会員校」という）の看護学学部・学科・専攻に所属し、各会員校から代表として推薦された看護学教育研究者1名を社員とする。

看護系大学とは、保健師、助産師、看護師の国家試験受験資格を取得させ得る4年制大学及び省

庁大学校をいう。

(入社)

第8条 本法人の社員となるには、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第9条 本法人の会費は、社員が所属する会員校が負担するものとする。

- 2 会費の金額については、社員総会の議決により別に定める。
- 3 納入された会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(社員名簿)

第10条 本法人は、社員名簿を作成し、本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 本法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所にあてて行うものとする。

(退社)

第11条 社員は、次に掲げる事由に該当する場合は退社するものとする。

- (1) 社員からの退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1ヵ月前に退社届を提出するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- (2) 社員の資格を喪失した時
- (3) 除名

- 2 前項第3号の社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

### 第3章 社員総会

(社員総会の決議事項)

第12条 社員総会は法令及び本定款に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の金額
- (2) 社員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分

(招集)

第13条 本法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から4ヵ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、開催日の1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、あらかじめ定めた代表理事がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 やむを得ない理由で社員総会に出席できない社員は、その議決権を他の社員又は会員校の看護学教育研究者を代理人として、議決権を行使することができる。

ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名を選任して署名押印し10年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 役員

(理事の員数)

第20条 本法人の理事の員数は、10人以上15人以内とする。

(監事員数)

第21条 本法人の監事の員数は、2人以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 本法人の理事及び監事（以下本条において「役員」という）の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。役員候補者の選出方法については、定款施行細則に定めることとする。

- 2 第1項の決議をする場合には、役員が欠けた場合又は法人法若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。
- 3 第2項の規定による補欠役員を選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2回目に開催する定時社員総会の開始の時までとする。ただし、社員総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(代表理事等)

第23条 本法人に代表理事を1人、副代表理事を1人置く。

- 2 前項の代表理事及び副代表理事は、法人法上の代表理事とする。
- 3 本法人に常任理事を2人以内置くことができ、理事会の決議により常任理事のうち1人を法人法上の業務執行理事とすることができる。
- 4 代表理事、副代表理事、常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬その他の職務執行の対価として本法人から受取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(責任の免除又は限定)

第26条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更

- (4) 前各号に定めるもののほか、この法人業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 代表理事、副代表理事、常任理事及び業務執行権を持つ常任理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事がこれを招集し、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第29条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第33条 代表理事、副代表理事及び業務執行権を持つ常任理事は、毎事業年度に、4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事、副代表理事及び監事が、これに署名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 委員会等

(委員会)

第35条 本法人に、その事業の円滑な遂行を図るため、委員会等を設けることができる。

2 委員会等の設置及び運営に関する基本的事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第36条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置くものとする。

(剰余金)

第38条 本法人は、剰余金の配当は行わないものとする。

## 第8章 解 散

(解散の事由)

第39条 本法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

(1) 社員総会の決議

(2) 合併(合併により本法人が消滅する場合)

(3) 破産手続開始の決定

(剰余財産の帰属)

第40条 本法人が解散した場合に残余財産がある場合には、社員総会の決議を経て、国または地方公共団体または公益社団法人に帰属させる。

## 第9章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第41条 本法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

(住所)

(氏名) 中山 洋子

(住所)

(氏名) 野嶋 佐由美

(住所)

(氏名) 小泉 美佐子

(住所)

(氏名) 高橋 眞理

(住所)

(氏名) 田村 やよひ

(住所)

(氏名) 片田 範子

(住所)

(氏名) 正木 治恵

(住所)

(氏名) リボウイツツ よし子

(住所)

(氏名) 太田 喜久子

(住所)

(氏名) 小島 操子

(住所)

(氏名) 濱田 悦子

(設立時の役員)

第42条 本法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	中山 洋子
設立時理事	野嶋 佐由美
設立時理事	小泉 美佐子
設立時理事	高橋 眞理
設立時理事	田村 やよひ
設立時理事	片田 範子
設立時理事	正木 治恵
設立時理事	リボウイツツ よし子
設立時理事	太田 喜久子
設立時監事	小島 操子
設立時監事	濱田 悦子

設立時代代表理事 中山洋子

(最初の事業年度)

第43条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(最初の主たる事務所の所在場所)

第44条 最初の主たる事務所は、東京都千代田区内神田二丁目11番5号 大澤ビル6階に置く。

(細則)

第45条 この定款施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

第47条 本法人設立日に旧会の名簿に登録されている会員校の代表は、本法人設立の効力発生をもって、定款第7条の定めに基づく本法人の社員とみなす。

附則 この規程は、平成22年6月25日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成24年6月18日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成25年7月1日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成27年2月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月25日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 定款施行細則

この施行細則は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）定款第44条に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

### （会費）

第1条 本会の会費は、定款第9条第2項にもとづき、1校につき年額230,000円とする。

2 会費の納入は、毎年5月末日までに本会に当該年度分を納入しなければならない。ただし新会員校の会費納入日はこの限りではない。

### （理事候補者の種類及び選出）

第2条 本会の理事候補者については次の3種とする。

#### （1）選挙理事候補者

別に定める役員候補者選挙規程により社員の中から選出された者を選挙理事候補者とする。

#### （2）指名理事候補者

代表理事が理事会の承認を得て、前項の候補者とは別に社員の中から推薦した者を指名理事候補者とする。

#### （3）常任理事候補者

常任理事は、本会の事務所を主たる勤務地とする理事であり、社員に限らず理事会が推薦した者を常任理事候補者とする。

### （監事候補者の選出）

第3条 監事候補者は、別に定める役員候補者選挙規程により社員の中から選出する。

### （役員候補者の人数）

第4条 選挙理事候補者は、10名とする。

2 指名理事候補者は、3名以内とする。

3 常任理事候補者は、理事会が必要と認めた場合に限り、2名以内で置くことができる。

4 監事候補者は、2名とする。

### （役員候補者の補欠候補者）

第5条 定款第22条第2項の補欠役員の候補者は、役員候補者選挙の次点者から得票順に若干名選出する。

### （役員任期）

第6条 役員再任は、選挙理事・指名理事・監事の別を問わず連続しては2回（3期）までとする。

2 常任理事再任は、第1項の規定にかかわらず、常任理事として就任してから連続2回（3期）までとし、選挙理事・指名理事・監事を連続3期務めた者を常任理事に選任することを妨げない。

3 常任理事以外の役員については、任期中に会員校から代表として推薦された社員でなくなった場合は、原則辞任するものとする。後任を選任する場合の候補者は、役員候補者選挙において次点の者か

ら順に選任する。

4 第3項にかかわらず、役員交代の事業年度に限り定時社員総会までは役員を継続することができる。

(委員会の設置)

第7条 本会の円滑な遂行を図るため、定款第34条第2項にもとづき、本会に常設委員会と臨時委員会を置く。

(常設委員会)

第8条 本会に次の常設委員会を置く。

- (1) 高等教育行政対策委員会
- (2) 看護学教育質向上委員会
- (3) 看護学教育評価検討委員会
- (4) 高度実践看護師教育課程認定委員会
- (5) 広報・出版委員会
- (6) 国際交流推進委員会
- (7) データベース委員会
- (8) 災害支援対策委員会

(臨時委員会)

第9条 臨時委員会の設置・配置等については、理事会で決定する。

- 2 臨時委員会の構成等は、原則として常設委員会に準ずる。
- 3 役員選挙を必要とする該当年次に選挙管理委員会を設置する。

(定款施行細則の改正)

第10条 定款施行細則の改正は、社員総会の決議により行う。

附則 この細則は、平成22年12月24日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成27年2月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成28年6月20日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月25日から施行する。

なお、第6条(役員の任期)についての規定の変更は平成28年度に選任された役員を1期目として適用することとする。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 役員候補者選挙規程

この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）定款施行細則第2条及び第3条に基づき、理事・監事（以下「役員」という）候補者の選挙に必要な事項を定める。

（選挙人）

第1条 選挙人は、役員選挙の告示までに認められた会員校の社員とする。

（被選挙人）

第2条 被選挙人は、役員選挙の告示までに会員校として認められた大学の社員とする。

2 次に掲げる社員は、役員候補者となることはできない。

（1）当該年度までに3期続けて役員を務めた社員

（2）3期続けて役員を輩出した会員校の社員

（選挙理事候補者の選出）

第3条 選挙理事候補者の選出は、選挙人である社員1名につき、理事候補者5名の無記名投票とする。

（監事候補者の選出）

第4条 監事候補者の選出は、選挙人である社員1名につき、監事候補者1名の無記名投票とする。

（選挙の公示）

第5条 選挙管理委員会は、理事会で決定された選出すべき役員及び次点者の数を確認し、日程を定め社員へ告示する。

（選挙人及び被選挙人名簿）

第6条 選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人を確認し、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成し、理事会の承認を得る。

（投票用紙と被選挙人名簿）

第7条 選挙管理委員会は、投票用紙と被選挙人名簿を、選挙人に郵送し、郵便による投票を行う。

（1）郵送用封筒には、投票用紙入り封筒（内封筒）1枚と返信用封筒（外封筒）1枚が含まれる。

（2）投票用紙入り封筒（内封筒）は無記名封印したものとする。

（3）返信用封筒（外封筒）には選挙人住所・氏名欄を記載する。

（開票立会人）

第8条 開票は選挙管理委員会の管理下に行う。

2 開票の際には、立会人2名を置く。

3 立会人は、選挙管理委員会委員長が委員以外の社員から選出する。

（無効投票）

第9条 次の投票については、無効とする。

（1）正規の投票用紙及び封筒を用いないもの

- (2) 返信用封筒（外封筒）に記名のないもの
- (3) 返信用封筒（外封筒）の記名が選挙人でないもの
- (4) 被選挙権を有しない者に投票したもの
- (5) 定められた人数を超えて投票したもの
- (6) 投票期限を過ぎてから到着したもの
- (7) 記載あるいは表示されたものから判断不可能なもの
- (8) その他定款並びに本規程に反するもの

（選挙による役員候補者の決定）

第10条 役員候補者の決定は次の方法による。

- (1) 選挙において有効な投票数の多い順に理事及び監事を選出する。
- (2) 同数の有効投票を得た者については、抽選により決定する。
- (3) 理事、監事の両方に選出された者は、得票数の多いほうの役員候補者として選出し、理事、監事の両方に同数の得票を得た者は、理事候補者として選出する。
- (4) 選挙管理委員会は、投票の結果、理事及び監事候補者が決定したときは、選出された社員にその旨を通知し、その承諾を得る。
- (5) 選出された者が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げることとする。
- (6) 選挙管理委員会は、役員候補者名簿及び次点者名簿を作成し、開票結果とともに理事会に報告する。

（本規程の改正）

第11条 本規程の改正は、社員総会の決議により行う。

附則 この規程は、平成22年12月24日より施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月25日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 災害看護支援事業規程

### (目的)

第1条 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）は、（広く）災害で被災した会員校に所属する学生と教員に対する支援、被災した人々を看護支援する教員や学生の活動に対して支援するための事業を行う。本規程は、この事業を推進するために本会が行う募金活動、支援金助成の基準や手続きについて定める。

### (事業の内容)

第2条 本会は、災害看護支援事業として次の活動を行う。

- (1) 会員校の被災した学生や教員への支援ならびに被災地の災害看護活動を支援する教員や学生のための募金。
- (2) 会員校の教員・学生が行う看護活動の支援および広報。
- (3) その他、理事会が認めた活動。

### (募金活動)

第3条 受け付けた募金は本規程に則り、災害看護支援金として取り扱う。

### (災害支援対策委員会)

第4条 第2条に掲げる事業を推進するために、本会に災害支援対策委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は別に理事会が定める規程により運営する。

### (支援金交付対象)

第5条 災害看護支援金は、本会の会員校に所属する教員と学生とする。

2 前項の定めに関わらず、理事会が認めた場合は、非会員も支援対象とする。

### (支援金申請)

第6条 支援金を受けようとするものは、理事会が定める期間までに、別に定める申請書と必要な書類を添付し、代表理事へ提出しなければならない。

### (審査)

第7条 代表理事は、前条の支援金申請があったときは、委員会に諮ったうえで、支援の可否等について決定し、申請者に「支援金内定通知書」を送付する。

2 支援対象事業は次の通りとする。

- (1) 被災地における直接・間接的看護活動
- (2) 被災地における情報収集活動、災害看護の調査・研究
- (3) 研究成果を活用した看護活動に有益な情報の発信および広報活動
- (4) その他、委員会が認めた活動

3 前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する活動は支援対象とはしない。

- (1) 国または地方公共団体が運営し、またその責任に属するとみなされる活動。
- (2) 設立開始後満1ヶ年を経過しない団体による活動。ただし、必要性が認められる場合はこの限りではない。
- (3) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成

員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない団体による活動。

(4) 看護活動であっても、政治、宗教、組合等の手段として行う活動。

(5) その名称の如何にかかわらず、営利のために行なっているとみなされる活動。

(6) 支援による効果が期待できない活動。

(7) 他の補助金をもって実施することが適当と認められる活動。

(支援額の決定)

第8条 被助成者への支援金額の決定は、「助成金決定通知書」にて通知するものとする。

(交付請求)

第9条 被助成者は、前条の通知を受け支援金を受けようとする時は、別に定める「支援金請求書」を代表理事あてに提出する。

(支援金の交付)

第10条 本会は、前条による支援金請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ支援金を送金する。

(事業完了報告)

第11条 被助成者は、事業完了後直ちに「事業完了報告書」に支出を証明する書類を添付して、本会に提出しなければならない。

2 本会は、必要があると認めるときは、被助成者に対して調査を行うことができる。

(助成金の経理)

第12条 被助成者は、支援金の使途経理について常時内容を明らかにしておかなければならない。また、本会が要求するときは必要な記録および諸帳簿を提示するものとし、監査を拒むことはできない。

(助成金の返金)

第13条 事業完了報告後、交付した助成金が経費の額の合計額を上回った場合、その上回った部分については本会へ返還を要する。

(支援の取り消し)

第14条 被助成者が次の項目に1つでも該当する時は、支援金の全額もしくは一部を本会に返還させることができる。

(1) 経理状況が極めて不良と認めたもの。

(2) 経理上不都合ありと認めたもの。

(3) 支援決定後事業を一部休止または廃止したもの。

(4) 支援金を指定された事業以外に使用したとき。

(5) 事実と相違した申請または使途報告を行ったとき。

(6) その他、本協議会の指示に従わずまたは不相当と認めた場合。

(本規程の改正)

第15条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成24年10月14日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 災害看護支援事業資金取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という。）の有する災害看護支援事業資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 この法人は、特定資産として、災害看護支援事業資金を設けることができる。

### (積立)

第3条 本規程に基づき、災害看護支援事業資金に積立を行うものとする。

### (運用)

第4条 災害看護支援事業資金の運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 国債、地方債及び政府保証債
- (2) 金融機関への預貯金
- (3) 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託

### (運用性)

第5条 災害看護支援事業資金から生ずる運用益については、災害看護支援事業に使用し、又は当該事業資金に積立てるものとする。

### (取崩)

第6条 災害看護支援事業資金は、社員総会の決議により、災害看護支援事業資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

### (本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成24年10月14日から施行する。



## 委員会規程

1. 委員会に関する規程（共通）
2. 高等教育行政対策委員会規程
3. 看護学教育質向上委員会規程
4. 看護学教育評価検討委員会規程
5. 高度実践看護師教育課程認定委員会規程
  - ・ 高度実践看護師教育課程認定規程
  - ・ 高度実践看護師教育課程認定細則
  - ・ 高度実践看護師教育課程基準
6. 広報・出版委員会規程
7. 国際交流推進委員会規程
8. データベース委員会規程
9. 災害支援対策委員会規程
10. 養護教諭養成教育検討委員会規程
11. 選挙管理委員会規程
12. 常任理事候補者選考委員会規程



## 一般社団法人日本看護系大学協議会 委員会に関する規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条、第8条及び第9条に基づき、委員会（常設および臨時）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （任務）

- 第1条 委員会は理事会より委任を受けた事項を審議し、その経過および結果等を理事会で報告する。
- 2 委員会の活動内容は、当該年度末の事業活動報告書に掲載する。
  - 3 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

### （委員長）

- 第2条 委員会の委員長は理事会において選任する。
- 2 委員長は、理事あるいは理事会で指名する者とする。
  - 3 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
  - 4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。

### （委員の資格）

- 第3条 委員は会員校に所属する教員とする。
- 2 会員校ではない外部機関に所属する者は協力員とする。

### （委員会の構成）

- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 委員長（1名）
  - (2) 委員長が指名した者（若干名）
  - (3) 公募により、社員の推薦を受けた者（若干名）
- 2 委員会の委員は、理事会の承認を得る。
  - 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
  - 4 同一委員会内で同じ会員校に所属する委員は2名までとする。ただし高度実践看護師教育課程認定委員会はこの限りではない。

### （任期）

- 第5条 委員長および委員の任期は原則2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。但し、委員会の設置期間が2年未満の場合はその期間による。
- 2 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

### （委員会の議決事項）

- 第6条 委員会の開催は委員の半数の出席をもって成立する。
- 2 委員会の議決事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

### （委員会の運営）

- 第7条 委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

2 委員会の事務は、委員長が指名する。

(本規程の改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成23年3月6日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成28年7月8日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月20日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 高等教育行政対策委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第8条に基づき、高等教育行政対策委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （目的）

第1条 看護学高等教育が直面している課題の解決に向けて、必要な諸方策を検討し、日本看護系大学協議会の立場から見解や方向性を表明する。

### （審議事項）

第2条 高等教育行政対策委員会の審議事項は次の通りとする。

- （1）看護学高等教育行政・制度に関すること
- （2）設置者別の固有な課題に関すること
- （3）看護学教育の政策提言に関すること
- （4）その他必要となる事項

### （委員会の構成）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1）委員長（1名）
- （2）学長、学部長等、大学の運営に携わる立場にある者
- （3）委員長が指名した者

2 委員会の委員は、理事会の承認を得る。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

### （本規程の改正）

第4条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月20日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 看護学教育質向上委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第8条に基づき、看護学教育質向上委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （目的）

第1条 本委員会は、看護系大学における看護学教育の充実・向上を図るために、看護系大学の教育の質に関する事項並びに看護教員に求められる資質・能力向上に関する事項について検討する。

### （任務）

第2条 看護系大学における看護学教育に関する調査研究を行い、教育改善に役立てる基礎資料を得るとともに、それらの課題について看護系大学間で共有して、課題解決と教育の向上を目的とした検討会、研修会を企画、開催する。

### （本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月20日から施行する。

## 一般社団法人 日本看護系大学協議会 看護学教育評価検討委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と8条に基づき、看護学教育評価検討委員会（以下、「委員会」という）の設置・運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 看護系大学の学士課程・大学院の教育の質を高い水準で保証するために、具体的な評価内容と評価方法・評価組織の構築について検討する。

（審議事項）

第2条 看護学教育評価検討委員会の審議事項は以下の通りとする。

- （1）学士課程における教育の評価に関すること
- （2）大学院における教育の評価に関すること
- （3）看護系大学の教育評価における組織体制に関すること
- （4）その他看護学教育評価に関する重要な事項

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日より施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月20日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 高度実践看護師教育課程認定委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条及び第8条に基づき、高度実践看護師教育課程認定委員会（以下「認定委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （目的）

- 第1条 委員会は、高度実践看護師教育課程の普及に向けて、高度実践看護師教育課程の審査・認定、専門看護分野の特定を行うとともに、認定体制のあり方を検討することを目的とする。
- 2 高度実践看護師教育課程の認定等にあたり、他の関係機関と連携・協議する。

### （委員会の審議事項）

- 第2条 認定委員会は、高度実践看護師教育課程認定規程に基づき次に掲げる事項を審議する。
- （1）高度実践看護師教育課程の認定体制及び運営に関すること。
- （2）専門看護分野の教育課程の特定等に関すること。
- （3）専門看護分野の教育課程の認定に関すること。
- （4）その他、認定等に関する重要な事項。

### （委員会の構成）

- 第3条 認定委員会は、各専門分科会の代表者、高度実践看護師教育課程に携わっている者及び有識者の若干名からなる委員をもって構成する。
- 2 認定委員は、認定委員会の推薦を経て理事会の承認を得る。
- 3 認定委員会の委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

### （委員会の運営）

- 第4条 認定委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。
- 2 委員会の事務は、委員長が所属する会員校が担当することができる。

### （専門分科会）

- 第5条 認定委員会は、専門看護分野の教育課程の認定を行うにあたり、専門看護分野ごとに専門分科会を設けるものとする。
- 2 専門看護分野の代表者は、認定委員会の委員となり、専門分科会の委員長を務める。
- 3 専門看護分野の代表者は、認定委員会に対して分科会の委員を推薦する。
- 4 専門看護分野の代表者は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。
- 5 分科会は、非公開とする。

### （専門分科会委員の任命と任期）

- 第6条 専門分科会委員は、原則として大学院において高度実践看護師教育課程に携わっている者、若干名で構成し、認定委員会委員長が任命する。
- 2 分科会の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

### （専門分科会の審議事項）

第7条 専門分科会は、認定委員会の諮問を受け、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 専門看護分野別の専攻教育課程についての判定基準の作成に関する事。
- (2) 申請があつた高度実践看護師教育課程について、専門看護分野別の専攻教育課程の適切性を審査し、その結果を認定委員会に報告する。
- (3) その他、認定委員会から委嘱された事項。

(本規程の改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

- 附則
1. この規程は、平成23年1月10日から施行する。
  2. この規程の改正は、平成27年2月16日から施行する。
  3. この規程の改正は、平成29年3月20日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会  
高度実践看護師教育課程認定規程

制定 平成10年6月26日

## 第1章 総則

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）が、高度な専門知識と技術を持った高度実践看護師教育の質の維持と向上をめざし、高度実践看護師育成に適切な教育課程の基準を定めるとともに、その教育課程の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 高度実践看護師教育課程の定義

第2条 高度実践看護師教育課程は、専門看護師教育課程およびナースプラクティショナー教育課程により構成する。

2 専門看護師教育課程は、保健・医療・福祉現場において、複雑な健康問題を有する患者にケアとケアを統合し、卓越した直接ケアを提供するとともに、相談、調整、倫理調整、教育、研究を行い、ケアシステム全体を改善することで、看護実践を向上させる高度実践看護師を養成する教育課程とする。

3 ナースプラクティショナー教育課程は、保健・医療・福祉現場において病院・診療所等と連携して、現にまたは潜在的に健康問題を有する患者にケアとケアを統合し、一定の範囲で自律的に治療的もしくは予防的介入を行い、卓越した直接ケアを提供する高度実践看護師を養成する教育課程とする。

## 第3章 専門看護分野の教育課程の特定等

第3条 専門看護分野<sup>注1)</sup>の教育課程の特定については、認定委員会で審議し、理事会の議を経て、総会の承認をもって行うものとする。

2 高度実践看護師教育課程基準ならびに審査規準の見直しについては、定期的実施する。

注1)「専門看護分野」とは、高度実践看護師教育課程、すなわち専門看護師教育課程およびナースプラクティショナー教育課程の専門看護分野である。

## 第4章 高度実践看護師教育課程認定の申請資格

第4条 高度実践看護師教育課程認定の申請をする機関は、次の各号の基準を全て満たしているものとする。

(1) 日本国の大学院において高度実践看護師教育を行っている課程（26単位申請の場合・38単位申請の場合・46単位申請の場合）、または行う予定の課程（38単位申請の場合・46単位申請の場合）であること。

(2) 本会で別に定めた教育課程に関する次に掲げる条件をみたしていること。

A. 専門看護師 26 単位申請の場合<sup>注2)</sup>

- ① 履修単位数は、26 単位以上とし、そのうち実習は6 単位以上であること。
- ② 共通科目のうち、8 単位以上を必修とすること。
- ③ 専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。

注2) ただし、新規申請の受け付けは平成26 年度までとする。再申請については、平成27 年度まで受け付けることとする。

B. 専門看護師 38 単位申請の場合<sup>注3)</sup>

- ① 履修単位数は、38 単位以上とし、そのうち実習は10 単位以上であること。
- ② 共通科目 A のうち、8 単位以上を必修とすること。
- ③ 共通科目 B を、6 単位以上必修とすること。
- ④ 専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。

注3) 平成24 年度より新規申請開始。

C. ナースプラクティショナー 46 単位申請の場合<sup>注4)</sup>

- ① 履修単位数は、46 単位以上とし、そのうち実習は10 単位以上であること。
- ② 共通科目 A のうち、8 単位以上を必修とすること。
- ③ 共通科目 B を、6 単位以上必修とすること。
- ④ 専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。

注4) 平成27 年度より、新規申請を受け付ける。

## 第5章 高度実践看護師教育課程認定の審査方法等

第5条 前条に該当する機関の代表者が、認定を申請する場合は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類および審査料については別に定める。

2 既に高度実践看護師教育課程の認定を受けている教育課程が、共通科目及び専攻教育課程の科目の追加、及び科目内容の変更、科目単位の変更による認定を申請する場合は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類および審査料については別に定める。

第6条 審査は毎年1回、書類審査を中心に行われるものとする。

2 認定委員会は、必要に応じてその都度、聞き取り等を行う。

第7条 本会の代表理事は、認定委員会が高度実践看護師教育課程として認定した機関に対して高度実践看護師教育課程認定証（以下「認定証」という）を交付する。

2 本会は、前項の認定を行った場合には、その教育機関名を公表するとともに高度実践看護師教育課程認定名簿に登録する。

3 認定証の有効期間は、認定年度から10年間とする<sup>注5)</sup>。ただし、本規程第12条及び第13条の規定により高度実践看護師教育課程認定の資格を喪失したときは、認定証の有効期間は資格を喪失した日までとする。

注5) ただし、第4条(2)Aに定める専門看護師26 単位申請の場合、有効期間を平成32 年度までとする。

## 第6章 高度実践看護師教育課程認定の更新

第8条 本会は、高度実践看護師教育課程の質の維持と向上を目的として、高度実践看護師教育課程認定更新制度を実施するものとする。

第9条 本会の認定を受けた高度実践看護師教育課程認定機関は、認定を受けた日から10年毎にこれを更新しなければならない。

- 2 認定更新を申請する機関は、申請書類に審査料を添え、本会に提出するものとする。申請書類ならびに審査料については別に定める。
- 3 審査は毎年1回、書類審査を中心に行われるものとする。

第10条 高度実践看護師教育課程の認定更新を申請する機関は、第4条、第5条の規定によるものとする。

## 第7章 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届

第11条 本会の認定を受けた高度実践看護師教育課程等の名称に変更があった場合、変更点を届け出るものとする。

- 2 大学、研究科、ないし教育課程、コースの名称に変更があった場合には、その変更点を届け出るものとする。
- 3 科目名に変更があった場合には、その変更点を届け出るものとする。

## 第8章 高度実践看護師教育課程認定の資格喪失等

第12条 高度実践看護師教育課程認定の資格は、次の各号に該当する事由が生じた場合は、認定委員会の議を経て喪失するものとする。

- (1) 高度実践看護師教育課程認定の資格を辞退したとき。
- (2) 高度実践看護師教育課程認定の更新をしなかったとき。

第13条 高度実践看護師教育課程として相応しくない事由が生じた場合は、認定委員会並びに理事会で審議し、高度実践看護師教育課程の認定を取り消すことができる。

## 第9章 他の組織との連携

第14条 本会は、高度実践看護師教育課程の認定等にあたり、必要に応じて他の組織と連携したり協議することができる。

## 第10章 規程の改定等

第15条 この規程の改定については、認定委員会及び理事会の議を経て、総会の承認によるものとする。

第16条 この規程に定めるもののほか、高度実践看護師教育課程の認定に関して必要な事項は別に定めるものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

1. この規程は、平成10年6月26日から施行する。
2. この規程は、平成11年10月22日から施行する。
3. この規程は、平成15年5月23日から施行する。
4. この規程は、平成19年5月11日から施行する。
5. この規程は、平成23年1月10日から施行する。
6. この規程は、平成24年6月18日から施行する。
7. この規程は、平成27年2月16日から施行する。

#### (経過措置)

1. すでに専門看護師教育課程の認定を受けた教育課程は、第2条の高度実践看護師教育課程の認定を受けたものとみなす。

一般社団法人日本看護系大学協議会  
高度実践看護師教育課程認定細則

制定 平成10年6月26日

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）高度実践看護師教育課程認定規程の施行に当たり、規程第16条により、規程に定められた以外の事項について細則に定めるものとする。

第2章 専門看護分野の教育課程の特定等

第2条 専門看護分野の教育課程の特定を申請するものは、所定の申請書類（様式8）を認定委員会に提出しなければならない。申請書類に含まれる事項は下記のように定める。

- (1) 当該専門看護分野特定の必要性
- (2) 当該分野における既存の大学院教育の実状
- (3) 当該分野の専攻教育課程の案
- (4) 当該分野の専攻教育課程の審査規準案

第3条 専門看護分野の教育課程の特定に関する申請は、毎年7月末までに、申請書類を整えて申請するものとする。（様式8）

第4条 特定されている専門看護分野の教育課程およびその英語名は以下の通りである。

(1) 専門看護師教育課程

がん看護（Cancer Nursing）、慢性看護（Chronic Care Nursing）、母性看護（Women's Health Nursing）、小児看護（Child Health Nursing）、老年看護（Gerontological Nursing）、精神看護（Psychiatric Mental Health Nursing）、家族看護（Family Health Nursing）、感染看護（Infection Control Nursing）、地域看護（Community Health Nursing）、クリティカルケア看護（Critical Care Nursing）、在宅看護（Home Care Nursing）、遺伝看護（Genetic Nursing）、災害看護（Disaster Nursing）、放射線看護（Radiological Nursing）。

日本看護系大学協議会教育課程名称	日本看護協会専門看護師名称
がん看護専攻教育課程	がん看護専門看護師
慢性看護専攻教育課程	慢性疾患看護専門看護師
母性看護専攻教育課程	母性看護専門看護師
小児看護専攻教育課程	小児看護専門看護師
老年看護専攻教育課程	老人看護専門看護師
精神看護専攻教育課程	精神看護専門看護師
家族看護専攻教育課程	家族支援専門看護師
感染看護専攻教育課程	感染症看護専門看護師
地域看護専攻教育課程	地域看護専門看護師
クリティカルケア看護専攻教育課程	急性・重症患者看護専門看護師
在宅看護専攻教育課程	在宅看護専門看護師
遺伝看護専攻教育課程	遺伝看護専門看護師
災害看護専攻教育課程	災害看護専門看護師
放射線看護専攻教育課程	未特定

(2) ナースプラクティショナー教育課程  
プライマリケア看護 (Primary Care Nursing)

ナースプラクティショナー教育課程名称	未定
プライマリケア看護専攻教育課程	未特定

- 2 高度実践看護師の英語での表記法は、「Advanced Practice Nurse」とする。
- 3 専門看護師の専門看護分野を示す際の英語での表記法は、「Certified Nurse Specialist in (専門看護分野名)」とする。
- 4 ナースプラクティショナーの専門看護分野を示す際の英語での表記法は、「Certified Nurse Practitioner in (専門看護分野名)」とする。

第5条 高度実践看護師教育課程基準ならびに審査規準の見直しは5年毎に、高度実践看護師教育課程検討委員会（以下「検討委員会」という）を設けて検討する。

2 検討委員会委員は、理事会が任命する。

### 第3章 高度実践看護師教育課程認定の申請資格

第6条 規程第4条により、高度実践看護師教育課程の認定を申請する機関は、高度実践看護師教育課程基準に定める教育内容を有していなければならない。

A. 専門看護師26単位更新申請の場合

- (1) 共通履修科目とは、看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論である。
- (2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、高度実践看護師教育課程基準別表で提示する。

B. 専門看護師38単位申請の場合

- (1) 共通履修科目として、共通科目A、共通科目Bを設ける。共通科目Aとは、看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論である。共通科目Bとは、フィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学である。
- (2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、高度実践看護師教育課程基準別表で提示する。

C. ナースプラクティショナー46単位申請の場合

- (1) 共通履修科目として、共通科目A、共通科目Bを設ける。共通科目Aとは、看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論である。共通科目Bとは、フィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学である。
- (2) 専門看護分野別の専攻教育課程は、高度実践看護師教育課程基準別表で提示する。

### 第4章 高度実践看護師教育課程の認定の審査方法等

第7条 規程第4条により、認定のための申請書類は下記のように定める。

- (1) 高度実践看護師教育課程認定審査申請書（様式1-1）
  - (2) 共通科目の照合表（様式2：26単位申請用、38単位申請用、もしくは46単位申請用）
  - (3) 専攻教育課程照合表（様式3：26単位申請用、38単位申請用、もしくは46単位申請用）
- 2 既に共通科目の審査を終えている大学院が新たな専門看護分野の高度実践看護師教育課程の認定を申請する場合は様式1及び様式3を提出するものとする。
  - 3 既に認定されている教育課程が科目の追加及び科目内容の変更、科目単位の変更による科目の認定を申請する場合は様式1と様式2又は様式3、及び様式12-1又は様式12-2を提出するものとする。
  - 4 高度実践看護師教育課程の認定を希望する機関は、申請書類と審査料を、毎年7月末までに、認定

委員会に提出しなければならない。

5 既納の審査料は、返還しない。

第8条 認定委員会からの勧告、及び助言の内容については、当該教育機関以外には公表しない。

第9条 規程第7条にある認定証は様式4、及び高度実践看護師教育課程認定名簿は様式5とする。

第10条 本会は、高度実践看護師教育課程審査要項を公表する。

第11条 日本看護系大学協議会が認定する高度実践看護師教育課程の有効期限は、高度実践看護師教育課程として認定された年度を基準とする。

2 第7条の3により高度実践看護師教育課程の共通科目の追加認定があった場合、その追加された科目は、既に認定された高度実践看護師教育課程の有効期限に準じるものとする。

3 第7条の3により高度実践看護師教育課程の専攻教育課程の科目の追加認定があった場合、その追加された科目は、既に認定された高度実践看護師教育課程の有効期限に準じるものとする。

## 第5章 高度実践看護師教育課程の認定更新

第12条 高度実践看護師教育課程の認定更新の申請書類は、下記のものとする。

(1) 高度実践看護師教育課程更新認定審査申請書(様式1-2)

(2) 共通科目の照合表(様式2-1、2-2)

(3) 専攻教育課程照合表(様式3)

(4) 変更点に関する説明書(様式9-1、9-2)

2 認定更新を希望する機関は、申請書類と審査料を、毎年7月末までに、認定委員会に提出しなければならない。

## 第6章 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届

第13条 高度実践看護師教育課程等の名称の変更届は、様式13とする。

## 第7章 高度実践看護師教育課程等の辞退

第14条 高度実践看護師教育課程等の認定期間中の辞退届は、様式1-3とする。

## 第8章 他の組織との連携

第15条 本会代表理事と日本看護協会会長との間で、専門看護師教育課程認定結果の通知及び協議に関する具体的な取り決めを行うこととする。

(1) 専門看護師制度に関わる諸問題に対して、必要時、本会と日本看護協会との間で協議する場を設ける。

(2) 本会専門看護師教育課程認定委員会が行う専門看護師教育課程認定結果は、日本看護協会専門看護師認定部に通知する。

①所定の文書をもって通知する。(様式6、様式7)

②通知は年1回行うこととし、その年の認定終了後とする。

## 第9章 細則の改定等

第16条 この細則の改定については、認定委員会及び理事会の承認によるものとする。

## 附 則

1. この細則は、平成10年6月26日から施行する。
2. この細則は、平成11年10月22日から施行する。
3. この細則は、平成15年5月23日から施行する。
4. この細則は、平成16年5月7日から施行する。
5. この細則は、平成17年5月13日から施行する。
6. この細則は、平成19年5月11日から施行する。
7. この細則は、平成20年12月20日から施行する。
8. この細則は、平成23年1月10日から施行する。
9. この細則は、平成24年3月18日から施行する。
10. この細則は、平成24年6月18日から施行する。
11. この細則は、平成27年2月16日から施行する。
12. この細則は、平成28年1月22日から施行する。
13. この細則は、平成29年1月29日から施行する。

一般社団法人 日本看護系大学協議会  
高度実践看護師教育課程基準

【高度実践看護師の教育理念】

高度実践看護師は、対象のクオリティ・オブ・ライフの向上を目的として、個人、家族、および集団に対して、ケアとキュアの統合による高度な看護学の知識・技術を駆使して、疾病の予防及び治療・療養・生活過程の全般を統合・管理し、卓越した看護ケアを提供する者である。その役割は、専門性を基盤とした高度な実践、看護職を含むケア提供者に対する教育や相談、研究、保健医療福祉チーム内の調整、倫理的課題の調整である。また総合的な判断力と組織的な問題解決力を持って専門領域における新しい課題に挑戦し、現場のみならず教育や政策への課題にも反映できる開発的役割がとれる変革推進者として機能する。

以上のような人材を育成する。

ただし、専門看護師教育課程 26 単位の教育理念は次の通りとする。

専門看護師は看護現場において、看護ケアの質の向上を図るために卓越した専門的能力を持つ実践者、スタッフナースへの相談者や教育者、研究者、保健医療福祉ニーズのケア調整者、倫理的課題への調整者としての機能を果たす。また総合的な判断力と組織的な問題解決力を持って専門領域における新しい課題にチャレンジし、現場のみならず教育や政策への課題にも反映できる開発的役割がとれるチェンジ・エイジェントとして機能できる人材を育成する。我が国の看護現場において、看護管理者やスタッフナースとともに、ケアの開発・改革を試みる人材として期待される。

【高度実践看護師の共通目的（共通能力水準）】

高度実践看護師は、ある特定の看護分野において「ケアとキュアを統合した高度な看護実践能力」を有することを認定される看護職者である。

高度実践看護師は、それぞれの専門看護分野において次のような役割を果たす。

- 1) 専門看護分野において、個人・家族または集団に対してケアとキュアを統合した高度な看護を実践する（実践）。
- 2) 専門看護分野において、看護職者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす（教育）。
- 3) 専門看護分野において、看護職者を含むケア提供者に対してコンサルテーションを行う（相談）。
- 4) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に提供されるために、保健医療福祉に携わる人々間のコーディネートを行う（調整）。
- 5) 専門看護分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るために実践の場における研究活動を行う（研究）。
- 6) 専門看護分野において、倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行う（倫理）。

【教育課程の基準】

- 1) 高度実践看護師教育課程認定規程 第4条の(2)ABCに定めたとおりとする。
- 2) 共通科目または、共通科目Aは、次の7科目から選択し8単位以上を履修する。  
①看護教育論、②看護管理論、③看護理論、④看護研究、⑤コンサルテーション論、  
⑥看護倫理、⑦看護政策論
- 3) 共通科目Bは、次の3科目から選択し6単位以上を履修する。  
①フィジカルアセスメント、②病態生理学、③臨床薬理学
- 4) 専門看護分野別専攻教育課程の基準は、別表に示す通りである。
- 5) 実習は高度実践看護師にとってきわめて重要な実践能力を高めるものであるから、教育としての質を保証することが重要である。そこで、実習方法としては単に、実践するだけではなく、スーパービジョンや事例検討や討議セミナーを持つなど多様な方法を駆使することにより、高度実践看護師が備えるべき実践能力を高め、看護活動を創意工夫して変革でき、社会組織的に発展させうるような能力を養うことが重要視される。

平成10年6月26日 制定  
平成16年4月 1日 改定  
平成23年9月30日 改定

平成26年1月11日 改定  
平成27年2月16日 改定

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 広報・出版委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第8条に基づき、広報・出版委員会（以下、「委員会」という）の設置・運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 委員会は看護に関する情報を会員校ならびに社会に向けて広報することで、看護学教育の発展を支えることを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は広報関連の事項について審議する。その経過および結果等を理事会で報告するものとする。以下が委員会の所掌事項となる。

- （1）日本看護系大学協議会ホームページ（以下ホームページとする）の運営方針を審議し理事会へ報告する。
- （2）ホームページの維持管理を行う。
- （3）本会の事業活動など、広く社会に広報するために、適切な手段を審議し、その媒体作成を推進する。

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月20日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 国際交流推進委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第8条に基づき、国際交流推進委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 看護学高等教育に関する国際交流を通して、本会会員校のグローバル化に向けた支援を行う。

（任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1）East Asia Forum of Nursing Sholars との国際交流に関すること
- （2）国際的な博士課程教育のネットワークに関すること
- （3）若手研究者の国際的な活動力の育成に関すること
- （4）その他必要な事項

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月20日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 データベース委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第8条に基づき、データベース委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （目的）

第1条 本委員会は年度毎に会員校の教育・研究・社会貢献等に関する実態調査を実施し、今後の看護系大学の在り方に関わる基礎資料を提供することを目的とする。

### （任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1）意義のある調査結果が得られるよう、委員会は本会会員校の意識づけを図る。
- （2）調査結果の報告は単年度ごとに行い、5年ごとに年次比較も行う。
- （3）事務局および委託業者と連携し、調査、分析、報告を円滑に実施する。
- （4）その他、データベースの活用に関するシステム化を図る。

### （本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月20日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 災害支援対策委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第8条に基づき、災害支援対策委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 防災および災害支援にかかわる事業を行うにあたり、防災にかかわる啓発や広報、災害支援にかかわる募金や助成、その他組織のあり方などの重要事項を協議し、本事業の円滑、適正な運営を図ることを目的とする。

（任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1）防災にかかわる啓発に関する事項
- （2）災害対応にかかわる体制整備に関する事項
- （3）災害時の看護活動を支援するための募金に関する事項
- （4）災害時の看護活動を支援するための広報に関する事項
- （5）災害支援金の申請者等の選定の審査に関する事項
- （6）その他必要な事項

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年11月28日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月20日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 養護教諭養成教育検討委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第9条に基づき、養護教諭教育カリキュラム検討委員会の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 養護教諭養成のあり方を検討することを目的とする。

2 養護教諭養成カリキュラム及び制度に関係する諸機関、諸団体と連携・協働する。

（審議事項）

第2条 審議事項は、以下の項目とする。

（1）現代の子どもの心身の健康課題を踏まえた養護教諭の役割に関する事

（2）看護能力を持つ看護系大学で養成する養護教諭のコアコンピテンスに関する事

（3）看護能力を持つ養護教諭の養成カリキュラムに関する事

（4）養護教諭養成に関する政策提言に関する事

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成26年10月3日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月20日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 選挙管理委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第9条に基づき、選挙管理委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （委員会の設置）

- 第1条 理事会は、社員の中から5名の選挙管理委員を委嘱する。
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、代表理事に諮り補充の委員を委嘱する。
  - 3 選挙管理委員は、選挙権を有する。

### （任務）

- 第2条 委員会は、理事会より委任を受け役員候補者の選出に必要な業務を行う。
- 2 委員会は、委員会の経過及び結果等を理事会に報告する。
  - 3 委員会の活動内容は、当該年度末の事業報告書に掲載し報告する。
  - 4 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

### （委員長）

- 第3条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
  - 3 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
  - 4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。
  - 5 委員長は委員会を招集し、その議事を整理する。

### （任期）

- 第4条 選挙管理委員の任期は、役員等が社員総会で承認されるときまでとする。
- 2 委員が任期中に会員校から代表として推薦された社員ではなくなった場合でも、当該年度の定時社員総会までは委員を継続することができる。

### （委員会の業務）

- 第5条 委員会は次の業務を行う。
- (1) 理事及び監事の選挙に係わる日程など計画の立案
  - (2) 理事及び監事の選挙に係わる関係書類の整備、確認
  - (3) 選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成
  - (4) 理事及び監事の選挙に係わる関係事項の告示
  - (5) 投票及び開票の管理
  - (6) 投票の有効、無効の判定
  - (7) 選挙終了後、理事及び監事候補者の決定、その結果の理事会への報告
  - (8) その他選挙に必要な事項

### （委員会の議決事項）

- 第6条 委員会の開催は委員の半数の出席をもって成立する。
- 2 委員会の議決事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成22年12月24日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成23年12月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月20日から施行する。

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 常任理事候補者選考委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第9条に基づき、常任理事候補者選考委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

### （委員会の設置）

第1条 理事会は、下記5名の委員を委嘱する。

- (1) 代表理事
  - (2) 総務会理事から1名
  - (3) 国公立大学の社員から1名
  - (4) 私立大学の社員から1名
  - (5) 本会事務局事務職員から1名
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、理事会の審議を経て代表理事が補充の委員を委嘱する。

### （任務）

第2条 委員会は、理事会より委任を受け常任理事候補者の選考に必要な業務を行う。

- 2 委員会は、経過及び結果等を理事会に報告する。
- 3 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

### （委員長）

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、代表理事が務める。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 5 委員長は委員会を招集し、その議事を整理する。

### （任期）

第4条 委員の任期は、常任理事が社員総会で承認されるときまでとする。

- 2 委員がその職務を全うできない場合は理事会に申し出る。

### （委員会の業務）

第5条 委員会は次の業務を行う。

- (1) 常任理事の選考に係わる日程・関係書類の整備・確認
- (2) 応募者名簿の作成
- (3) 応募者の推薦順位の決定
- (4) 推薦順位の理事会への報告
- (5) その他選考に必要な事項

### （委員会の議決事項）

第6条 委員会の開催は委員の半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議決事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成29年3月20日から施行する。



# 理事会關連規程

1. 理事職務規程
2. 常任理事服務規程



## 一般社団法人日本看護系大学協議会 理事職務規程

(目的)

### 第1条

この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）における理事の職務権限を定め、業務の適法、かつ、効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

### 第2条

本会の役員は、代表理事、副代表理事、理事及び監事とし、理事会が必要と認めた場合には常任理事を置くこととする。

(理事)

### 第3条

理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

### 第4条

代表理事の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表理事として、本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副代表理事)

### 第5条

副代表理事の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、副代表理事は、代表理事の職務を執行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常任理事)

### 第6条

理事会が必要であると認めた場合には、理事の中から2名以内の常任理事を理事会の決議により選定する。

- 2 常任理事は、本会を主たる勤務地とすることとする。
- 3 常任理事のうち1名を理事会の決議により、業務執行理事とすることができる。
- 4 常任理事の職務は、代表理事及び副代表理事を補佐し、常任理事服務規程第3条に定義する業務を遂行することとする。
- 5 業務執行理事となった常任理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事職務規程の改廃)

### 第7条

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成29年3月20日より施行する。

# 常任理事服務規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）の常任理事の就任、服務規律、勤務形態、報酬および退任等について定める。

(常任理事の定義)

第2条 常任理事とは次に定義する理事を指す。

- (1) 常任理事とは、理事のうち本会の事務所を主たる勤務地とする常勤理事を言う。
- (2) 常任理事のうち1人を法人法上の業務執行理事とすることができる。

(職務内容)

第3条 常任理事は次の業務を遂行する。

- (1) 業務執行理事である常任理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (2) 代表理事を補佐し、本会の業務を執行する。
- (3) 代表理事から委嘱された特命事項を処理する。
- (4) 関係省庁、他団体や関係機関等との連絡・調整等を行い、代表理事の代行として会議等に出席して審議可能な立場で意見を述べることができる。
- (5) 代表理事を補佐し、理事会の議決に基づき業務を掌理し、社員総会で議決した事項を処理する。
- (6) 各委員会の事業活動を日常的に掌握しながら、代表理事への情報伝達、役員間の連絡調整、事務局の指導を行う。
- (7) 法人の活動に関する情報を幅広く収集し、代表理事および理事会に報告する。
- (8) 会員校との連携、調整、相談に係る事項を処理する。
- (9) 代表理事・副代表理事と協議し、緊急または適宜に対応すべき声明、意見書、要望書等の作成を行う。

(適用範囲)

第4条 この規程は、原則として常任理事に適用する。

## 第2章 就任

(選出)

第5条 常任理事候補者は、公募又は理事会及び社員からの推薦により選出し、理事会の決議による。

(推薦と選任)

第6条 常任理事の候補者は、社員に限らず、理事会が推薦した常任理事候補者として社員総会の承認を受けた理事とする。

(推薦の基準)

第7条 常任理事は次の基準を全て満たすこととする。

- (1) 看護系大学・大学院での看護学教育研究者の経験者とする。

- (2) 本会の社員の経験者とする。
- (3) 本会の役員または委員経験者が望ましい。
- (4) リーダーシップ、マネジメントシップおよび企画力に優れていること。
- (5) 役員にふさわしい人格、見識を有すること。
- (6) 本会の目的、事業に理解があること。
- (7) 心身ともに健康であること。

(任期)

第8条 定款第24条ならびに定款施行細則第6条に基づき、理事に選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は2回(連続3期)までとする。

(就任承諾書)

第9条 常任理事に就任することを承諾したときは、速やかに本会に就任承諾書を提出しなければならない。ただし、再任の場合は省略することができる。

(就任日)

第10条 常任理事の就任日は理事会で決定する。

### 第3章 服務規律

(忠実義務)

第11条 常任理事は、次に掲げるものを誠実に遵守し、本会のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

- (1) 法律
- (2) 定款ならびに定款施行細則、その他本会の規程
- (3) 社員総会の決議
- (4) 理事会の決議

(理事会への出席義務)

第12条 常任理事は、理事会に出席しなければならない。やむを得ない事由で出席できないときは、あらかじめ代表理事に届け出なければならない。

(守秘義務)

第13条 常任理事は、在任中はもとより退任後においても、業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(セクシャルハラスメントとパワーハラスメント)

第14条 セクシャルハラスメント、パワーハラスメントまたはこれらに相当する行為により、他者の人格と尊敬を侵害したり、職場の環境を悪化させてはならない。

(損害賠償)

第15条 常任理事は、故意または重大な損失によって本会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 第4章 勤務条件

(勤務時間)

第16条 常任理事の勤務時間は、本会の事務所職員の就業規則に定義している勤務時間に準ずる。

(事務所外の勤務時間)

第17条 出張、社外で勤務した場合も、勤務時間を勤務したものとみなす。

(休日)

第18条 本会の事務所職員の就業規則に定義している休日と同じとする。

## 第5章 報酬等

(報酬)

第19条 常任理事の報酬は、社員総会で決議された総額の範囲内で理事会に諮って決定する。

(報酬の形態)

第20条 報酬は、月額で定め、毎月25日に支払う。

(賞与)

第21条 常任理事に賞与は支給しない。

## 第6章 退任

(退任の要件)

第22条 常任理事が次のいずれかに該当するときは退任とする。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 辞任を申し出て理事会で承認されたとき。
- (3) 死亡したとき
- (4) 理事会で解任されたとき
- (5) 社員総会で解任されたとき

(辞任)

第23条 常任理事を辞任しようとするときは、原則として3ヵ月前までに代表理事に申し出なければならない。代表理事はこれを理事会に諮って決定する。

(退任の心得)

第24条 常任理事を退任するときは、業務の引継を完全に行い、かつ、退任後においても、在任中に担当した業務について責任をもたなければならない。

(退職慰労金)

第25条 常任理事に退職慰労金は支給しない。

(本規程の改正)

第26条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成29年3月20日より施行する。

## 平成 28 年度事業活動報告書

平成 29 年 3 月 発行

編集・発行 一般社団法人 日本看護系大学協議会事務局

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-5

大澤ビル 6 階

TEL : 03-6206-9451

FAX : 03-6206-9452

E-mail : office@janpu.or.jp

印刷所 株式会社 白峰社

TEL : 03-3983-2312

FAX : 03-3983-2307

